

4. 調査の結果

1) インターネット調査

(1) データセットの特性

サンプル：23,210名

サンプルの属性

【実数】

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	23,210	2,626	3,368	4,138	3,493	6,938	2,468	179
男性	11,228	1,346	1,687	2,119	1,780	2,942	1,250	104
女性	11,982	1,280	1,681	2,019	1,713	3,996	1,218	75

【割合】

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	11.3%	14.5%	17.8%	15.0%	29.9%	10.6%	0.8%
男性	48.4%	5.8%	7.3%	9.1%	7.7%	12.7%	5.4%	0.4%
女性	51.6%	5.5%	7.2%	8.7%	7.4%	17.2%	5.2%	0.3%

< 国勢調査（平成27年）における割合（参照値） >

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	11.9%	15.0%	17.7%	14.9%	17.4%	13.5%	9.5%
男性	48.0%	6.1%	7.6%	8.9%	7.4%	8.5%	6.1%	3.3%
女性	52.0%	5.9%	7.4%	8.8%	7.5%	9.0%	7.3%	6.2%

注記）調査実施時には、60代、70代、80代以上はまとめて「60代以上」とし、「60代以上」の国勢調査の割合を参照した。

公的障害者制度の利用者の割合

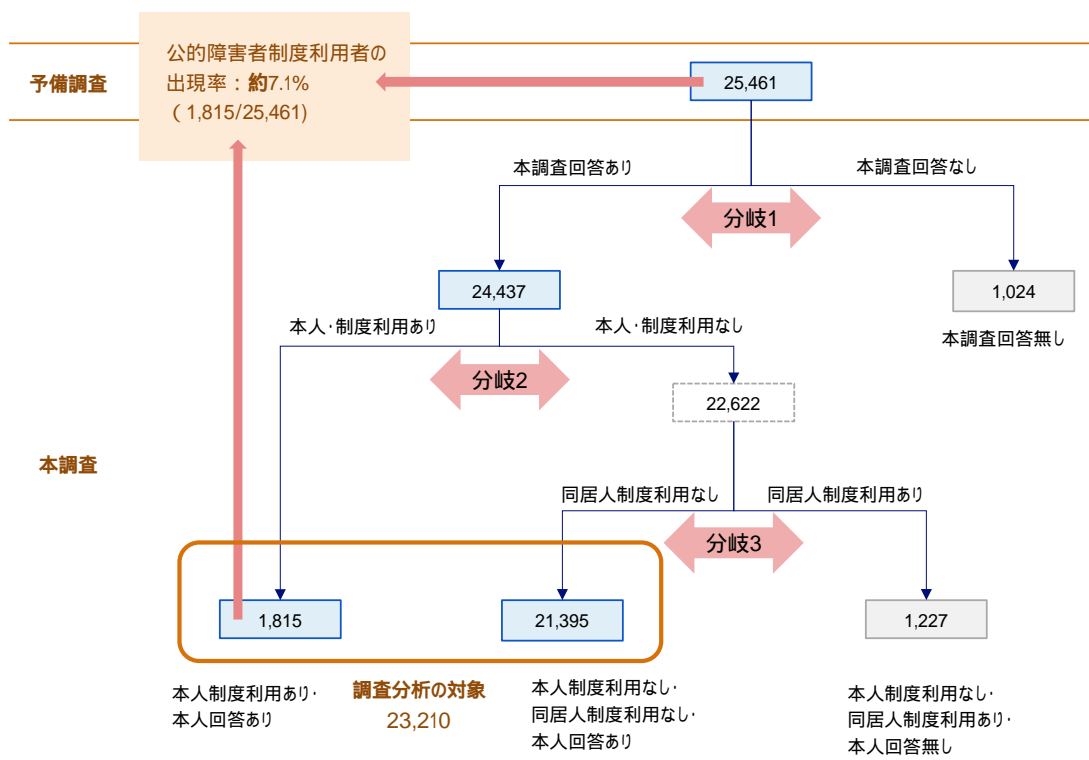
7.1%（25,461名中1,815名）

25,461名は、予備調査におけるサンプルである。

サンプル抽出フローと結果

インターネット調査における、集計サンプルは以下のようなフローに基づいて抽出した。(実際の本フローにおける考え方は p25 を参照)

図表 19 インターネット調査における集計サンプルの抽出フローとサンプル



20歳以上における公的障害者制度の利用率に関する統計等の資料との比較

公的障害者制度の利用率について、インターネット調査における本調査のサンプルと統計等の資料に基づくデータを比較した。インターネット調査は、20歳以上を対象に実施したため、統計等の資料については、可能な限り、年齢の区別のあるデータをもとに比較を行い20歳以上の利用率を抽出するように努めた。

利用率に大きな差がある制度としては、「介護保険法によるサービス」が挙げられる。同サービスは65歳以上の高齢層を中心としたサービスであるため、70代、80代のサンプルが少ない本調査においては介護保険サービスの利用率（0.6%）が少なくなっていると考えられる。また、予備調査においては、公的障害者制度の利用状況を確認するために、検討チーム会合の議論の結果として、身体障害者手帳を所持している、療育手帳を所持している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、障害年金を受給している、障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給しているの5つの制度を列挙してその利用有無を尋ねたが、予備調査で上記制度を利用していない者の中には、予備調査と本調査の実施が異なる時点であったため、一部本調査に回答していただけない者がおり、この者の中に介護保険法によるサービス利用者がいた可能性などがあることも介護保険法によるサービスの利用者割合が少ない一因となっていると考えられる。しかしながら、本調査に回答いただけなかった者は1,024人のみであるため、この点が介護保険法によるサービス利用者が極端に少ないことを十分に説明するわけではない。

また、モニター調査である本インターネット調査のサンプルは「精神障害者保健福祉手帳」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付」の利用者が多いという特性を持つ。この点、多様な観点から国民の属性と全く同じサンプルを実現することには限界があり、上記のような特性があることに留意した上で本報告書を見る必要がある。

図表 20 公的障害者制度の利用者の比較（インターネット調査と統計等）

	インターネット調査		統計等の資料		資料
	20歳以上		20歳以上		
	利用者数 (単位:人)	利用率	利用者数 (単位:千人)	利用率	
1.身体障害者手帳を所持している	775	3.3%	4,987	4.8%	「福祉行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には20歳以上の年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、18歳以上のデータで推計。
2.療育手帳を所持している	99	0.4%	836	0.8%	「福祉行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には20歳以上の年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、18歳以上のデータで推計。
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	0.2%	-	-	データは存在せず(厚生労働省確認)
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	2.6%	1,063	1.0%	「衛生行政報告例」の平成30年度末現在における台帳登録数。同資料には年齢区分がないため、「統計等の資料」の利用率は、全年齢のデータで推計。 (「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によると、手帳所持の20歳未満の構成比は2.1%なので、全年齢のデータを活用)
5.障害年金を受給している	569	2.5%	1,796	1.7%	「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(平成26年)
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	2.1%	848	0.8%	厚生労働省障害保健福祉部企画課提供資料より(令和元年11月時点)
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	0.6%	-	-	平成30年(2018年度)度の利用者数(厚生労働省障害者雇用対策課提供) 障害者職業センター:31,977人 障害者就業・生活支援センター:188,440人 (年間の延べ人数のため活用せず)
8.介護保険法によるサービスを利用している	102	0.6%	6,413	8.5%	「介護保険事業状況報告」(平成29年度) 平成29年度末の要介護(要支援)認定者数。第1号被保険者(65歳以上)に第2号被保険者(40歳以上65歳未満)を加えており、対象は40歳以上となる。 (利用率は、インターネット調査では40歳以上のサンプル数で割って算出。統計等の資料では、40歳以上人口の75,761,015人で割って算出)
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	1.0%	906	0.9%	厚生労働省衛生行政報告例(平成30年度末現在)
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	0.4%	-	-	その他に何が含まれるか不明のため、利用率は記載せず。
参考)インターネット調査:サンプル(人) 統計等の資料:人口(千人)	23,210		103,746		利用率は、利用者数を、左記のサンプル数、人口(20歳以上人口)で割ってそれぞれ算出している。ただし、介護保険法によるサービスの利用率は、40歳以上のサンプル数、人口で算出。

全数調査と60歳未満の調査の結果の比較

60歳以上のサンプルが多く、全数調査だけで見ると特に就労関係の集計結果が影響を受ける可能性があることから、60歳未満のみのサンプルを対象とした分析を実施した。いくつかの重要な設問や、就労関係の設問を中心に整理した。

以下の図表では、ワシントングループの設問（WGと表記）欧州統計局の設問（ESと表記）のそれぞれの設問で「障害のある者」として捕捉された者について、いくつかの設問の特定の選択肢における回答割合を記載している。

まず、就労関係の設問であっても、全数と60歳未満で、それぞれの設問における「回答の傾向」（回答が多い者 回答が少ない者の選択肢の順番）についてはほぼ同じであることから、全数調査と60歳未満で回答の傾向・順番を大きく変え得るようなバイアスは生じていないと考えられる。

一方で、就労関係の設問のクロス集計を中心に、「全数 - 60歳未満（差異）」のポイント差が大きいものが多い（例：欧州統計局で「10. 就職希望の有無：「したいと思っている」者」では、全数で34.5%に対し、60歳未満で56.1%となっており、差が約21.6ポイントとなっている）。そのため、例えば上記で例に挙げた就業希望の有無の「程度」については、60歳未満のデータだけを見ることも有益と考えられる。（例えば、「就職希望を持つ者の割合」についての施策目標を設定しようとする場合には、60歳未満だけで見て、70%を目標とする、というような考え方が可能）。

図表 21 全数調査と60歳未満調査の比較表（サマリ）

値は全て割合であり、単位はパーセンテージ(%)。WG及びESの設問で「障害のある者」となった者の、該当する設問の割合である。	回答の傾向	WG		ES		全数 - 60歳未満 (差異)	
		全数	60歳未満	全数	60歳未満	WG (全数-60未満)	ES (全数-60未満)
1 「障害のある者」の割合							
全体	-	11.6*	12.6*	17.3*	16.5*	-1.0	0.7
公的障害者制度利用者	-	35.3*	36.0*	65.9*	65.7*	-0.7	0.2
公的障害者制度非利用者	-	9.5*	10.4*	13.1*	11.8*	-0.9	1.3
2 公的障害者制度の利用状況（「障害のある者」の割合）						0.0	0.0
身体障害者手帳の所持	-	43.4*	47.8*	69.7*	72.3*	-4.4	-2.7
療育手帳の所持	-	51.5*	52.2*	65.7*	65.2*	-0.7	0.4
精神障害者保健福祉手帳の所持	-	30.8*	31.9*	67.8*	69.2*	-1.1	-1.4
障害年金の受給	-	45.0*	43.9*	73.5*	73.5*	1.1	-0.1
難病法に基づく医療費助成の利用	-	35.4*	35.5*	73.4*	71.1*	-0.1	2.4
3 手助け・見守りの必要性：必要としている者	○	16.0*	16.4*	15.4*	18.3*	-0.4	-2.9
4 気分障害（心配・不安を感じる頻度）：「毎日」の者	○	19.2*	22.7*	25.5*	33.9*	-3.5	-8.4
5 前月中の仕事の有無：「（仕事あり）主に仕事をしている」者	○	46.7**	57.1**	38.4**	49.5**	-10.4	-11.1
6 就業日数：前週中の仕事をした日数が「5日」の者	○	62.2*	68.4*	54.8*	59.7*	-6.2	-4.8
7 1年間の収入又は収益：「400～499万円」の者	○	10.1*	10.1*	9.6*	10.2*	0.0	-0.7
8 勤務形態：「一般雇用者（契約期間の定めのない雇用者）」の者	○	54.3*	62.6*	47.4*	57.1*	-8.3	-9.7
9 勤め先での呼称：「正規の職員・従業員」とする者	○	64.2*	69.9*	55.4*	61.5*	-5.7	-6.1
10 就職希望の有無：「したいと思っている」者	×	33.1**	46.1**	34.5***	56.1***	-13.0	-21.6
11 就業時に希望する勤め先での呼称：「正規の職員・従業員」とする者	○	12.2*	21.9*	11.0**	21.4**	-9.7	-10.5
12 即時の就業の可否：「つける」とする者	○	27.3*	25.1*	26.2*	24.5*	2.2	1.6
13 求職の状況：「探している」者	×	44.7**	62.7**	42.5***	64.4***	-18.0	-21.9
14 仕事につけない理由（複数回答）：「健康に自信がない」者	○	57.1*	52.0*	76.3*	81.8*	5.1	-5.5

注)「回答の傾向」については、同一の設問において、複数選択肢がある場合に、選択されている割合が高い選択肢から低い選択肢に順番に並べた場合の、順序を意味している(図表の×は回答の傾向が異なるもの)。

例えば、以下の図表の“ワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由(仕事につけない理由は複数回答)”を例にとると、各選択肢の割合(程度)に差はあるが、選択されている割合が高い選択肢から低い選択肢に並べた場合の順序は同一であり、このような場合には「回答の傾向」は同じ、としている。

		Q24S2:仕事につけない理由について、お答えください			
		1. 出産・育児のため	2. 介護・看護のため	3. 健康に自信がない	4. その他
(全数)	割合	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%
WG 障害のある者	順番	(3位)	(4位)	(1位)	(2位)
(60歳未満)	割合	11.3%	4.5%	52.0%	46.0%
WG 障害のある者	順番	(3位)	(4位)	(1位)	(2位)

注) 順番は、4つの選択肢で多い順である。

なお、「1. 障害のある者の割合」や「2. 公的障害者制度の利用状況(「障害のある者」の割合)」については、複数の選択肢があるわけではなく、回答の傾向は問題とならないため、「-」と記載している。

注) 色の凡例

上記の表に係る色の凡例は、以下である。

緑(*)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が10.0未満

黄(**)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が10.0~20.0未満

ピンク(***)のセル:「全数 - 60歳未満」のポイント差が20以上

データセットの特性については、「サンプルの属性」で見たように、性別及び年齢階層別の割合については、60代が多く、70代、80歳以上が少ないが、それ以外は実際の国民の割合とほぼ同じである。また、「全数調査と60歳未満の調査の結果の比較」に基づいても、60歳未満だけの分析と回答の傾向に大きな差は生じていない。一方で、「公的障害者制度の利用率に関する統計等の資料との比較」では、例えば介護保険法によるサービス利用者の割合がインターネット調査は相対的に少ないという特徴等がある。この点、多様な観点から国民の属性と全く同じサンプルを実現することには限界があり、例えば、中高年においては介護保険法によるサービス利用者が相対的に少ない等の特性に留意した上で本報告書を見ることが必要である。

< 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況 >

以下は、公的障害者制度の利用状況について複数回答（MA）で回答してもらった結果を示す集計表である。例えば、「身体障害者手帳を所持している者」が他にどのような公的障害者制度を利用しているのかを横軸で見ることができる。

図表 22 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況

【実数】

	該当者数	Q15.あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。	1.身体障害者手帳を所持している	775		40	21	50	245	89	47	70	83	24
	2.療育手帳を所持している	99	40		18	28	48	28	25	13	13	2
	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	21	18		18	19	15	18	11	8	0
	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	50	28	18		279	265	84	21	25	18
	5.障害年金を受給している	569	245	48	19	279		221	72	45	53	25
	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	89	28	15	265	221		68	23	35	15
	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	47	25	18	84	72	68		17	22	10
	8.介護保険法によるサービスを利用している	129	70	13	11	21	45	23	17		25	9
	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	83	13	8	25	53	35	22	25		6
	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	24	2	0	18	25	15	10	9	6	
	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない											

【割合】

	該当者数	Q15.あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。	1.身体障害者手帳を所持している	775		5.2%	2.7%	6.5%	31.6%	11.5%	6.1%	9.0%	10.7%	3.1%
	2.療育手帳を所持している	99	40.4%		18.2%	28.3%	48.5%	28.3%	25.3%	13.1%	13.1%	2.0%
	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	39.6%	34.0%		34.0%	35.8%	28.3%	34.0%	20.8%	15.1%	0.0%
	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	8.2%	4.6%	3.0%		45.9%	43.6%	13.8%	3.5%	4.1%	3.0%
	5.障害年金を受給している	569	43.1%	8.4%	3.3%	49.0%		38.8%	12.7%	7.9%	9.3%	4.4%
	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	18.6%	5.8%	3.1%	55.3%	46.1%		14.2%	4.8%	7.3%	3.1%
	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	33.3%	17.7%	12.8%	59.6%	51.1%	48.2%		12.1%	15.6%	7.1%
	8.介護保険法によるサービスを利用している	129	54.3%	10.1%	8.5%	16.3%	34.9%	17.8%	13.2%		19.4%	7.0%
	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	35.0%	5.5%	3.4%	10.5%	22.4%	14.8%	9.3%	10.5%		2.5%
	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	28.2%	2.4%	0.0%	21.2%	29.4%	17.6%	11.8%	10.6%	7.1%	
	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない											

(2) 集計結果の妥当性の評価 (捕捉率)

3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の割合

まず、回答結果の妥当性のための判断として、今回調査対象とした3つの設問(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0)によると、どの程度の割合の者が、それぞれの設問において障害者として捕捉されたのかを分析した。

なお、3つの設問(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0)における障害者の定義は、以下のように設定している。

図表 23 各設問における「障害のある者」の定義

設問	「障害のある者」の定義
ワシントングループの設問 以下、集計表等の余白が限られる場合は「WG」と表記する。	6つの設問において、1つでも「3.とても苦労します」、「4.全く出来ません」と回答した者
欧州統計局の設問 以下、集計表等の余白が限られる場合は「ES」と表記する。	以下の2つの設問における回答条件を全て満たした者 ・健康問題による日常の一般的な活動の支障について、「1.非常に支障がある」、もしくは「2.ある程度支障がある」と回答した者 ・支障が6か月以上継続している者
WHODAS2.0 以下、集計表等の余白が限られる場合は「WHO」と表記する。	WHODAS2.0には「障害のある者」とする定義は存在しない。 そのため、本分析においては、検討チームの一部構成員の助言のもと「健康および障害の評価 WHO 障害評価面接基準マニュアル」に基づき、下位から累積10%程度の者のスコアである14.5以上の者を「障害のある者」とした。

本節における捕捉率とは、主要な公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0 には、既述の通り「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは分析結果については詳細に言及はしていない。

(新たな設問で「障害のある者」として捕捉された者の割合)

○3つの設問とも、捕捉された「障害のある者」の割合は10~20%と大きな差異はない。

- ・ワシントングループの設問では、公的障害者制度の利用者・非利用者を含めた全体では、11.6%程度が「障害のある者」として捕捉された。
- ・欧州統計局の設問では、公的障害者制度の利用者・非利用者を含めた全体では、17.3%程度が「障害のある者」として捕捉された。

(代替性の観点)

○すでに公的障害者制度の利用者については、今回の3つの設問における捕捉率はいずれの設問も30~70%の間にとどまっており、新たな設問で「障害のある者」を捕捉する場合には、一定数の者が、公的障害者制度を利用しているにもかかわらず、「障害のある者」として捕捉されないことになる。

○公的障害者制度の利用者については、新たな設問では機能面や健康状態にも着目していることから機能的な意味での障害が少ない可能性や、新たな設問の内容(例:健康問題の存在とその一定期間の継続)により捕捉されなかった可能性、さらには、公的障害者制度によって適切な支援が行われているために支障等が緩和されているため「障害のある者」として捕捉されなかったこと等が可能性として考えられる。

- ・公的障害者制度の利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉された者の割合は欧州統計局の設問で65.9%となっている。個別具体的な行動の可否が相対的に多い設問になっていることから、様々な支障が把握されやすいとも考えられる。
- ・ワシントングループの設問では、公的障害者制度の利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は35.3%、「障害のない者」として捕捉された者は64.7%となった。

(補完性の観点)

○公的障害者制度を利用していない者のうち、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者は9.5%、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者は13.1%であり、新たな設問を導入すると1割前後の者が新たに捕捉できる。

- ・公的障害者制度の非利用者の中で、各設問による「障害のある者」として捕捉され

た者の割合が最も高いのは、欧州統計局の設問で 13.1%である。欧州統計局は健康問題・慢性疾患に基づく日常的な支障について特に具体例は示さずに概括的に尋ねているため、様々な支障を持つ者が把握されやすいとも考えられる。

- ・また、ワシントングループの設問では、公的障害者制度の非利用者のうち、「障害のある者」として捕捉された者は 9.5%、「障害のない者」として捕捉された者は 90.5%となった。

図表 24 各設問により「障害のある者」として捕捉された者

【実数】

		該当者数	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	23,210	2,683	4,008	2,390
	障害のない者		20,527	19,202	20,820
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	1,815	641	1,196	899
	障害のない者		1,174	619	916
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	21,395	2,042	2,812	1,491
	障害のない者		19,353	18,583	19,904

【割合】

		合計	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
全体	障害のある者	100.0%	11.6%	17.3%	10.3%
	障害のない者		88.4%	82.7%	89.7%
公的障害者制度を利用している者	障害のある者	100.0%	35.3%	65.9%	49.5%
	障害のない者		64.7%	34.1%	50.5%
公的障害者制度を利用していない者	障害のある者	100.0%	9.5%	13.1%	7.0%
	障害のない者		90.5%	86.9%	93.0%

公的障害者制度の利用内容ごとの捕捉率

個別の公的障害者制度の利用者ごとに、3つの設問で把握された「障害のある者」の捕捉率について集計を行った。

なお、本節における捕捉率とは、個別の公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0には、既述の通り「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは分析結果については詳細に言及はしていない。

- 公的障害者制度により、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問の「障害のある者」の捕捉率には差が見られる。これは、既述のように、新たな設問では捉えにくい公的障害者制度の利用者がいることや、既存の公的障害者制度の支援が適切に行われているために「障害のある者」として捕捉されにくくなっていることも理由と考えられる。
- したがって、新たな設問では捕捉率が低い公的障害者制度があることは問題ではなく、制度が機能しているからこそ低い捕捉率になっているとも考えられるし、新たな設問の内容の見直しを通じて捕捉率を高めることも検討可能である(例：ワシントングループの設問に精神障害に係る設問の導入を検討する等)。

(設問間の比較)

- ・身体障害者手帳を所持している者については、ワシントングループの設問で43.4%、欧州統計局で69.7%と、欧州統計局の設問の方が捕捉できている割合が多い。ワシントングループの6つの設問で具体的に明示されている障害(例：視覚障害、聴覚障害等)以外の身体障害の場合は、捕捉されにくいことも理由と考えられる。
- ・療育手帳を所持している者については、ワシントングループの設問で51.5%、欧州統計局の設問が65.7%と欧州統計局の設問の方が捕捉できている割合が相対的に多い。ワシントングループの設問では知的障害を捉える設問が明確にないことも理由と考えられる。
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している者については、欧州統計局の設問の捕捉率が相対的に高く、67.8%である。ワシントングループの設問の捕捉率は30.8%と低い。ワシントングループの設問では、精神障害に直接的に関係する設問がないため、精神障害者を捕捉しにくいと考えられる。
- ・障害年金を受給している者については、欧州統計局の設問が73.5%となっており、ワシントングループの設問の捕捉率が45.0%と相対的に低くなっている。年金を受給するほどではないが、何らかの支障を感じている者が一定数存在すると考えられる。
- ・自立支援給付を受給している者については、欧州統計局の設問の捕捉率が相対的に高く71.6%、ワシントングループの設問の捕捉率が34.0%と相対的にかなり低く

なっている。

- ・介護保険法によるサービス利用をしている者については、欧州統計局の設問の捕捉率は84.5%、ワシントングループの設問の捕捉率は61.2%となった。
- ・難病法によるサービス利用をしている者については、欧州統計局の設問の捕捉率が高く73.4%、ワシントングループの設問の捕捉率が35.4%と相対的に低くなっている。欧州統計局の設問は健康問題と関連して障害のある者を捕捉する設問であるため、難病の者の捕捉率が高くなっていると考えられる。

図表 25 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	23,210	23,210	23,210	23,210
『障害のある者』	1,815	2,683	4,008	2,390
1.身体障害者手帳を所持している	775	336	540	376
2.療育手帳を所持している	99	51	65	54
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	32	37	35
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	187	412	351
5.障害年金を受給している	569	256	418	352
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	163	343	274
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	73	93	91
8.介護保険法によるサービスを利用している	129	79	109	101
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	84	174	108
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	36	61	44

見方の例（身体障害者手帳を所持する775名中、336名がワシントングループの設問の「障害のある者」に該当）

図表 26 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	23,210	23,210	23,210	23,210
『障害のある者』	1,815	2,683	4,008	2,390
1.身体障害者手帳を所持している	775	43.4%	69.7%*	48.5%
2.療育手帳を所持している	99	51.5%	65.7%*	54.5%
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	53	60.4%*	69.8%*	66.0%*
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	608	30.8%	67.8%*	57.7%
5.障害年金を受給している	569	45.0%	73.5%**	61.9%*
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	479	34.0%	71.6%**	57.2%
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	141	51.8%	66.0%*	64.5%*
8.介護保険法によるサービスを利用している	129	61.2%*	84.5%**	78.3%**
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	237	35.4%	73.4%**	45.6%
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	85	42.4%	71.8%**	51.8%

検討の一つの手がかりとして、60%以上の捕捉率がある場合にセルを淡い強調（*）及び70%以上の捕捉率がある場合にセルを強調（**）と、段階的に示している。ただし、捕捉率が相対的に高い点は代替性の観点からは評価できるが、補完性等の観点からは多様な評価ができることに留意が必要である。

(3) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合い
 公的障害者制度も含めた上での重なり合い

今回の調査対象とした3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉された者(735名)の公的障害者制度の利用状況を分析した。3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉され、かつ公的障害者制度を利用している者は、3つの設問で全て「障害のある者」として捕捉された全サンプル(735名)のうち59.0%であり¹⁶、半数をやや上回る程度である。なお、この分析では、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要である。

なお、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問、欧州統計局の設問だけが重複している328名についても、「(選択肢として列挙した)公的障害者制度は利用していない」と回答した者が256名(78.0%)で大半を占めており、新たな設問の「障害のある者」を捕捉することで、公的障害者制度の利用有無だけでは捕捉しきれなかった、「障害のある者」を捕捉できる可能性がある。

図表 27 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の該当者の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係
 (公的障害者制度の利用状況は複数回答)

【実数】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
合計	23,210	775	99	53	608	569	479	141	129	237	85	21,395
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	735	241	37	24	135	203	118	50	70	67	27	301
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	328	46	4	0	10	17	14	5	2	7	6	256
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	779	96	9	5	157	111	112	19	22	31	13	460
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	392	21	6	6	25	20	24	15	7	6	2	312

【割合】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
合計	23,210	3.3%	0.4%	0.2%	2.6%	2.5%	2.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	92.2%
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	735	32.8%	5.0%	3.3%	18.4%	27.6%	16.1%	6.8%	9.5%	9.1%	3.7%	41.0%
WG及びESにおいて「障害のある者」(但し、WHODASは「障害のない者」)	328	14.0%	1.2%	0.0%	3.0%	5.2%	4.3%	1.5%	0.6%	2.1%	1.8%	78.0%
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、WGでは「障害のない者」)	779	12.3%	1.2%	0.6%	20.2%	14.2%	14.4%	2.4%	2.8%	4.0%	1.7%	59.1%
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」(但し、ESでは「障害のない者」)	392	5.4%	1.5%	1.5%	6.4%	5.1%	6.1%	3.8%	1.8%	1.5%	0.5%	79.6%

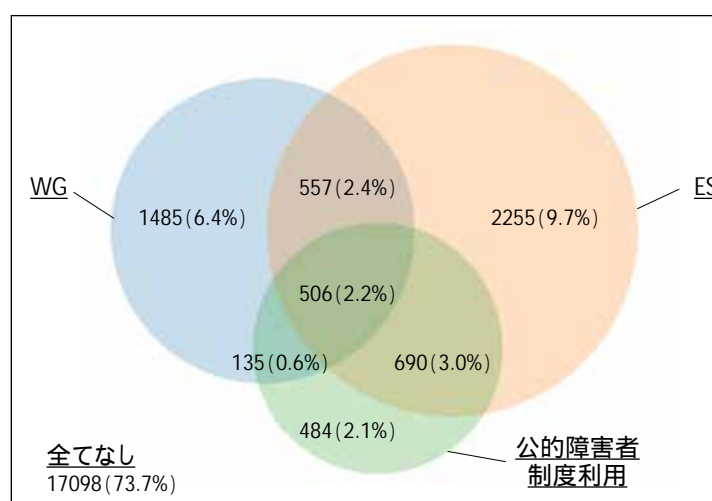
¹⁶ 何らかの公的障害者関連制度を利用している者は 735 - 301 = 434名(59.0%)である。

(ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い)

本調査研究の結果、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問において「障害のある者」として捕捉された者及び公的障害者制度の利用者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問で「障害のある者」に該当し、かつ公的障害者制度の利用者にも該当するのは、506名であり、全体の約2.2%である。

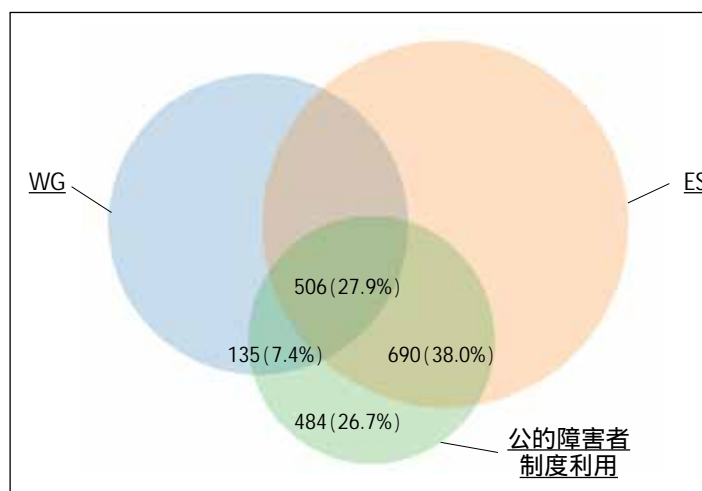
図表 28 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い (全サンプル 23,210 名における割合)¹⁷



公的障害者制度の利用者を全サンプル(100%)としてみた場合、公的障害者制度の利用者の27.9%(506名)がワシントングループの設問、欧州統計局のいずれでも「障害のある者」と捕捉され、逆にワシントングループの設問、欧州統計局のいずれでも「障害のある者」として捕捉されなかった者は26.7%(484名)である。

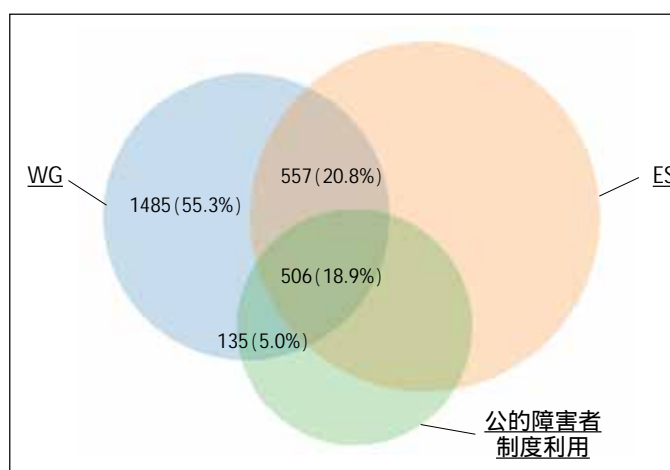
¹⁷ ベン図は <http://www.benfrederickson.com/venn-diagrams-with-d3.js/> により作成したものを加工した。以下同じ

図表 29 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（公的障害者制度の利用者 1,815 名における割合）



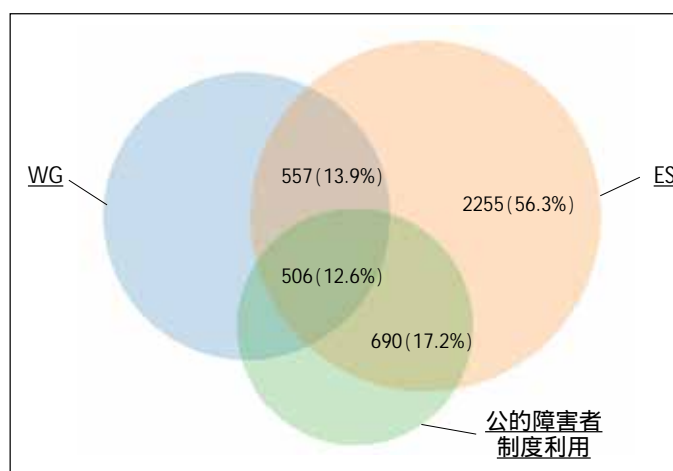
ワシントングループの設問「障害のある者」を全サンプル(100%)としてみた場合、公的障害者制度の利用者は 23.9% (5.0% + 18.9%) と四分の一程度である。公的障害者制度の利用者とも欧州統計局の「障害のある者」とも重複しない者が 55.3% と半数を超えている。

図表 30 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683 名における割合）



欧州統計局の設問で「障害のある者」を全サンプル（100%）としてみた場合、公的障害者制度の利用者は29.8%（12.6% + 17.2%）と三分の一程度である。公的障害者制度の利用者ともワシントングループの設問の「障害のある者」とも重複しない者が56.3%と半数を超えている。

図表 31 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い（欧州統計局の設問で「障害のある者」4,008名における割合）



ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い

(全体的な重なり合い)

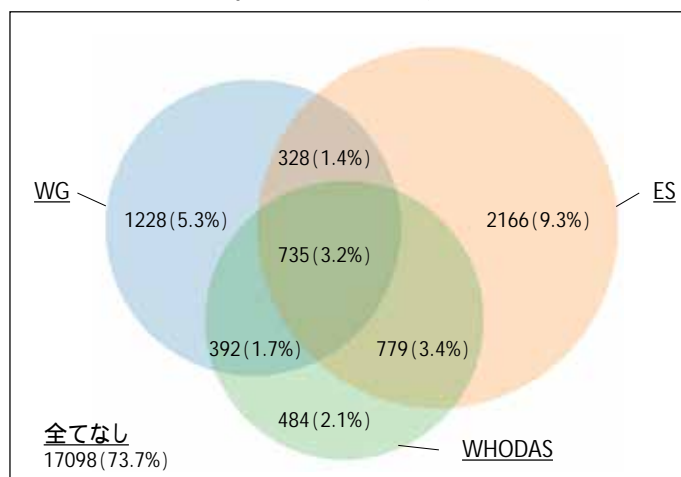
本調査研究の結果、3つの設問によって「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、3つの設問のいずれかにおいて「障害のある者」として捕捉されたのは6,112名であり、全体の約26.3%である。

また、3つの設問のいずれにおいても「障害のある者」に該当するのは、735名であり、全体の約3.2%である。

それぞれ、「障害のある者」の定義のある、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問についていずれも「障害のある者」として捕捉された者は1,063名であり(328+735)、全体の4.6%にとどまる。これは、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問のそれぞれにおける「障害のある者」の全体から見ても必ずしも多くはなく(ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された2,683名中1,063名で約39.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された4,008名中1,063名で約26.5%)ワシントングループの設問と欧州統計局の設問で捕捉する「障害のある者」の重複の割合は必ずしも多くない(2-4割程度)。

図表 32 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(全サンプル23,210名における割合)



【実数】

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	23,210	合計	23,210	合計	23,210
あり	2,683	あり	1,063	あり	735
		なし	1,620	なし	328
なし	20,527	あり	2,945	あり	392
		なし	17,582	なし	1,228
				あり	779
				なし	2,166
				あり	484
				なし	17,098

【割合】

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
あり	11.6%	あり	4.6%	あり	3.2%
		なし	7.0%	なし	1.4%
なし	88.4%	あり	12.7%	あり	1.7%
		なし	75.8%	なし	5.3%
				あり	3.4%
				なし	9.3%
				あり	2.1%
				なし	73.7%

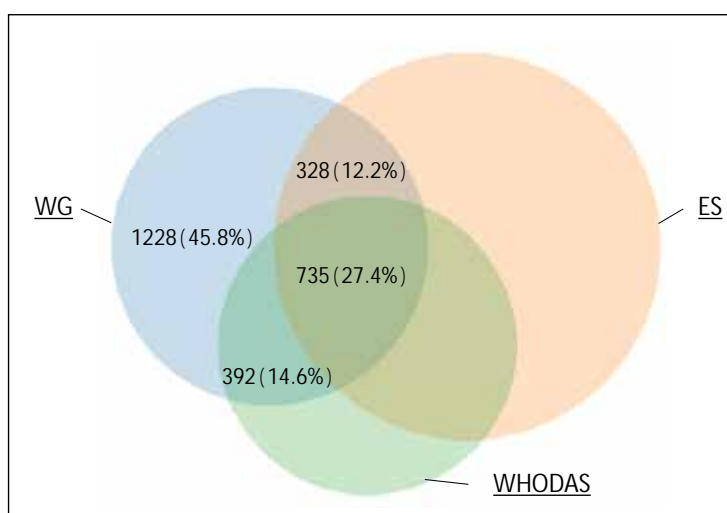
(3つの設問をそれぞれ全サンプル(100)と見た場合の重なり合い)

ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉され、かつ欧州統計局の設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは27.4%である。

また、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者1,063名(39.6%)、WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,127名(42.0%)とWHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も1,228名(45.8%)と半数近くを占める。

図表 33 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(ワシントングループの設問で「障害のある者」2,683名における割合)

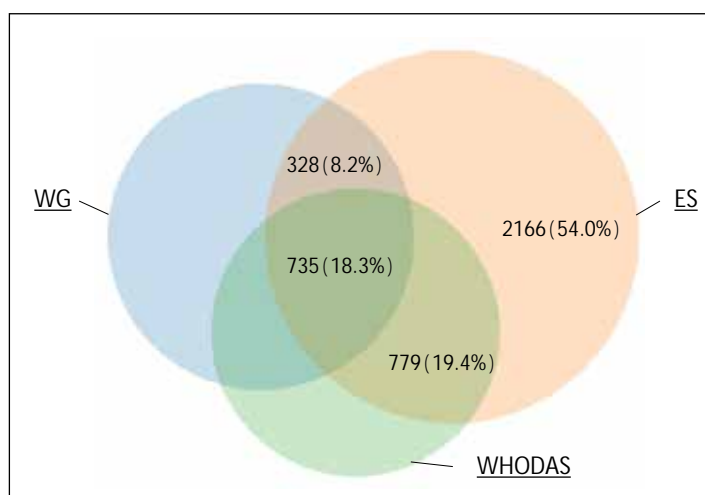


欧州統計局の設問で「障害のある者」を全サンプル（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。欧州統計局で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは18.3%である。

また、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,063名（26.5%）、WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,514名（37.7%）とWHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉された者の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も2,166名（54.0%）と半数以上を占める。

図表 34 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」4,008名における割合）

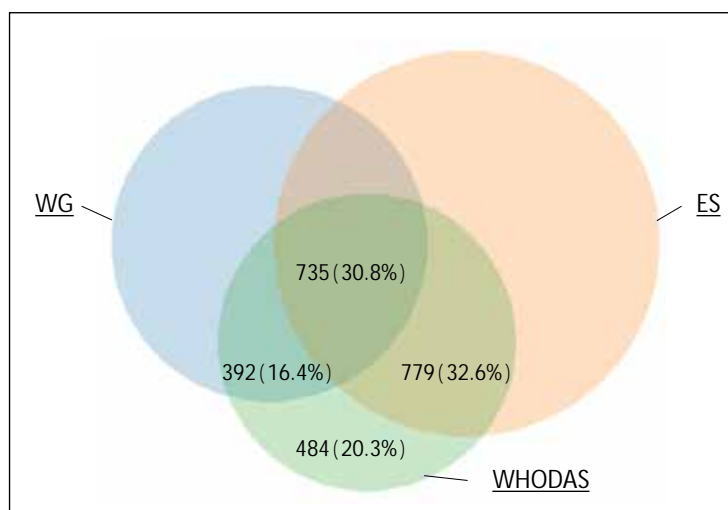


WHODAS2.0で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・欧州統計局の設問でも「障害のある者」として捕捉されたのは30.8%である。

また、ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,127名(47.2%)、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者との重複は1,514名(63.4%)と欧州統計局の設問の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は484名(20.3%)であり、ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100)と見た場合、欧州統計局で「障害のある者」を全サンプル(100)と見た場合よりは相対的に少なかった。

図表 35 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(WHODAS2.0で「障害のある者」2,390名における割合)



(4) ワシントングループの設問に係る追加分析(気分障害)

ワシントングループの設問における「障害のある者」について、短い設問セットには含まれない気分障害に係る設問を加えた場合どの程度の者が「障害のある者」として捕捉されるかということについて分析を行った。

本調査研究では、気分障害に関する設問は以下の2つを尋ねている。

気分障害について、どこまでを「障害のある者」と捉えるかについては、国際的に合意された明確な定義やルールはないと考えられる。

試案的に「毎日」という者を「障害のある者」と捉える場合、「1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、1,564名が該当する。すると、ワシントングループの設問で「障害のある者」が2,683名であるので、合算して4,247(2,683+1,564)名となり、全体(23,210名)に占める割合は18.3%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を6.7ポイント上回っている。

同様に、「2. 憂鬱を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、1,541名が該当する。すると、ワシントングループの設問で「障害のある者」が2,683名であるので、合わせて4,224(2,683+1,541)名となり、全体(23,210名)に占める割合は18.2%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を6.6ポイント上回っている。

なお、「障害のない者」のうち「Q13-1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2. 憂鬱を感じる」のいずれかに「1. 毎日」と回答した者は1,878名となった。これに「障害のある者」(2,683名)を加えると、4,561名となっており、全サンプルに占める割合は19.7%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を約8.1ポイント上回っている。

図表 36 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果
(上段：実数、下段：割合)

	Q13						Q13					
	1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計	2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683*	495	448	378	418	944	2,683*
WG障害のない者	1,564*	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527	1,541*	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
合計	9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%

なお、最も厳格な考え方である¹⁸、「Q13-1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」、「Q13-2.憂鬱を感じる」のいずれについても「1.毎日」と回答した者は1,227名となった。これにワシントングループの設問の「障害のある者」(2,683名)を加えると、3,910名となっており、全サンプルに占める割合は16.8%となった。この割合はインターネット調査におけるワシントングループの設問で「障害のある者」に占める割合11.6%(p40参照)を約5.2ポイント上回った。

¹⁸ “Analytic Guidelines:Creating Disability Identifiers Using the Washington Group Extended Set (WG-ES) SPSS Syntax”においても、「1.毎日」と最も厳格な取り方がなされている。なお、米国における“Results of the Testing of the ESCAP/WG Extended Question Set on Disability”, ESCAPにおいては、不安や抑鬱の頻度と程度を収集・集計するような分析も行われている。

(5) 性別及び年齢階層別分析

障害の有無ではなく、性別及び年齢階層別にみた場合に、日常生活上の行動や生活機能に差があるかどうかを分析した。

性別分析

サンプルの全体を対象に、性別（男性・女性）ごとに分析を実施した。ワシントングループの設問数問、WHODAS2.0 の数問を対象として実施したが、男女で「苦勞」や「実施の際の問題」で大きな差異は見られない。

図表 37 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		1.眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	6,847	3,579	467	335	11,228
	女性	7,778	3,513	361	330	11,982
割合	男性	61.0%	31.9%	4.2%	3.0%	100.0%
	女性	64.9%	29.3%	3.0%	2.8%	100.0%

図表 38 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		3.歩行や階段の上り下りがしにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	9,140	1,317	319	452	11,228
	女性	9,835	1,446	252	449	11,982
割合	男性	81.4%	11.7%	2.8%	4.0%	100.0%
	女性	82.1%	12.1%	2.1%	3.7%	100.0%

図表 39 性別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		5.思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	男性	8,810	1,753	246	419	11,228
	女性	9,826	1,591	147	418	11,982
割合	男性	78.5%	15.6%	2.2%	3.7%	100.0%
	女性	82.0%	13.3%	1.2%	3.5%	100.0%

図表 40 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		6.何かをするとき、10分間集中する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	10,201	575	243	101	108	11,228
	女性	11,267	411	172	52	80	11,982
割合	男性	90.9%	5.1%	2.2%	0.9%	1.0%	100.0%
	女性	94.0%	3.4%	1.4%	0.4%	0.7%	100.0%

図表 41 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		7.1kmほどの長距離を歩く					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	9,803	727	336	152	210	11,228
	女性	10,404	884	334	132	228	11,982
割合	男性	87.3%	6.5%	3.0%	1.4%	1.9%	100.0%
	女性	86.8%	7.4%	2.8%	1.1%	1.9%	100.0%

図表 42 性別分析（WHODAS2.0）

（上段：実数、下段：割合）

		Q8					
		10.見知らぬ人に対応する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	男性	9,874	745	339	132	138	11,228
	女性	10,981	617	198	77	109	11,982
割合	男性	87.9%	6.6%	3.0%	1.2%	1.2%	100.0%
	女性	91.6%	5.1%	1.7%	0.6%	0.9%	100.0%

年齢階層別分析

サンプルの全体を対象に、年齢階層別に分析を実施した。ワシントングループの設問数問、WHODAS2.0の数問を対象として実施した。特に、60歳以上の者は加齢により生活の面や機能面で支障が生じている可能性がある。

ワシントングループの設問で見ると、いずれの設問においても、「障害のある者」として捕捉される、「とても苦労します」「全くできません」と回答する者の割合については、60歳以上でも大きく割合が高いわけではない。ただ、「多少苦労します」の割合は、他の年齢階層よりも多くなっている。例えば、「眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか」という設問に対しては、「多少苦労します」が36.6%となっており、他の年齢階層よりも相対的に多い。

図表 43 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）
（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		1.眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか。				
		1.苦労はありません	2.多少苦労します	3.とても苦労します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	1,789	617	93	127	2,626
	30代	2,422	668	126	152	3,368
	40代	2,790	1,070	128	150	4,138
	50代	2,016	1,228	162	87	3,493
	60歳以上	5,608	3,509	319	149	9,585
割合	20代	68.1%	23.5%	3.5%	4.8%	100.0%
	30代	71.9%	19.8%	3.7%	4.5%	100.0%
	40代	67.4%	25.9%	3.1%	3.6%	100.0%
	50代	57.7%	35.2%	4.6%	2.5%	100.0%
	60歳以上	58.5%	36.6%	3.3%	1.6%	100.0%

図表 44 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		3.歩行や階段の上り下りがしにくいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	2,221	169	77	159	2,626
	30代	2,930	208	61	169	3,368
	40代	3,582	315	66	175	4,138
	50代	2,858	407	86	142	3,493
	60歳以上	7,384	1,664	281	256	9,585
割合	20代	84.6%	6.4%	2.9%	6.1%	100.0%
	30代	87.0%	6.2%	1.8%	5.0%	100.0%
	40代	86.6%	7.6%	1.6%	4.2%	100.0%
	50代	81.8%	11.7%	2.5%	4.1%	100.0%
	60歳以上	77.0%	17.4%	2.9%	2.7%	100.0%

図表 45 年齢階層別分析（ワシントングループの設問）

（上段：実数、下段：割合）

		Q4				
		5.思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。				
		1.苦勞はありません	2.多少苦勞します	3.とても苦勞します	4.全く出来ません	合計
実数	20代	1,981	385	110	150	2,626
	30代	2,717	396	89	166	3,368
	40代	3,386	515	71	166	4,138
	50代	2,832	484	45	132	3,493
	60歳以上	7,720	1,564	78	223	9,585
割合	20代	75.4%	14.7%	4.2%	5.7%	100.0%
	30代	80.7%	11.8%	2.6%	4.9%	100.0%
	40代	81.8%	12.4%	1.7%	4.0%	100.0%
	50代	81.1%	13.9%	1.3%	3.8%	100.0%
	60歳以上	80.5%	16.3%	0.8%	2.3%	100.0%

図表 46 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段：実数、下段：割合)

		Q8					
		6.何かをするとき、10分間集中する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,257	164	98	54	53	2,626
	30代	3,030	168	94	29	47	3,368
	40代	3,781	212	84	21	40	4,138
	50代	3,275	129	54	19	16	3,493
	60歳以上	9,125	313	85	30	32	9,585
割合	20代	85.9%	6.2%	3.7%	2.1%	2.0%	100.0%
	30代	90.0%	5.0%	2.8%	0.9%	1.4%	100.0%
	40代	91.4%	5.1%	2.0%	0.5%	1.0%	100.0%
	50代	93.8%	3.7%	1.5%	0.5%	0.5%	100.0%
	60歳以上	95.2%	3.3%	0.9%	0.3%	0.3%	100.0%

図表 47 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段：実数、下段：割合)

		Q8					
		7.1kmほどの長距離を歩く					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,267	165	90	36	68	2,626
	30代	2,981	180	104	40	63	3,368
	40代	3,701	223	108	40	66	4,138
	50代	3,064	246	80	43	60	3,493
	60歳以上	8,194	797	288	125	181	9,585
割合	20代	86.3%	6.3%	3.4%	1.4%	2.6%	100.0%
	30代	88.5%	5.3%	3.1%	1.2%	1.9%	100.0%
	40代	89.4%	5.4%	2.6%	1.0%	1.6%	100.0%
	50代	87.7%	7.0%	2.3%	1.2%	1.7%	100.0%
	60歳以上	85.5%	8.3%	3.0%	1.3%	1.9%	100.0%

図表 48 年齢階層別分析 (WHODAS2.0)

(上段：実数、下段：割合)

		Q8					
		10.見知らぬ人に対応する					
		1.問題なし	2.少し問題あり	3.ある程度問題あり	4.ひどく問題あり	5.できない	合計
実数	20代	2,087	268	136	57	78	2,626
	30代	2,822	290	137	60	59	3,368
	40代	3,648	279	111	44	56	4,138
	50代	3,217	171	53	27	25	3,493
	60歳以上	9,081	354	100	21	29	9,585
割合	20代	79.5%	10.2%	5.2%	2.2%	3.0%	100.0%
	30代	83.8%	8.6%	4.1%	1.8%	1.8%	100.0%
	40代	88.2%	6.7%	2.7%	1.1%	1.4%	100.0%
	50代	92.1%	4.9%	1.5%	0.8%	0.7%	100.0%
	60歳以上	94.7%	3.7%	1.0%	0.2%	0.3%	100.0%

(6) 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の分析

ここでは、公的障害者制度の利用者でありながら、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの新たな設問でも「障害のある者」に該当しない者について、どのような者なのかということ进行分析した。

支援の必要性

ア) 支援の必要性

公的障害者制度の利用者のうちワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者は418名おり、日常生活における手助け・見守りの必要性については、「必要としている」とする者は3.3%にとどまる。

図表 49 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q11_日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。	
		1. 必要としている	2. 必要としていない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	418	14	404
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	3.3%	96.7%

イ) 支援が必要な者の自立の状況

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループ、欧州統計局、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者であって、「日常生活における手助け見守り」を「必要としている」者の自立の状況については、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」が9割超である。

図表 50 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者であり、かつ支援を必要とする者が必要とする支援の内容
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q11.1日常生活の自立の状況について、最も当てはまる状況をお答えください。			
		1.何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	2.屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	3.屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	4.1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	14	13	1	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%

日常生活への影響

ア) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は418名おり、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者は9.6%である。

図表 51 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12 現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。	
		1.ある	2.ない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	418	40	378
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	9.6%	90.4%

イ) 健康上の問題の影響の内容

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、具体的に表れている影響は以下のようである。

「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」が多く25.0%、また「運動(スポーツを含む)」が17.5%、「外出(時間や作業量などが制限される)」が15.0%となっていた。また、「その他」も42.5%と最も多い。

図表 52 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

(内容は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12.1それはどのようなことに影響がありますか。				
		1.日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)	2.外出(時間や作業量などが制限される)	3.仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)	4.運動(スポーツを含む)	5.その他
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	40	4	6	10	7	17
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	10.0%	15.0%	25.0%	17.5%	42.5%

ウ) 健康上の問題の発生時期

公的障害者制度の利用者のうち、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、影響の要因となる健康上の問題が発生してから経過期間について把握した。

「10年以上」が最も多く50.0%、「5年以上10年未満」は15.0%、「生まれつき発生している」が12.5%であった。「生まれつき発生している」と「10年以上」という長期間にわたり健康問題が発生している者が半数を超える(12.5+50.0=62.5%)

図表 53 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q12.2日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。						
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	40	5	20	6	4	3	0	2
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	12.5%	50.0%	15.0%	10.0%	7.5%	0.0%	5.0%

(6)での以上の結果を踏まえると、本調査研究では公的障害者制度の利用者でありながら、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれでも「障害のある者」に該当しない者について分析を行ったが、それらの者は支援を必要とする者も少なく、支援を必要としていても日常生活はほぼ自立できているので、公的障害者制度による支援により、そのような支障や影響がない状況になっている、または公的障害者制度による支援の必要性が高くない等の理由が考えられる。

(7) 国民生活基礎調査の設問とのクロス集計

本調査研究における問 11「日常生活における手助けや見守りの必要性」は国民生活基礎調査(2019年)の世帯票における問9と同一の設問であり、同じく本調査研究の問12「健康上の問題における日常生活への影響」は国民生活基礎調査(2019年)の健康票における問5と同一の設問である。これらの設問において、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用状況とのクロス集計を実施した。

日常生活における手助けや見守りの必要性

「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多く、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問はほぼ同様の結果となった。

ワシントングループの設問は 16.0%、欧州統計局の設問は 15.4%に対し、公的障害者制度利用ありは 29.7%となった。

なお、平成 28 年度の国民生活基礎調査では、見守りを必要とする者の出現率が 5.1% (123,157 名のうち 6,339 名)となっている。

図表 54 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
	公的障害者制度利用あり	539	1,276	1,815
	公的障害者制度利用なし	234	21,161	21,395
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%
	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	29.7%	70.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.1%	98.9%	100.0%

健康上の問題による日常生活への影響

「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、影響が「ある」としている者の割合は欧州統計局の設問で「障害のある者」及び「公的障害者制度利用あり」が相対的に多く、ワシントングループの設問で「障害のある者」は相対的には少なくなっている。

ワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は 63.2%に対し、「公的障害者制度利用あり」は 57.1%となった。

なお、平成 28 年度の国民生活基礎調査では、健康上の問題による日常生活への影響を必要としている者の割合は 14.6%（97,845 名のうち 14,249 名）となっている。

図表 55 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
（上段：実数、下段：割合）

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
	公的障害者制度利用あり	1,036	779	1,815
	公的障害者制度利用なし	2,154	19,241	21,395
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%
	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	57.1%	42.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	10.1%	89.9%	100.0%

（7）での以上の結果を踏まえると、「手助け・見守りの必要性」があると回答した者は「公的障害者制度利用あり」の方が「障害のある者」よりも多かった。しかし、「健康上の問題に基づく影響」があると回答した者は欧州統計局の設問における「障害のある者」及び「公的障害者制度利用あり」の者が多かった。

(8) 設問で「障害のある者」かつ、「公的障害者制度の非利用者」の属性

ワシントングループの設問や欧州統計局の設問で、「障害のある者」として捕捉されながら、公的障害者制度を利用していない者は、支援が必要であるものの、制度的な支援を受けることができていない可能性がある（補完性の観点）。

この者が、実際にはどのような者であるのかについて、いくつかの設問を対象に、性別及び年齢階層別に分析を行った。

ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問 11 で日常生活の手助け・見守りを必要とする者

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、日常生活の手助け・見守りが必要という者について、性別及び年齢階層別分析を実施した。

男女比に大きな差はないが、60代（22.3%）、20代（19.4%）が相対的に多い。

しかし、60歳以上という区分で見ると、45.6%（22.3%+19.4%+3.9%）となっており、半数近くが60歳以上である。

図表 56 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性

	(実数)			(割合)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
合計	103	49	54	100.0%	47.6%	52.4%
20代	20	10	10	19.4%	9.7%	9.7%
30代	14	8	6	13.6%	7.8%	5.8%
40代	14	8	6	13.6%	7.8%	5.8%
50代	8	4	4	7.8%	3.9%	3.9%
60代	23	9	14	22.3%	8.7%	13.6%
70代	20	10	10	19.4%	9.7%	9.7%
80歳以上	4	0	4	3.9%	0.0%	3.9%

60歳以上で、公的障害者制度は利用していないものの、何らかの支援を必要としている者は一定程度存在すると思われる。

欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問 11 で日常生活の手助け・見守りを必要とする者

欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、日常生活の手助け・見守りが必要という者について、性別及び年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、60.7%を占めている。

年齢階層別には、60代（25.7%）、70代（16.4%）が相対的に多い。しかし、60歳以

上という区分で見ると、45.0% (25.7%+16.4%+2.9%) となっており、半数近くが 60 歳以上である。

図表 57 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ日常生活の手助け・見守りを必要とする者の属性
(実数) (割合)

	合計	男性	女性		合計	男性	女性
合計	140	55	85	合計	100.0%	39.3%	60.7%
20代	16	4	12	20代	11.4%	2.9%	8.6%
30代	20	8	12	30代	14.3%	5.7%	8.6%
40代	22	13	9	40代	15.7%	9.3%	6.4%
50代	19	8	11	50代	13.6%	5.7%	7.9%
60代	36	12	24	60代	25.7%	8.6%	17.1%
70代	23	9	14	70代	16.4%	6.4%	10.0%
80歳以上	4	1	3	80歳以上	2.9%	0.7%	2.1%

60 歳以上で、公的障害者制度は利用していないものの、何らかの支援を必要としている者は一定程度存在すると思われる。

ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ設問 22 で就職希望がある者

ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用しておらず、就職希望については「したい」としている者について性別・年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、62.8%を占めている。

年齢階層別には、60代(28.9%)、20代(24.7%)が相対的に多い。就職希望であることから、支援の必要性と比べると、20~50代も多く対象となっている。

図表 58 ワシントングループの設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」
かつ就職希望がある者の属性

	合計	男性	女性		合計	男性	女性
合計	239	89	150	合計	100.0%	37.2%	62.8%
20代	59	22	37	20代	24.7%	9.2%	15.5%
30代	33	10	23	30代	13.8%	4.2%	9.6%
40代	32	12	20	40代	13.4%	5.0%	8.4%
50代	27	9	18	50代	11.3%	3.8%	7.5%
60代	69	25	44	60代	28.9%	10.5%	18.4%
70代	19	11	8	70代	7.9%	4.6%	3.3%
80歳以上	0	0	0	80歳以上	0.0%	0.0%	0.0%

女性かつ 20 代、60 代で就職希望の者で、支援を必要としている者が一定程度存在し

ている。

欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ設問22で就職希望がある者

欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉されたが、公的障害者制度を利用しておらず、就職希望については「したい」としている者について性別・年齢階層別の分析を実施した。

男女比の観点からは、女性が相対的に多く、63.9%を占めている。

年齢階層別には、60代(26.7%)、40代(20.3%)と壮年・高年が相対的に多い点が特徴的である。就職希望であることから、支援の必要性と比べると、20～50代も多く対象となっている。

図表 59 欧州統計局の設問における「障害のある者」かつ「公的障害者制度利用無し」かつ就職希望がある者の属性

	(実数)			(割合)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
合計	404	146	258	100.0%	36.1%	63.9%
20代	54	18	36	13.4%	4.5%	8.9%
30代	63	18	45	15.6%	4.5%	11.1%
40代	82	19	63	20.3%	4.7%	15.6%
50代	62	26	36	15.3%	6.4%	8.9%
60代	108	40	68	26.7%	9.9%	16.8%
70代	32	22	10	7.9%	5.4%	2.5%
80歳以上	3	3	0	0.7%	0.7%	0.0%

女性かつ40代、60代で就職希望の者で、支援を必要としている者が一定程度存在している。

(8)での以上の結果を踏まえると、性別及び年齢階層別の分析を行うことで、どの集団が支援を必要としているのかがわかり、その集団に適した支援を考え、政策として実施することを検討できる可能性がある。

(9) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の特徴

以下では、本調査研究で尋ねている、「日常生活の状況」や「仕事の状況」について、本調査研究で捕捉された「障害のある者」が「障害のない者」と比較して、どのような状況であるのかを分析した。

ただし、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、ここでは、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問と欧州統計局の設問を中心に分析を行っている。

分析の視点としては、2つの設問(ワシントングループと欧州統計局)で捕捉された「障害のある者」について、以下の2つの視点を中心に分析を行った。

< 視点1 >

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の状況や仕事の状況に差異があるか
新たな設問・定義で「障害のある者」を捕捉することで、意味のある違いを捉えることができるか、また、「障害のある者」の方が支援を求めていたり、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

< 視点2 >

特に、「障害のある者」でかつ公的障害者制度を利用していない(できていない)者について、支援を求めていたり、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

< 本節の構成 >

なお、調査結果について、特にワシントングループの設問で「障害のある者」と「障害のない者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」と「障害のない者」、公的障害者制度の利用者と公的障害者制度の非利用者をわかりやすく比較するため、項目の最後に、整理表をつけている。整理表については、「全数」と「60歳未満」の2つの図表に分けている。

したがって、本節は、各項目ごとに原則として4ページの構成となっている(一部、追加的な分析が含まれる場合は、以下の限りではない)。

1 ページ目	2 ページ目	3 ページ目	4 ページ目
ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」	欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」	【全数】 ワシントングループの設問・欧州統計局の設問・公的障害者制度の利用有無による比較表	【60歳未満】 ワシントングループの設問・欧州統計局の設問・公的障害者制度の利用有無による比較表

日常生活の状況における特徴・相互比較

ア) 日常生活の手助け・見守りの必要性

ここでは「障害のある者/ない者」で手助け・見守りの必要性が異なるかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は16.0%が必要としており、「障害のない者」は1.7%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、84.0%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「日常生活における手助けや見守りを必要としている」者が5.0%存在していることが捕捉された。

図表 60 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

			Q11		
			日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者		428	2,255	2,683
	WG障害のない者		345	20,182	20,527
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者		16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者		1.7%	98.3%	100.0%

			Q11		
			日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	325	316	641
		公的障害者制度利用なし	103	1,939	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	214	960	1,174
		公的障害者制度利用なし	131	19,222	19,353
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	50.7%	49.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	18.2%	81.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	0.7%	99.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は15.4%必要としており、「障害のない者」は0.8%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、84.6%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

○欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「日常生活における手助けや見守りを必要としている」者が5.0%存在していることがわかった。

図表 61 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%

			Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、 お答えください。		
			1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計			773	22,437	23,210
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	478	718	1,196
		公的障害者制度利用なし	140	2,672	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	61	558	619
		公的障害者制度利用なし	94	18,489	18,583
合計			3.3%	96.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	40.0%	60.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.0%	95.0%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	9.9%	90.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	0.5%	99.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は16.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は15.4%に対し、「公的障害者制度利用あり」は29.7%となった。

図表 62 「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		773	22,437	23,210
実数	WG障害のある者	428	2,255	2,683
	WG障害のない者	345	20,182	20,527
	ES障害のある者	618	3,390	4,008
	ES障害のない者	155	19,047	19,202
	公的障害者制度利用あり	539	1,276	1,815
	公的障害者制度利用なし	234	21,161	21,395
合計		3.3%	96.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.0%	84.0%	100.0%
	WG障害のない者	1.7%	98.3%	100.0%
	ES障害のある者	15.4%	84.6%	100.0%
	ES障害のない者	0.8%	99.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	29.7%	70.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.1%	98.9%	100.0%

【60歳未満】

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「公的障害者制度利用あり」が相対的に多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満のワシントングループの設問で「障害のある者」は16.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は18.3%に対し、「公的障害者制度利用あり」は32.7%となった。

図表 63 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性

(上段：実数、下段：割合)

		Q11 日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		533	13,092	13,625
実数	WG障害のある者	282	1,438	1,720
	WG障害のない者	251	11,654	11,905
	ES障害のある者	412	1,842	2,254
	ES障害のない者	121	11,250	11,371
	公的障害者制度利用あり	389	800	1,189
	公的障害者制度利用なし	144	12,292	12,436
合計		3.9%	96.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	16.4%	83.6%	100.0%
	WG障害のない者	2.1%	97.9%	100.0%
	ES障害のある者	18.3%	81.7%	100.0%
	ES障害のない者	1.1%	98.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	32.7%	67.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	1.2%	98.8%	100.0%

イ) 健康上の問題の日常生活への影響

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の日常生活への影響が異なるかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は35.0%が「影響がある」としており、「障害のない者」は11.0%が「影響がある」としている。

○ただし、「障害のある者」でも、65.0%は健康上の問題による日常生活への影響がない。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者が22.9%存在していることがわかった。

図表 64 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%

		Q12			
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。			
		1.ある	2.ない	合計	
合計		3,190	20,020	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	471	170	641
		公的障害者制度利用なし	468	1,574	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	565	609	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,686	17,667	19,353
合計		13.7%	86.3%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	73.5%	26.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	22.9%	77.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	48.1%	51.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.7%	91.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は63.2%が「影響がある」としており、「障害のない者」は3.4%が「影響がある」としている。

○「障害のある者」で健康上の問題による日常生活への影響がない者は36.8%にとどまる。

○欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者が56.7%存在していることがわかった。

図表 65 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%

		Q12			
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。			
		1.ある	2.ない	合計	
合計		3,190	20,020	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	940	256	1,196
		公的障害者制度利用なし	1,595	1,217	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	96	523	619
		公的障害者制度利用なし	559	18,024	18,583
合計		13.7%	86.3%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	78.6%	21.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	56.7%	43.3%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	15.5%	84.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.0%	97.0%	100.0%

なお、参考的に、欧州統計局の設問で「障害のある者」として捕捉される要件の1つである、「健康問題による日常の一般的な活動における支障」の有無・程度と、「健康上の問題による日常生活への影響」のクロス集計・分析を実施した。

その集計結果によると、「健康上の問題による日常生活への影響」はあるものの、「全く支障がない」と回答している者が13.8%（439名）存在し、影響を感じるものの具体的な支障までは感じていない者も割合は多くはないが存在することが確認できた。

多くの者（以下では12.6% + 73.6% = 86.2%）にとっては、「影響がある」とことと「支障がある」とことはほぼ同義と捉えて回答されていると考えられるが、一部の者（13.8%の者）にとっては、同じ健康問題を理由・背景としていても、「影響がある」ということと、「支障がある」ということは別のこと（「影響がある」場合でも「支障」までは認識されていないケースがある）として認識・回答されていることがわかる。

図表 66 健康問題による「一般的な活動における支障」と「日常生活の影響」の関係
（上段：実数、下段：割合）

Q7.健康問題による日常の一般的な活動における支障		1.非常に支障がある	2.ある程度支障がある	3.全く支障がない	合計
Q.12(実数) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	477	4,195	18,538	23,210
	1.ある	402	2,349	439	3,190
	2.ない	75	1,846	18,099	20,020
Q.12(割合) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	2.1%	18.1%	79.9%	100.0%
	1.ある	12.6%	73.6%	13.8%	100.0%
	2.ない	0.4%	9.2%	90.4%	100.0%

【全数まとめ】

○「健康上の問題の日常生活への影響」に関しては、「影響がある」とする者の割合は「公的障害者制度利用あり」及び「欧州統計局の設問」で多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は 63.2%、「公的障害者制度利用あり」は 57.1% となった。
- ・半面、ワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.0%と他の 2 つと比較するとかなり低い。

図表 67 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		3,190	20,020	23,210
実数	WG障害のある者	939	1,744	2,683
	WG障害のない者	2,251	18,276	20,527
	ES障害のある者	2,535	1,473	4,008
	ES障害のない者	655	18,547	19,202
	公的障害者制度利用あり	1,036	779	1,815
	公的障害者制度利用なし	2,154	19,241	21,395
合計		13.7%	86.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	35.0%	65.0%	100.0%
	WG障害のない者	11.0%	89.0%	100.0%
	ES障害のある者	63.2%	36.8%	100.0%
	ES障害のない者	3.4%	96.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	57.1%	42.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	10.1%	89.9%	100.0%

【60歳未満】

○「健康上の問題の日常生活への影響」に関しては、「影響がある」とする者の割合は「公的障害者制度利用あり」及び「欧州統計局の設問」で多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満の欧州統計局の設問で「障害のある者」は65.6%、「公的障害者制度利用あり」は59.1%となった。
- ・半面、ワシントングループの設問で「障害のある者」は31.3%と他の2つと比較するとかなり低い。

図表 68 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		1,838	11,787	13,625
実数	WG障害のある者	539	1,181	1,720
	WG障害のない者	1,299	10,606	11,905
	ES障害のある者	1,479	775	2,254
	ES障害のない者	359	11,012	11,371
	公的障害者制度利用あり	703	486	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,135	11,301	12,436
合計		13.5%	86.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	31.3%	68.7%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	89.1%	100.0%
	ES障害のある者	65.6%	34.4%	100.0%
	ES障害のない者	3.2%	96.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	59.1%	40.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.1%	90.9%	100.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の発生時期が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してから期間を把握すると、「10年以上」の者の割合がやや多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は37.2%が「10年以上」としており、「障害のない者」は35.4%が「10年以上」としている。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず「健康上の問題による日常生活への影響がある」者の特徴は、「10年以上」と「1年以上5年未満」が多く、「生まれつき発生」が少ないことである。

・特に、「1年以上5年未満」は約29.3%と、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(16.1%)と比較すると相対的に多く、「生まれつき発生」は3.2%となっており、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(14.2%)と比較すると相対的に少ない。

図表 69 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	WG障害のある者	82	349	193	213	39	35	28	939
	WG障害のない者	80	796	439	553	157	132	94	2,251
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.7%	37.2%	20.6%	22.7%	4.2%	3.7%	3.0%	100.0%
	WG障害のない者	3.6%	35.4%	19.5%	24.6%	7.0%	5.9%	4.2%	100.0%

		Q12S2								
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。								
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計	
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	67	202	102	76	11	4	9	471
		公的障害者制度利用なし	15	147	91	137	28	31	19	468
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	43	277	104	100	28	8	5	565
		公的障害者制度利用なし	37	519	335	453	129	124	89	1,686
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	14.2%	42.9%	21.7%	16.1%	2.3%	0.8%	1.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.2%	31.4%	19.4%	29.3%	6.0%	6.6%	4.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	7.6%	49.0%	18.4%	17.7%	5.0%	1.4%	0.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.2%	30.8%	19.9%	26.9%	7.7%	7.4%	5.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してから期間を把握すると、「10年以上」とする者の割合がやや多い。
 - ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は38.8%が「10年以上」としており、「障害のない者」は24.7%が「10年以上」としている。
- 欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「健康上の問題による日常生活への影響がある」者の特徴は、「1年以上5年未満が多い」こと、「生まれつき発生」が少ないことである。
 - ・「1年以上5年未満」は30.6%と、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(16.8%)と比較すると相対的に多く、「生まれつき発生」は2.3%となっており、「障害のある者」で公的障害者制度の利用者の割合(10.3%)と比較すると相対的に少ない。

図表 70 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	ES障害のある者	134	983	537	646	156	54	25	2,535
	ES障害のない者	28	162	95	120	40	113	97	655
割合		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
ES障害のある者		5.3%	38.8%	21.2%	25.5%	6.2%	2.1%	1.0%	100.0%
ES障害のない者		4.3%	24.7%	14.5%	18.3%	6.1%	17.3%	14.8%	100.0%

		Q12S2								
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。								
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計	
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	97	442	190	158	33	12	8	940
		公的障害者制度利用なし	37	541	347	488	123	42	17	1,595
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13	37	16	18	6	0	6	96
		公的障害者制度利用なし	15	125	79	102	34	113	91	559
割合		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%	
ES障害のある者		10.3%	47.0%	20.2%	16.8%	3.5%	1.3%	0.9%	100.0%	
公的障害者制度利用なし		2.3%	33.9%	21.8%	30.6%	7.7%	2.6%	1.1%	100.0%	
ES障害のない者		13.5%	38.5%	16.7%	18.8%	6.3%	0.0%	6.3%	100.0%	
公的障害者制度利用なし		2.7%	22.4%	14.1%	18.2%	6.1%	20.2%	16.3%	100.0%	

【全数まとめ】

- 「健康上の問題の発生時期」に関しては、いずれの属性も「10年以上」が最も多くなっている。ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者で大きな傾向の差は見られない。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。
 - ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は37.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は38.8%、「公的障害者制度利用あり」は46.2%となった。
 - ・強いて挙げると、「公的障害者制度利用あり」は「生まれつき発生している」とする者が10.6%であり、ワシントングループの設問や欧州統計局の設問より相対的に多い。

図表 71 「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		162	1,145	632	766	196	167	122	3,190
実数	WG障害のある者	82	349	193	213	39	35	28	939
	WG障害のない者	80	796	439	553	157	132	94	2,251
	ES障害のある者	134	983	537	646	156	54	25	2,535
	ES障害のない者	28	162	95	120	40	113	97	655
	公的障害者制度利用あり	110	479	206	176	39	12	14	1,036
	公的障害者制度利用なし	52	666	426	590	157	155	108	2,154
合計		5.1%	35.9%	19.8%	24.0%	6.1%	5.2%	3.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.7%	37.2%	20.6%	22.7%	4.2%	3.7%	3.0%	100.0%
	WG障害のない者	3.6%	35.4%	19.5%	24.6%	7.0%	5.9%	4.2%	100.0%
	ES障害のある者	5.3%	38.8%	21.2%	25.5%	6.2%	2.1%	1.0%	100.0%
	ES障害のない者	4.3%	24.7%	14.5%	18.3%	6.1%	17.3%	14.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	10.6%	46.2%	19.9%	17.0%	3.8%	1.2%	1.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	2.4%	30.9%	19.8%	27.4%	7.3%	7.2%	5.0%	100.0%

【60 歳未満】

○「健康上の問題の発生時期」に関しては、いずれの属性も「10 年以上」が最も多くなっている。ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者で大きな傾向の差は見られない。

- ・「10 年以上」に該当する 60 歳未満のワシントングループの設問で「障害のある者」は 35.3%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は 39.5%、「公的障害者制度利用あり」は 44.5%となった。
- ・強いて差異を挙げると、「公的障害者制度利用あり」とワシントングループの設問で「障害のある者」は「生まれつき発生している」とする者がそれぞれ 13.8%、13.4%存在しており、欧州統計局の設問で「障害のある者」より相対的に多い。

図表 72 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
実数	合計	139	678	360	389	114	84	74	1,838
	WG障害のある者	72	190	114	106	22	16	19	539
	WG障害のない者	67	488	246	283	92	68	55	1,299
	ES障害のある者	111	584	312	340	91	25	16	1,479
	ES障害のない者	28	94	48	49	23	59	58	359
	公的障害者制度利用あり	97	313	143	105	28	6	11	703
	公的障害者制度利用なし	42	365	217	284	86	78	63	1,135
割合	合計	7.6%	36.9%	19.6%	21.2%	6.2%	4.6%	4.0%	100.0%
	WG障害のある者	13.4%	35.3%	21.2%	19.7%	4.1%	3.0%	3.5%	100.0%
	WG障害のない者	5.2%	37.6%	18.9%	21.8%	7.1%	5.2%	4.2%	100.0%
	ES障害のある者	7.5%	39.5%	21.1%	23.0%	6.2%	1.7%	1.1%	100.0%
	ES障害のない者	7.8%	26.2%	13.4%	13.6%	6.4%	16.4%	16.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	13.8%	44.5%	20.3%	14.9%	4.0%	0.9%	1.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	3.7%	32.2%	19.1%	25.0%	7.6%	6.9%	5.6%	100.0%

エ) 心の状況(気分障害)との関係(1:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(心配・不安等)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が7.6%であり、「週に1回程度」が12.8%、あわせて約20.4%である。気分障害についてはそもそもワシントングループの設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。
- ワシントングループの設問では「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が15.3%存在している。
- また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が6.5%、「週に1回程度」が12.2%と合計18.7%程度が気分障害の可能性はある。

図表 73 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(心配・不安等を感じる頻度)
(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683
	WG障害のない者	1,564	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%
	WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%

		Q13						
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	201	147	101	86	106	641
		公的障害者制度利用なし	313	330	243	363	793	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	298	267	166	179	264	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,266	2,361	2,387	4,382	8,957	19,353
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	31.4%	22.9%	15.8%	13.4%	16.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	15.3%	16.2%	11.9%	17.8%	38.8%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	25.4%	22.7%	14.1%	15.2%	22.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.5%	12.2%	12.3%	22.6%	46.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が5.5%であり、「週に1回程度」が11.2%、あわせて約16.7%である。気分障害については欧州統計局の設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。
- 欧州統計局の設問では「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が21.5%存在している。
- また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が5.2%、「週に1回程度」が11.0%と合計16.2%程度が気分障害の可能性がある。

図表 74 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	ES障害のある者	1,023	959	616	710	700	4,008
	ES障害のない者	1,055	2,146	2,281	4,300	9,420	19,202
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	ES障害のある者	25.5%	23.9%	15.4%	17.7%	17.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	11.2%	11.9%	22.4%	49.1%	100.0%

		Q13						
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	418	304	168	147	159	1,196
		公的障害者制度利用なし	605	655	448	563	541	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	81	110	99	118	211	619
		公的障害者制度利用なし	974	2,036	2,182	4,182	9,209	18,583
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	34.9%	25.4%	14.0%	12.3%	13.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	21.5%	23.3%	15.9%	20.0%	19.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13.1%	17.8%	16.0%	19.1%	34.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.2%	11.0%	11.7%	22.5%	49.6%	100.0%

【全数まとめ】

○欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

・「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が19.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が25.5%、公的障害者制度の利用者で27.5%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が33.5%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が17.5%、「公的障害者制度利用あり」で20.4%である。

図表 75 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,078	3,105	2,897	5,010	10,120	23,210
実数	WG障害のある者	514	477	344	449	899	2,683
	WG障害のない者	1,564	2,628	2,553	4,561	9,221	20,527
	ES障害のある者	1,023	959	616	710	700	4,008
	ES障害のない者	1,055	2,146	2,281	4,300	9,420	19,202
	公的障害者制度利用あり	499	414	267	265	370	1,815
	公的障害者制度利用なし	1,579	2,691	2,630	4,745	9,750	21,395
合計		9.0%	13.4%	12.5%	21.6%	43.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	19.2%	17.8%	12.8%	16.7%	33.5%	100.0%
	WG障害のない者	7.6%	12.8%	12.4%	22.2%	44.9%	100.0%
	ES障害のある者	25.5%	23.9%	15.4%	17.7%	17.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	11.2%	11.9%	22.4%	49.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	27.5%	22.8%	14.7%	14.6%	20.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	7.4%	12.6%	12.3%	22.2%	45.6%	100.0%

【60歳未満】

○欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

- ・60歳未満で「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が22.7%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が33.9%、公的障害者制度の利用者で34.7%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

- ・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が33.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が11.5%、「公的障害者制度利用あり」で14.0%である。

図表 76 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		1,593	2,231	1,746	2,419	5,636	13,625
実数	WG障害のある者	391	332	209	217	571	1,720
	WG障害のない者	1,202	1,899	1,537	2,202	5,065	11,905
	ES障害のある者	764	640	311	279	260	2,254
	ES障害のない者	829	1,591	1,435	2,140	5,376	11,371
	公的障害者制度利用あり	412	303	181	126	167	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,181	1,928	1,565	2,293	5,469	12,436
合計		11.7%	16.4%	12.8%	17.8%	41.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.7%	19.3%	12.2%	12.6%	33.2%	100.0%
	WG障害のない者	10.1%	16.0%	12.9%	18.5%	42.5%	100.0%
	ES障害のある者	33.9%	28.4%	13.8%	12.4%	11.5%	100.0%
	ES障害のない者	7.3%	14.0%	12.6%	18.8%	47.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	34.7%	25.5%	15.2%	10.6%	14.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.5%	15.5%	12.6%	18.4%	44.0%	100.0%

オ) 心の状況(気分障害)との関係(2:憂鬱を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(憂鬱)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者を見ると、ワシントングループの設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が7.5%であり、「週に1回程度」が12.5%、あわせて約20.0%である。気分障害については設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

○ワシントングループの設問では「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「障害のある者」で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が15.3%存在していることが捕捉された。

○また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が6.5%、「週に1回程度」が12.0%と合計18.5%程度が気分障害の可能性がある。

図表 77 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(憂鬱を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	WG障害のある者	495	448	378	418	944	2,683
	WG障害のない者	1,541	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
	WG障害のない者	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%

		Q13						
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、						
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計	
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	183	154	107	83	114	641
		公的障害者制度利用なし	312	294	271	335	830	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	290	260	163	189	272	1,174
		公的障害者制度利用なし	1,251	2,314	2,328	4,116	9,344	19,353
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	28.5%	24.0%	16.7%	12.9%	17.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	15.3%	14.4%	13.3%	16.4%	40.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	24.7%	22.1%	13.9%	16.1%	23.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.5%	12.0%	12.0%	21.3%	48.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害なし」と捕捉された者であっても、「毎日」が5.5%であり、「週に1回程度」が10.8%、あわせて約16.3%である。気分障害についてはそもそも欧州統計局の設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。
- 欧州統計局の設問では「憂鬱とを感じることの頻度」に関して、「障害のある者」では、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「毎日」とする者が20.7%存在していることが捕捉された。
- また、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者でも、「毎日」が5.3%、「週に1回程度」が10.5%と合計15.8%程度が気分障害の可能性がある。

図表 78 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）

(上段：実数、下段：割合)

		Q13					
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、					
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	ES障害のある者	984	957	594	693	780	4,008
	ES障害のない者	1,052	2,065	2,275	4,030	9,780	19,202
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	24.6%	23.9%	14.8%	17.3%	19.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	10.8%	11.8%	21.0%	50.9%	100.0%

		Q13						
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか、						
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計	
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	402	306	170	153	165	1,196
		公的障害者制度利用なし	582	651	424	540	615	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	71	108	100	119	221	619
		公的障害者制度利用なし	981	1,957	2,175	3,911	9,559	18,583
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.6%	25.6%	14.2%	12.8%	13.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	20.7%	23.2%	15.1%	19.2%	21.9%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	11.5%	17.4%	16.2%	19.2%	35.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.3%	10.5%	11.7%	21.0%	51.4%	100.0%

【全数まとめ】

○欧州統計局の設問で「障害のある者」、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

- ・「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が18.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が24.6%、「公的障害者制度利用あり」で26.1%である。

○また、ワシントングループの設問は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

- ・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が35.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が19.5%、「公的障害者制度利用あり」で21.3%である。

図表 79 「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		2,036	3,022	2,869	4,723	10,560	23,210
実数	WG障害のある者	495	448	378	418	944	2,683
	WG障害のない者	1,541	2,574	2,491	4,305	9,616	20,527
	ES障害のある者	984	957	594	693	780	4,008
	ES障害のない者	1,052	2,065	2,275	4,030	9,780	19,202
	公的障害者制度利用あり	473	414	270	272	386	1,815
	公的障害者制度利用なし	1,563	2,608	2,599	4,451	10,174	21,395
合計		8.8%	13.0%	12.4%	20.3%	45.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	18.4%	16.7%	14.1%	15.6%	35.2%	100.0%
	WG障害のない者	7.5%	12.5%	12.1%	21.0%	46.8%	100.0%
	ES障害のある者	24.6%	23.9%	14.8%	17.3%	19.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.5%	10.8%	11.8%	21.0%	50.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	26.1%	22.8%	14.9%	15.0%	21.3%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	7.3%	12.2%	12.1%	20.8%	47.6%	100.0%

【60歳未満】

○欧州統計局の設問で「障害のある者」、公的障害者制度の利用者は「毎日」と回答する者の割合が最も多い。

・60歳未満で「毎日」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が22.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が33.3%、「公的障害者制度利用あり」で32.8%である。

○また、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「全くない」とする者が他の2つと比較して相対的に多い。

・「全くない」と回答する者の割合は、ワシントングループの設問で「障害のある者」が34.0%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が11.8%、「公的障害者制度利用あり」で14.0%である。

図表 80 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）

（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		1,602	2,241	1,837	2,356	5,589	13,625
実数	WG障害のある者	381	309	241	205	584	1,720
	WG障害のない者	1,221	1,932	1,596	2,151	5,005	11,905
	ES障害のある者	750	654	309	274	267	2,254
	ES障害のない者	852	1,587	1,528	2,082	5,322	11,371
	公的障害者制度利用あり	390	308	184	140	167	1,189
	公的障害者制度利用なし	1,212	1,933	1,653	2,216	5,422	12,436
合計		11.8%	16.4%	13.5%	17.3%	41.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.2%	18.0%	14.0%	11.9%	34.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.3%	16.2%	13.4%	18.1%	42.0%	100.0%
	ES障害のある者	33.3%	29.0%	13.7%	12.2%	11.8%	100.0%
	ES障害のない者	7.5%	14.0%	13.4%	18.3%	46.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	32.8%	25.9%	15.5%	11.8%	14.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.7%	15.5%	13.3%	17.8%	43.6%	100.0%

カ) 通院・買い物の困難性

ここでは「障害のある者/ない者」で通院・買い物の困難性が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は23.7%が「困難なことがある」としており、「障害のない者」は4.8%しか「困難なことがある」としていない。

○ワシントングループの設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「通院・買い物が困難なことがある」とする者が12.3%存在している。

図表 81 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
 (上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	WG障害のある者	637	2,046	2,683
	WG障害のない者	988	19,539	20,527
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	23.7%	76.3%	100.0%
	WG障害のない者	4.8%	95.2%	100.0%

		Q14			
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。			
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計	
合計		1,625	21,585	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	385	256	641
		公的障害者制度利用なし	252	1,790	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	351	823	1,174
		公的障害者制度利用なし	637	18,716	19,353
合計		7.0%	93.0%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	60.1%	39.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	12.3%	87.7%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	29.9%	70.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.3%	96.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は29.7%が困難としており、「障害のない者」は2.3%しか困難としていない。

○欧州統計局の設問では「障害のある者」として捕捉された者の中で、公的障害者制度を利用していないにもかかわらず、「通院・買い物が困難なことがある」とする者が19.6%存在している。

図表 82 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	ES障害のある者	1,189	2,819	4,008
	ES障害のない者	436	18,766	19,202
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	29.7%	70.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.3%	97.7%	100.0%

		Q14			
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。			
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計	
合計		1,625	21,585	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	637	559	1,196
		公的障害者制度利用なし	552	2,260	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	99	520	619
		公的障害者制度利用なし	337	18,246	18,583
合計		7.0%	93.0%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	53.3%	46.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	19.6%	80.4%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	16.0%	84.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	1.8%	98.2%	100.0%

【全数まとめ】

○「通院・買い物の困難性」に関しては、公的障害者制度の利用者が他の2つと比較しても「困難なことがある」とする者の割合が最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「困難なことがある」とする割合は、「公的障害者制度利用あり」で40.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が29.7%、ワシントングループの設問で「障害のある者」が23.7%である。

図表 83 「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
(上段：実数、下段：割合)

		Q14		
		あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,625	21,585	23,210
実数	WG障害のある者	637	2,046	2,683
	WG障害のない者	988	19,539	20,527
	ES障害のある者	1,189	2,819	4,008
	ES障害のない者	436	18,766	19,202
	公的障害者制度利用あり	736	1,079	1,815
	公的障害者制度利用なし	889	20,506	21,395
合計		7.0%	93.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	23.7%	76.3%	100.0%
	WG障害のない者	4.8%	95.2%	100.0%
	ES障害のある者	29.7%	70.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.3%	97.7%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	40.6%	59.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	4.2%	95.8%	100.0%

【60歳未満】

○「通院・買い物の困難性」に関しては、公的障害者制度の利用者、欧州統計局の設問で「障害のある者」、ワシントングループの設問で「障害のある者」の順で「困難なことがある」とする者の割合が多くなっている。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・60歳未満で「困難なことがある」とする割合は、「公的障害者制度利用あり」で47.4%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が37.9%、ワシントングループの設問で「障害のある者」が24.9%である。

図表 84 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
(上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		1,214	12,411	13,625
実数	WG障害のある者	428	1,292	1,720
	WG障害のない者	786	11,119	11,905
	ES障害のある者	855	1,399	2,254
	ES障害のない者	359	11,012	11,371
	公的障害者制度利用あり	564	625	1,189
	公的障害者制度利用なし	650	11,786	12,436
合計		8.9%	91.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	24.9%	75.1%	100.0%
	WG障害のない者	6.6%	93.4%	100.0%
	ES障害のある者	37.9%	62.1%	100.0%
	ES障害のない者	3.2%	96.8%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.4%	52.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	5.2%	94.8%	100.0%

就労状況における特徴・相互比較

以下の就労状況に係る設問においては、冒頭、「仕事あり」か、「仕事なし」か、を選択していただき、その回答結果に応じて回答いただく設問が分岐する構成になっている。

「仕事あり」は、さらに「主に仕事をしている」、「主に家事で仕事あり」、「主に通学で仕事あり」、「その他」の選択肢に分かれているが、「仕事あり」については、以下の注意書きを記載の上で回答していただいている。

したがって、本調査研究においては、福祉的就労も「仕事あり」と回答していただく形式になっており、本節「就労状況における特徴・相互比較」においては、「仕事あり」は全て福祉的就労も含んでいることに留意が必要である。（就業日数や就業時間、勤務形態や勤め先における呼称についても、福祉的就労の者も含んで回答していただいている）

「仕事の有無」に係る冒頭の設問の注記

「無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合、福祉的就労で工賃を得ている場合も『仕事あり』とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」

ア) 前月中の仕事の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事の有無や内容が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とで大きな差異は見られない。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」では46.7%であり、「障害のない者」は48.7%である。

・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で15.6%、「障害のない者」で10.6%と、「障害のある者」が多い。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者は、「障害のない者」の中で公的障害者制度の非利用者と仕事の状況については同様の傾向である。

図表 85 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
実数	WG障害のある者	1,254	183	26	82	53	667	418	2,683
	WG障害のない者	9,998	1,656	125	338	261	5,973	2,176	20,527
割合		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	46.7%	6.8%	1.0%	3.1%	2.0%	24.9%	15.6%	100.0%
	WG障害のない者	48.7%	8.1%	0.6%	1.6%	1.3%	29.1%	10.6%	100.0%

		Q16								
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。								
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計	
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	216	49	7	24	14	147	184	641
		公的障害者制度利用なし	1,038	134	19	58	39	520	234	2,042
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	429	107	6	37	12	377	206	1,174
		公的障害者制度利用なし	9,569	1,549	119	301	249	5,596	1,970	19,353
割合		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.7%	7.6%	1.1%	3.7%	2.2%	22.9%	28.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	50.8%	6.6%	0.9%	2.8%	1.9%	25.5%	11.5%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	36.5%	9.1%	0.5%	3.2%	1.0%	32.1%	17.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	49.4%	8.0%	0.6%	1.6%	1.3%	28.9%	10.2%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」の方が相対的に少ない。

- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」では 38.4%であり、「障害のない者」は 50.6%である。
- ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で 17.4%、「障害のない者」で 9.9%と、「障害のある者」が多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者は、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合が 41.4%と、公的障害者制度の利用者の 31.4%よりは多いものの、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者の 50.8%よりは少ない。

図表 86 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
実数	ES障害のある者	1,539	360	18	111	40	1,241	699	4,008
	ES障害のない者	9,713	1,479	133	309	274	5,399	1,895	19,202
合計		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	38.4%	9.0%	0.4%	2.8%	1.0%	31.0%	17.4%	100.0%
	ES障害のない者	50.6%	7.7%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.9%	100.0%

		Q16								
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。								
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計	
合計		11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	376	121	7	44	16	346	286	1,196
		公的障害者制度利用なし	1,163	239	11	67	24	895	413	2,812
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	269	35	6	17	10	178	104	619
		公的障害者制度利用なし	9,444	1,444	127	292	264	5,221	1,791	18,583
合計		48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	31.4%	10.1%	0.6%	3.7%	1.3%	28.9%	23.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.4%	8.5%	0.4%	2.4%	0.9%	31.8%	14.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	43.5%	5.7%	1.0%	2.7%	1.6%	28.8%	16.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	50.8%	7.8%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.6%	100.0%

【全数まとめ】

○「前月中の仕事の有無」に関しては、3つの属性でいずれも「(仕事あり)主に仕事をしている」が最も多い。ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点が特徴的である。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「(仕事あり)主に仕事をしている」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が46.7%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が38.4%、「公的障害者制度利用あり」で35.5%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も48.7%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差があまり見られない。

図表 87 全年齢で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
実数	合計	11,252	1,839	151	420	314	6,640	2,594	23,210
	WG障害のある者	1,254	183	26	82	53	667	418	2,683
	WG障害のない者	9,998	1,656	125	338	261	5,973	2,176	20,527
	ES障害のある者	1,539	360	18	111	40	1,241	699	4,008
	ES障害のない者	9,713	1,479	133	309	274	5,399	1,895	19,202
	公的障害者制度利用あり	645	156	13	61	26	524	390	1,815
	公的障害者制度利用なし	10,607	1,683	138	359	288	6,116	2,204	21,395
割合	合計	48.5%	7.9%	0.7%	1.8%	1.4%	28.6%	11.2%	100.0%
	WG障害のある者	46.7%	6.8%	1.0%	3.1%	2.0%	24.9%	15.6%	100.0%
	WG障害のない者	48.7%	8.1%	0.6%	1.6%	1.3%	29.1%	10.6%	100.0%
	ES障害のある者	38.4%	9.0%	0.4%	2.8%	1.0%	31.0%	17.4%	100.0%
	ES障害のない者	50.6%	7.7%	0.7%	1.6%	1.4%	28.1%	9.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	35.5%	8.6%	0.7%	3.4%	1.4%	28.9%	21.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	49.6%	7.9%	0.6%	1.7%	1.3%	28.6%	10.3%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「前月中の仕事の有無」に関しては、3つの属性でいずれも「(仕事あり)主に仕事をしている」が最も多い。ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・「(仕事あり)主に仕事をしている」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が 57.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が 49.5%、「公的障害者制度利用あり」で 44.2%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も 62.1%であり、「障害のある者(57.1%)」と「障害のない者(62.1%)」の差が相対的に小さい。

図表 88 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		8,378	1,048	132	224	308	2,662	873	13,625
実数	WG障害のある者	982	121	22	61	53	277	204	1,720
	WG障害のない者	7,396	927	110	163	255	2,385	669	11,905
	ES障害のある者	1,116	219	18	65	39	524	273	2,254
	ES障害のない者	7,262	829	114	159	269	2,138	600	11,371
	公的障害者制度利用あり	526	111	12	44	25	257	214	1,189
	公的障害者制度利用なし	7,852	937	120	180	283	2,405	659	12,436
合計		61.5%	7.7%	1.0%	1.6%	2.3%	19.5%	6.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	57.1%	7.0%	1.3%	3.5%	3.1%	16.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	62.1%	7.8%	0.9%	1.4%	2.1%	20.0%	5.6%	100.0%
	ES障害のある者	49.5%	9.7%	0.8%	2.9%	1.7%	23.2%	12.1%	100.0%
	ES障害のない者	63.9%	7.3%	1.0%	1.4%	2.4%	18.8%	5.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	44.2%	9.3%	1.0%	3.7%	2.1%	21.6%	18.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	63.1%	7.5%	1.0%	1.4%	2.3%	19.3%	5.3%	100.0%

イ) 就業日数、就業時間 (1 : 就業日数)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の間で、大きな違いは認められない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」について、ワシントングループの設問における「障害のある者」は62.2%であり、「障害のない者」は62.7%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と比較しても大きな差はみられない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度を利用していない者は64.9%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は63.2%である。

図表 89 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

			Q17							
			1週間の仕事をした日数							
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計			364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	WG障害のある者		59	65	104	110	961	166	80	1,545
	WG障害のない者		305	385	804	1,031	7,603	1,465	524	12,117
合計			2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者		3.8%	4.2%	6.7%	7.1%	62.2%	10.7%	5.2%	100.0%
	WG障害のない者		2.5%	3.2%	6.6%	8.5%	62.7%	12.1%	4.3%	100.0%

			Q17							
			1週間の仕事をした日数							
			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計			364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	25	26	24	32	151	22	16	296
		公的障害者制度利用なし	34	39	80	78	810	144	64	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	40	33	60	51	314	50	31	579
		公的障害者制度利用なし	265	352	744	980	7,289	1,415	493	11,538
合計			2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	8.4%	8.8%	8.1%	10.8%	51.0%	7.4%	5.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.7%	3.1%	6.4%	6.2%	64.9%	11.5%	5.1%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.9%	5.7%	10.4%	8.8%	54.2%	8.6%	5.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.3%	3.1%	6.4%	8.5%	63.2%	12.3%	4.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」の方が、日数が相対的に少ない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は54.8%であり、「障害のない者」は64.1%である。「1日」や「2日」を選ぶ者が相対的に多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、日数が相対的に少ない。

・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は57.4%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は64.1%である。

図表 90 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数

(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
実数	ES障害のある者	107	124	179	198	1,112	201	107	2,028
	ES障害のない者	257	326	729	943	7,452	1,430	497	11,634
合計		2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	5.3%	6.1%	8.8%	9.8%	54.8%	9.9%	5.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.2%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.3%	4.3%	100.0%

		Q17								
		1週間の仕事をした日数								
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	
合計		364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	43	47	62	59	263	40	34	548
		公的障害者制度利用なし	64	77	117	139	849	161	73	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	22	12	22	24	202	32	13	327
		公的障害者制度利用なし	235	314	707	919	7,250	1,398	484	11,307
合計		2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	7.8%	8.6%	11.3%	10.8%	48.0%	7.3%	6.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	4.3%	5.2%	7.9%	9.4%	57.4%	10.9%	4.9%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.7%	3.7%	6.7%	7.3%	61.8%	9.8%	4.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	2.1%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.4%	4.3%	100.0%

【全数まとめ】

- 「1週間の仕事をした日数」に関しては、一般的な1週間の営業日である「5日」を選ぶ者が3つの属性のいずれでも最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。
- ワシントングループの設問では特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点が特徴的である
 - ・1週間の営業日を「5日」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が62.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が54.8%、「公的障害者制度利用あり」が53.1%である。
 - ・ワシントングループの設問では「障害のない者」も62.7%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差があまり見られない。

図表 91 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
実数	合計	364	450	908	1,141	8,564	1,631	604	13,662
	WG障害のある者	59	65	104	110	961	166	80	1,545
	WG障害のない者	305	385	804	1,031	7,603	1,465	524	12,117
	ES障害のある者	107	124	179	198	1,112	201	107	2,028
	ES障害のない者	257	326	729	943	7,452	1,430	497	11,634
	公的障害者制度利用あり 公的障害者制度利用なし	65 299	59 391	84 824	83 1,058	465 8,099	72 1,559	47 557	875 12,787
割合	合計	2.7%	3.3%	6.6%	8.4%	62.7%	11.9%	4.4%	100.0%
	WG障害のある者	3.8%	4.2%	6.7%	7.1%	62.2%	10.7%	5.2%	100.0%
	WG障害のない者	2.5%	3.2%	6.6%	8.5%	62.7%	12.1%	4.3%	100.0%
	ES障害のある者	5.3%	6.1%	8.8%	9.8%	54.8%	9.9%	5.3%	100.0%
	ES障害のない者	2.2%	2.8%	6.3%	8.1%	64.1%	12.3%	4.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり 公的障害者制度利用なし	7.4% 2.3%	6.7% 3.1%	9.6% 6.4%	9.5% 8.3%	53.1% 63.3%	8.2% 12.2%	5.4% 4.4%	100.0% 100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「1週間の仕事をした日数」に関しては、一般的な1週間の営業日である「5日」を選ぶ者が3つの属性のいずれでも最も多い。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である

- ・1週間の営業日を「5日」とするのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」が66.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」が59.7%、「公的障害者制度利用あり」で56.6%である。
- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も68.8%であり、「障害のある者」と「障害のない者」の差が相対的に小さい。

図表 92 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
実数	合計	180	221	465	649	6,694	1,181	392	9,782
	WG障害のある者	40	43	62	70	784	129	58	1,186
	WG障害のない者	140	178	403	579	5,910	1,052	334	8,596
	ES障害のある者	63	75	93	122	846	151	68	1,418
	ES障害のない者	117	146	372	527	5,848	1,030	324	8,364
	公的障害者制度利用あり	46	47	58	59	392	55	36	693
公的障害者制度利用なし	134	174	407	590	6,302	1,126	356	9,089	
割合	合計	1.8%	2.3%	4.8%	6.6%	68.4%	12.1%	4.0%	100.0%
	WG障害のある者	3.4%	3.6%	5.2%	5.9%	66.1%	10.9%	4.9%	100.0%
	WG障害のない者	1.6%	2.1%	4.7%	6.7%	68.8%	12.2%	3.9%	100.0%
	ES障害のある者	4.4%	5.3%	6.6%	8.6%	59.7%	10.6%	4.8%	100.0%
	ES障害のない者	1.4%	1.7%	4.4%	6.3%	69.9%	12.3%	3.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	6.6%	6.8%	8.4%	8.5%	56.6%	7.9%	5.2%	100.0%
公的障害者制度利用なし	1.5%	1.9%	4.5%	6.5%	69.3%	12.4%	3.9%	100.0%	

ウ) 就業日数、就業時間 (2 : 就業時間)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」の方が相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は 19.1% であり、「障害のない者」は 21.4% である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類でも、「障害のある者」は 22.9%、「障害のない者」は 17.1% となった。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」とされた者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 21.2% であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 21.9% である。

図表 93 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間

(上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	WG障害のある者	354	157	137	474	295	80	12	36	1,545
	WG障害のない者	2,074	1,312	1,297	3,878	2,594	635	158	169	12,117
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	10.2%	8.9%	30.7%	19.1%	5.2%	0.8%	2.3%	100.0%
	WG障害のない者	17.1%	10.8%	10.7%	32.0%	21.4%	5.2%	1.3%	1.4%	100.0%

		Q17									
		1週間の残業も含めた総時間									
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計	
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	106	33	37	70	30	11	1	8	296
		公的障害者制度利用なし	248	124	100	404	265	69	11	28	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	167	70	82	162	68	18	4	8	579
		公的障害者制度利用なし	1,907	1,242	1,215	3,716	2,526	617	154	161	11,538
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	35.8%	11.1%	12.5%	23.6%	10.1%	3.7%	0.3%	2.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	19.9%	9.9%	8.0%	32.3%	21.2%	5.5%	0.9%	2.2%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	28.8%	12.1%	14.2%	28.0%	11.7%	3.1%	0.7%	1.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	16.5%	10.8%	10.5%	32.2%	21.9%	5.3%	1.3%	1.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のある者」の方が、日数が相対的に少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間(週間40時間)に加えて一定の残業をしたと考え、「41~50時間」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は16.8%であり、「障害のない者」は21.9%である。
- ・また、「1~10時間」と最も少ない分類でも、「障害のある者」は24.0%、「障害のない者」は16.7%となった。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」として捕捉された者の中で公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」とされた者の中で公的障害者制度の非利用者と比較すると、就業時間が相対的にやや少ない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間(週間40時間)に加えて一定の残業をしたと考え、「41~50時間」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は19.5%、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は22.1%となった。

図表 94 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	ES障害のある者	487	235	231	592	341	86	20	36	2,028
	ES障害のない者	1,941	1,234	1,203	3,760	2,548	629	150	169	11,634
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	24.0%	11.6%	11.4%	29.2%	16.8%	4.2%	1.0%	1.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	10.6%	10.3%	32.3%	21.9%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%

		Q17									
		1週間の残業も含めた総時間									
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計	
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	185	69	70	139	53	19	2	11	548
		公的障害者制度利用なし	302	166	161	453	288	67	18	25	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	88	34	49	93	45	10	3	5	327
		公的障害者制度利用なし	1,853	1,200	1,154	3,667	2,503	619	147	164	11,307
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	33.8%	12.6%	12.8%	25.4%	9.7%	3.5%	0.4%	2.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	20.4%	11.2%	10.9%	30.6%	19.5%	4.5%	1.2%	1.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	26.9%	10.4%	15.0%	28.4%	13.8%	3.1%	0.9%	1.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	16.4%	10.6%	10.2%	32.4%	22.1%	5.5%	1.3%	1.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「前月中の就業時間」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「31～40時間」がボリュームゾーンとなった。しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10時間」がボリュームゾーンとなった。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「31～40時間」が30.7%とボリュームゾーンとなった。同じく欧州統計局の設問で「障害のある者」も29.2%とボリュームゾーンとなった。「公的障害者制度利用あり」は26.5%であり、最大のボリュームゾーンではないものの、他の2設問と割合は同程度である。
- ・しかし、「公的障害者制度利用あり」は「1～10時間」が31.2%と最も多い。

図表 95 「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		2,428	1,469	1,434	4,352	2,889	715	170	205	13,662
実数	WG障害のある者	354	157	137	474	295	80	12	36	1,545
	WG障害のない者	2,074	1,312	1,297	3,878	2,594	635	158	169	12,117
	ES障害のある者	487	235	231	592	341	86	20	36	2,028
	ES障害のない者	1,941	1,234	1,203	3,760	2,548	629	150	169	11,634
	公的障害者制度利用あり	273	103	119	232	98	29	5	16	875
	公的障害者制度利用なし	2,155	1,366	1,315	4,120	2,791	686	165	189	12,787
合計		17.8%	10.8%	10.5%	31.9%	21.1%	5.2%	1.2%	1.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	10.2%	8.9%	30.7%	19.1%	5.2%	0.8%	2.3%	100.0%
	WG障害のない者	17.1%	10.8%	10.7%	32.0%	21.4%	5.2%	1.3%	1.4%	100.0%
	ES障害のある者	24.0%	11.6%	11.4%	29.2%	16.8%	4.2%	1.0%	1.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	10.6%	10.3%	32.3%	21.9%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	31.2%	11.8%	13.6%	26.5%	11.2%	3.3%	0.6%	1.8%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	16.9%	10.7%	10.3%	32.2%	21.8%	5.4%	1.3%	1.5%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「前月中の就業時間」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「31～40 時間」がボリュームゾーンとなった。しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10 時間」がボリュームゾーンとなった。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「31～40 時間」が 29.5%とボリュームゾーンとなった。同じく欧州統計局の設問で「障害のある者」も 30.0%とボリュームゾーンとなった。「公的障害者制度利用あり」は 26.7%であり最大のボリュームゾーンではないものの、他の 2 設問と割合は同程度である。
- ・しかし、公的障害者制度の利用者は「1～10 時間」が 31.9%と最も多い。

図表 96 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1 週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
実数	合計	1,654	814	820	3,202	2,403	583	140	166	9,782
	WG障害のある者	279	105	91	350	253	66	11	31	1,186
	WG障害のない者	1,375	709	729	2,852	2,150	517	129	135	8,596
	ES障害のある者	340	137	137	425	266	67	18	28	1,418
	ES障害のない者	1,314	677	683	2,777	2,137	516	122	138	8,364
	公的障害者制度利用あり	221	72	87	185	83	26	5	14	693
	公的障害者制度利用なし	1,433	742	733	3,017	2,320	557	135	152	9,089
割合	合計	16.9%	8.3%	8.4%	32.7%	24.6%	6.0%	1.4%	1.7%	100.0%
	WG障害のある者	23.5%	8.9%	7.7%	29.5%	21.3%	5.6%	0.9%	2.6%	100.0%
	WG障害のない者	16.0%	8.2%	8.5%	33.2%	25.0%	6.0%	1.5%	1.6%	100.0%
	ES障害のある者	24.0%	9.7%	9.7%	30.0%	18.8%	4.7%	1.3%	2.0%	100.0%
	ES障害のない者	15.7%	8.1%	8.2%	33.2%	25.5%	6.2%	1.5%	1.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	31.9%	10.4%	12.6%	26.7%	12.0%	3.8%	0.7%	2.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	15.8%	8.2%	8.1%	33.2%	25.5%	6.1%	1.5%	1.7%	100.0%

エ) 1年間の収入又は収益

ここでは「障害のある者/ない者」で収入や収益が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い。

- 例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は10.1%、一方で「障害のない者」は10.6%であり、ほとんど差がない。

- ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は8.1%であり、「障害のない者」は6.5%である。

○「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者では、大きな差異は見られない。

図表 97 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
実数	WG障害のある者	125	112	110	87	110	110	187	156	114	73	52	42	22	28	16	17	184	1,545
	WG障害のない者	782	1,107	1,027	663	791	759	1,467	1,288	837	561	479	307	238	283	117	134	1,277	12,117
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	8.1%	7.2%	7.1%	5.6%	7.1%	7.1%	12.1%	10.1%	7.4%	4.7%	3.4%	2.7%	1.4%	1.8%	1.0%	1.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	6.5%	9.1%	8.5%	5.5%	6.5%	6.3%	12.1%	10.6%	6.9%	4.6%	4.0%	2.5%	2.0%	2.3%	1.0%	1.1%	10.5%	100.0%

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																		
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計	
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	45	22	27	24	25	24	34	17	19	14	2	8	6	2	4	5	18	296
		公的障害者制度利用なし	80	90	83	63	85	86	153	139	95	59	50	34	16	26	12	12	166	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	95	61	55	40	38	50	55	46	28	26	23	10	7	2	3	2	38	579
		公的障害者制度利用なし	687	1,046	972	623	753	709	1,412	1,242	809	535	456	297	231	281	114	132	1,239	11,538
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.2%	7.4%	9.1%	8.1%	8.4%	8.1%	11.5%	5.7%	6.4%	4.7%	0.7%	2.7%	2.0%	0.7%	1.4%	1.7%	6.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.4%	7.2%	6.6%	5.0%	6.8%	6.9%	12.2%	11.1%	7.6%	4.7%	4.0%	2.7%	1.3%	2.1%	1.0%	1.0%	13.3%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	16.4%	10.5%	9.5%	6.9%	6.6%	8.6%	9.5%	7.9%	4.8%	4.5%	4.0%	1.7%	1.2%	0.3%	0.5%	0.3%	6.6%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6.0%	9.1%	8.4%	5.4%	6.5%	6.1%	12.2%	10.8%	7.0%	4.6%	4.0%	2.6%	2.0%	2.4%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られない。

- 例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は9.6%であり、「障害のない者」は10.7%である。

- また、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は11.4%であり、「障害のない者」は5.8%である。

○「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者では、大きな差異は見られない。

図表 98 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
実数	ES障害のある者	231	189	180	130	136	151	195	194	131	105	68	53	37	31	20	24	153	2,028
	ES障害のない者	676	1,030	957	620	765	718	1,459	1,250	820	529	463	296	223	280	113	127	1,308	11,634
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	11.4%	9.3%	8.9%	6.4%	6.7%	7.4%	9.6%	9.6%	6.5%	5.2%	3.4%	2.6%	1.8%	1.5%	1.0%	1.2%	7.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.8%	8.9%	8.2%	5.3%	6.6%	6.2%	12.5%	10.7%	7.0%	4.5%	4.0%	2.5%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.2%	100.0%

		Q19 主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																		
		1.収入なし/ 50万円未満	2.50～ 99万円	3.100～ 149万円	4.150～ 199万円	5.200～ 249万円	6.250～ 299万円	7.300～ 399万円	8.400～ 499万円	9.500～ 599万円	10.600～ 699万円	11.700～ 799万円	12.800～ 899万円	13.900～ 999万円	14.1,000～ 1,249万円	15.1,250～ 1,499万円	16.1,500 万円以上	17.わからない	合計	
合計		907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	101	52	46	35	37	48	44	41	35	28	14	12	10	3	5	6	31	548
		公的障害者制度利用なし	130	137	134	95	99	103	151	153	96	77	54	41	27	28	15	18	122	1,480
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	39	31	36	29	26	26	45	22	12	12	11	6	3	1	2	1	25	327
		公的障害者制度利用なし	637	999	921	591	739	692	1,414	1,228	808	517	452	290	220	279	111	126	1,283	11,307
割合		6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	18.4%	9.5%	8.4%	6.4%	6.8%	8.8%	8.0%	7.5%	6.4%	5.1%	2.6%	2.2%	1.8%	0.5%	0.9%	1.1%	5.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.8%	9.3%	9.1%	6.4%	6.7%	7.0%	10.2%	10.3%	6.5%	5.2%	3.6%	2.8%	1.8%	1.9%	1.0%	1.2%	8.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	11.9%	9.5%	11.0%	8.9%	8.0%	8.0%	13.8%	6.7%	3.7%	3.7%	3.4%	1.8%	0.9%	0.3%	0.6%	0.3%	7.6%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	5.6%	8.8%	8.1%	5.2%	6.5%	6.1%	12.5%	10.9%	7.1%	4.6%	4.0%	2.6%	1.9%	2.5%	1.0%	1.1%	11.3%	100.0%

【全数まとめ】

○「1年間の収入又は収益」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」がボリュームゾーンであるものの、公的障害者制度の利用者は及び欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」がボリュームゾーンである。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」が12.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」が11.4%であり、「公的障害者制度利用あり」は「収入なし/50万円未満」が16.0%である。

図表 99 「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益

(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/50万円未満	2.50～99万円	3.100～149万円	4.150～199万円	5.200～249万円	6.250～299万円	7.300～399万円	8.400～499万円	9.500～599万円	10.600～699万円	11.700～799万円	12.800～899万円	13.900～999万円	14.1,000～1,249万円	15.1,250～1,499万円	16.1,500万円以上	17.わからない	合計
実数	合計	907	1,219	1,137	750	901	869	1,654	1,444	951	634	531	349	260	311	133	151	1,461	13,662
	WG障害のある者	125	112	110	87	110	110	187	156	114	73	52	42	22	28	16	17	184	1,545
	WG障害のない者	782	1,107	1,027	663	791	759	1,467	1,288	837	561	479	307	238	283	117	134	1,277	12,117
	ES障害のある者	231	189	180	130	136	151	195	194	131	105	68	53	37	31	20	24	153	2,028
	ES障害のない者	676	1,030	957	620	765	718	1,459	1,250	820	529	463	296	223	280	113	127	1,308	11,634
	公的障害者制度利用あり	140	83	82	64	63	74	89	63	47	40	25	18	13	4	7	7	56	875
公的障害者制度利用なし	767	1,136	1,055	686	838	795	1,565	1,381	904	594	506	331	247	307	126	144	1,405	12,787	
割合	合計	6.6%	8.9%	8.3%	5.5%	6.6%	6.4%	12.1%	10.6%	7.0%	4.6%	3.9%	2.6%	1.9%	2.3%	1.0%	1.1%	10.7%	100.0%
	WG障害のある者	8.1%	7.2%	7.1%	5.6%	7.1%	7.1%	12.1%	10.1%	7.4%	4.7%	3.4%	2.7%	1.4%	1.8%	1.0%	1.1%	11.9%	100.0%
	WG障害のない者	6.5%	9.1%	8.5%	5.5%	6.5%	6.3%	12.1%	10.6%	6.9%	4.6%	4.0%	2.5%	2.0%	2.3%	1.0%	1.1%	10.5%	100.0%
	ES障害のある者	11.4%	9.3%	8.9%	6.4%	6.7%	7.4%	9.6%	9.6%	6.5%	5.2%	3.4%	2.6%	1.8%	1.5%	1.0%	1.2%	7.5%	100.0%
	ES障害のない者	5.9%	8.9%	8.2%	5.3%	6.6%	6.2%	12.5%	10.7%	7.0%	4.5%	4.0%	2.5%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	16.0%	9.5%	9.4%	7.3%	7.2%	8.5%	10.2%	7.2%	5.4%	4.6%	2.9%	2.1%	1.5%	0.5%	0.8%	0.8%	6.4%	100.0%
公的障害者制度利用なし	6.0%	8.9%	8.3%	5.4%	6.6%	6.2%	12.2%	10.8%	7.1%	4.6%	4.0%	2.6%	1.9%	2.4%	1.0%	1.1%	11.0%	100.0%	

【60歳未満】

○60歳未満の「1年間の収入又は収益」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」がボリュームゾーンであるものの、公的障害者制度の利用者及び欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」がボリュームゾーンである。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「300～399万円」が12.0%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「収入なし/50万円未満」が10.9%であり、「公的障害者制度利用あり」は「収入なし/50万円未満」が15.9%である。両者とも、ワシントングループの設問と比較して、「障害のある者」と「障害のない者」の差が相対的に大きくなっている。

図表 100 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし/50万円未満	2.50～99万円	3.100～149万円	4.150～199万円	5.200～249万円	6.250～299万円	7.300～399万円	8.400～499万円	9.500～599万円	10.600～699万円	11.700～799万円	12.800～899万円	13.900～999万円	14.1000～1249万円	15.1250～1499万円	16.1500万円以上	17.わからない	合計
実数	合計	539	748	709	480	638	646	1,271	1,140	762	522	419	289	188	229	86	87	1,029	9,782
	WG障害のある者	86	78	83	65	78	87	142	128	96	64	42	37	14	17	11	11	147	1,186
	WG障害のない者	453	670	626	415	560	559	1,129	1,012	666	458	377	252	174	212	75	76	882	8,596
	ES障害のある者	155	121	118	95	94	107	135	145	100	85	51	38	26	23	11	18	96	1,418
	ES障害のない者	384	627	591	385	544	539	1,136	995	662	437	368	251	162	206	75	69	933	8,364
割合	公的障害者制度利用あり	110	62	62	49	53	58	74	55	37	33	21	16	10	4	5	5	39	693
	公的障害者制度利用なし	429	686	647	431	585	588	1,197	1,085	725	489	398	273	178	225	81	82	990	9,089
	合計	5.5%	7.6%	7.2%	4.9%	6.5%	6.6%	13.0%	11.7%	7.8%	5.3%	4.3%	3.0%	1.9%	2.3%	0.9%	0.9%	10.5%	100.0%
	WG障害のある者	7.3%	6.6%	7.0%	5.5%	6.6%	7.3%	12.0%	10.8%	8.1%	5.4%	3.5%	3.1%	1.2%	1.4%	0.9%	0.9%	12.4%	100.0%
	WG障害のない者	5.3%	7.8%	7.3%	4.8%	6.5%	6.5%	13.1%	11.8%	7.7%	5.3%	4.4%	2.9%	2.0%	2.5%	0.9%	0.9%	10.3%	100.0%
ES障害のある者	10.9%	8.5%	8.3%	6.7%	6.6%	7.5%	9.5%	10.2%	7.1%	6.0%	3.6%	2.7%	1.8%	1.6%	0.9%	1.3%	6.8%	100.0%	
ES障害のない者	4.6%	7.5%	7.1%	4.6%	6.5%	6.4%	13.6%	11.9%	7.9%	5.2%	4.4%	3.0%	1.9%	2.5%	0.9%	0.8%	11.2%	100.0%	
公的障害者制度利用あり	15.9%	8.9%	8.9%	7.1%	7.6%	8.4%	10.7%	7.9%	5.3%	4.8%	3.0%	2.3%	1.4%	0.6%	0.7%	0.7%	5.6%	100.0%	
公的障害者制度利用なし	4.7%	7.5%	7.1%	4.7%	6.4%	6.5%	13.2%	11.9%	8.0%	5.4%	4.4%	3.0%	2.0%	2.5%	0.9%	0.9%	10.9%	100.0%	

オ) 勤務形態

ここでは「障害のある者/ない者」で勤務形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問の「障害のある者」は54.3%であり、「障害のない者」は55.5%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者も、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者で、ともに55.9%である。

図表 101 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	WG障害のある者	839	185	125	29	57	27	105	24	31	123	1,545
	WG障害のない者	6,719	1,476	969	101	312	287	1,143	234	153	723	12,117
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	54.3%	12.0%	8.1%	1.9%	3.7%	1.7%	6.8%	1.6%	2.0%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	55.5%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.4%	1.9%	1.3%	6.0%	100.0%

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。											
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計	
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	141	47	20	8	12	6	23	6	10	23	296
		公的障害者制度利用なし	698	138	105	21	45	21	82	18	21	100	1,249
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	273	63	48	6	10	9	68	14	28	60	579
		公的障害者制度利用なし	6,446	1,413	921	95	302	278	1,075	220	125	663	11,538
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	47.6%	15.9%	6.8%	2.7%	4.1%	2.0%	7.8%	2.0%	3.4%	7.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.9%	11.0%	8.4%	1.7%	3.6%	1.7%	6.6%	1.4%	1.7%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	47.2%	10.9%	8.3%	1.0%	1.7%	1.6%	11.7%	2.4%	4.8%	10.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.9%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.3%	1.9%	1.1%	5.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」は、一般常雇者の割合が「障害のない者」と比べると少ない。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は47.4%であり、「障害のない者」は56.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)の割合が少なく、自営業主(雇人なし)の割合が多いなどの特徴がみられる。

・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は47.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は56.9%である。

・また、「自営業主(雇人なし)」の割合については、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は11.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は8.7%である。

図表 102 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	ES障害のある者	961	265	196	33	49	44	232	47	55	146	2,028
	ES障害のない者	6,597	1,396	898	97	320	270	1,016	211	129	700	11,634
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	47.4%	13.1%	9.7%	1.6%	2.4%	2.2%	11.4%	2.3%	2.7%	7.2%	100.0%
	ES障害のない者	56.7%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.1%	6.0%	100.0%

		Q20											
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。											
		1.一般常雇者 (契約期間の 定めのない 雇用者)	2.一般常雇者 (契約期間が 1年以上の 雇用者)	3.1月以上 1年未満の 契約の雇用者	4.日々又は 1月未満の 契約の雇用者	5.会社・団体等 の役員	6.自営業主 (雇人あり)	7.自営業主 (雇人なし)	8.家族従業員 (自家営業の 手伝い)	9.内職	10.その他	合計	
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	100.0%	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	253	70	42	8	16	9	58	12	27	53	100.0%
		公的障害者制度利用なし	708	195	154	25	33	35	174	35	28	93	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	161	40	26	6	6	6	33	8	11	30	100.0%
		公的障害者制度利用なし	6,436	1,356	872	91	314	264	983	203	118	670	100.0%
合計		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	46.2%	12.8%	7.7%	1.5%	2.9%	1.6%	10.6%	2.2%	4.9%	9.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	47.8%	13.2%	10.4%	1.7%	2.2%	2.4%	11.8%	2.4%	1.9%	6.3%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	49.2%	12.2%	8.0%	1.8%	1.8%	1.8%	10.1%	2.4%	3.4%	9.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	56.9%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.0%	5.9%	100.0%

【全数まとめ】

○「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は54.3%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は47.4%、「公的障害者制度利用あり」は47.3%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である

・ワシントングループの設問は「障害のない者」も「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」の割合が55.5%であり、「障害のある者」の54.3%と同程度である。

図表 103 「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1年以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業員(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	回答者数
合計		7,558	1,661	1,094	130	369	314	1,248	258	184	846	13,662
実数	WG障害のある者	839	185	125	29	57	27	105	24	31	123	1,545
	WG障害のない者	6,719	1,476	969	101	312	287	1,143	234	153	723	12,117
	ES障害のある者	961	265	196	33	49	44	232	47	55	146	2,028
	ES障害のない者	6,597	1,396	898	97	320	270	1,016	211	129	700	11,634
	公的障害者制度利用あり	414	110	68	14	22	15	91	20	38	83	875
	公的障害者制度利用なし	7,144	1,551	1,026	116	347	299	1,157	238	146	763	12,787
割合		55.3%	12.2%	8.0%	1.0%	2.7%	2.3%	9.1%	1.9%	1.3%	6.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	54.3%	12.0%	8.1%	1.9%	3.7%	1.7%	6.8%	1.6%	2.0%	8.0%	100.0%
	WG障害のない者	55.5%	12.2%	8.0%	0.8%	2.6%	2.4%	9.4%	1.9%	1.3%	6.0%	100.0%
	ES障害のある者	47.4%	13.1%	9.7%	1.6%	2.4%	2.2%	11.4%	2.3%	2.7%	7.2%	100.0%
	ES障害のない者	56.7%	12.0%	7.7%	0.8%	2.8%	2.3%	8.7%	1.8%	1.1%	6.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.3%	12.6%	7.8%	1.6%	2.5%	1.7%	10.4%	2.3%	4.3%	9.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	55.9%	12.1%	8.0%	0.9%	2.7%	2.3%	9.0%	1.9%	1.1%	6.0%	100.0%

【60 歳未満】

○60 歳未満の「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差が見られるわけではない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は62.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は57.1%、「公的障害者制度利用あり」は53.0%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合の差が小さい点が特徴的である

- ・ワシントングループの設問は「障害のない者」も「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」の割合が66.4%であり、「障害のある者」の62.6%との差が相対的に小さい。

図表 104 60 歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20 主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	回答者数
合計		6,454	875	592	82	162	155	668	155	141	498	9,782
実数	WG障害のある者	743	120	71	20	30	15	61	15	23	88	1,186
	WG障害のない者	5,711	755	521	62	132	140	607	140	118	410	8,596
	ES障害のある者	809	156	106	25	21	26	129	24	42	80	1,418
	ES障害のない者	5,645	719	486	57	141	129	539	131	99	418	8,364
	公的障害者制度利用あり	367	84	51	13	14	7	55	16	31	55	693
公的障害者制度利用なし		6,087	791	541	69	148	148	613	139	110	443	9,089
合計		66.0%	8.9%	6.1%	0.8%	1.7%	1.6%	6.8%	1.6%	1.4%	5.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	62.6%	10.1%	6.0%	1.7%	2.5%	1.3%	5.1%	1.3%	1.9%	7.4%	100.0%
	WG障害のない者	66.4%	8.8%	6.1%	0.7%	1.5%	1.6%	7.1%	1.6%	1.4%	4.8%	100.0%
	ES障害のある者	57.1%	11.0%	7.5%	1.8%	1.5%	1.8%	9.1%	1.7%	3.0%	5.6%	100.0%
	ES障害のない者	67.5%	8.6%	5.8%	0.7%	1.7%	1.5%	6.4%	1.6%	1.2%	5.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	53.0%	12.1%	7.4%	1.9%	2.0%	1.0%	7.9%	2.3%	4.5%	7.9%	100.0%
公的障害者制度利用なし		67.0%	8.7%	6.0%	0.8%	1.6%	1.6%	6.7%	1.5%	1.2%	4.9%	100.0%

カ) 勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で勤め先での呼称が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問で「障害のある者」は64.2%であり、「障害のない者」は60.0%である。

○ワシントングループの設問は、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者と比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は65.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は60.4%である。

図表 105 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称 (契約形態)
(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	WG障害のある者	756	168	78	47	100	21	8	1,178
	WG障害のない者	5,562	1,790	627	336	697	189	64	9,265
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	64.2%	14.3%	6.6%	4.0%	8.5%	1.8%	0.7%	100.0%
	WG障害のない者	60.0%	19.3%	6.8%	3.6%	7.5%	2.0%	0.7%	100.0%

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	125	33	22	4	21	5	6	216
		公的障害者制度利用なし	631	135	56	43	79	16	2	962
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	205	87	33	13	40	3	9	390
		公的障害者制度利用なし	5,357	1,703	594	323	657	186	55	8,875
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	57.9%	15.3%	10.2%	1.9%	9.7%	2.3%	2.8%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	65.6%	14.0%	5.8%	4.5%	8.2%	1.7%	0.2%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	52.6%	22.3%	8.5%	3.3%	10.3%	0.8%	2.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	60.4%	19.2%	6.7%	3.6%	7.4%	2.1%	0.6%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「障害のある者」は「正規の職員・従業員」の割合がやや少なく、逆に「パート」や「アルバイト」、「契約社員」が相対的に多い。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.4%であり、「障害のない者」は61.3%である。

・「障害のある者」の「アルバイト」、「契約社員」はそれぞれ8.5%、9.7%であり、「障害のない者」の6.5%、7.3%より相対的に多い。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合がやや少ない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は55.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は61.5%である。

図表 106 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	ES障害のある者	806	264	123	66	141	37	18	1,455
	ES障害のない者	5,512	1,694	582	317	656	173	54	8,988
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	55.4%	18.1%	8.5%	4.5%	9.7%	2.5%	1.2%	100.0%
	ES障害のない者	61.3%	18.8%	6.5%	3.5%	7.3%	1.9%	0.6%	100.0%

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員・ 従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣 事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	204	66	35	12	39	6	11	373
		公的障害者制度利用なし	602	198	88	54	102	31	7	1,082
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	126	54	20	5	22	2	4	233
		公的障害者制度利用なし	5,386	1,640	562	312	634	171	50	8,755
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	54.7%	17.7%	9.4%	3.2%	10.5%	1.6%	2.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	55.6%	18.3%	8.1%	5.0%	9.4%	2.9%	0.6%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	54.1%	23.2%	8.6%	2.1%	9.4%	0.9%	1.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	61.5%	18.7%	6.4%	3.6%	7.2%	2.0%	0.6%	100.0%

【全数まとめ】

○「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「正規の職員・従業員」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差異が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は64.2%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は55.4%、「公的障害者制度利用あり」は54.5%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である（より正確には、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも「正規の職員・従業員」の割合が多い）

・ワシントングループの設問は「障害のない者」の「正規の職員・従業員」の割合が60.0%であり、「障害のある者」の64.2%のほうが多い。

図表 107 「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		6,318	1,958	705	383	797	210	72	10,443
実数	WG障害のある者	756	168	78	47	100	21	8	1,178
	WG障害のない者	5,562	1,790	627	336	697	189	64	9,265
	ES障害のある者	806	264	123	66	141	37	18	1,455
	ES障害のない者	5,512	1,694	582	317	656	173	54	8,988
	公的障害者制度利用あり	330	120	55	17	61	8	15	606
	公的障害者制度利用なし	5,988	1,838	650	366	736	202	57	9,837
合計		60.5%	18.7%	6.8%	3.7%	7.6%	2.0%	0.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	64.2%	14.3%	6.6%	4.0%	8.5%	1.8%	0.7%	100.0%
	WG障害のない者	60.0%	19.3%	6.8%	3.6%	7.5%	2.0%	0.7%	100.0%
	ES障害のある者	55.4%	18.1%	8.5%	4.5%	9.7%	2.5%	1.2%	100.0%
	ES障害のない者	61.3%	18.8%	6.5%	3.5%	7.3%	1.9%	0.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	54.5%	19.8%	9.1%	2.8%	10.1%	1.3%	2.5%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	60.9%	18.7%	6.6%	3.7%	7.5%	2.1%	0.6%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「勤務形態」に関しては、3つの属性でいずれも「正規の職員・従業員」がボリュームゾーンである。属性により、傾向に大きな差異が見られるわけではない。

・ワシントングループの設問で「障害のある者」は69.9%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は61.5%、「公的障害者制度利用あり」は58.1%である。

○ワシントングループの設問は特に、「障害のある者」と「障害のない者」で割合がほぼ同じ点特徴的である（より正確には、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも「正規の職員・従業員」の割合が多い）

・ワシントングループの設問は「障害のない者」の「正規の職員・従業員」の割合が69.0%であり、「障害のある者」の69.9%のほうが多い。

図表 108 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称
(契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q21								
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。								
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計	
実数		合計	5,528	1,138	532	306	422	48	29	8,003
	WG障害のある者	667	115	61	43	56	6	6	954	
	WG障害のない者	4,861	1,023	471	263	366	42	23	7,049	
	ES障害のある者	674	173	90	56	85	8	10	1,096	
	ES障害のない者	4,854	965	442	250	337	40	19	6,907	
	公的障害者制度利用あり	299	87	46	15	50	5	13	515	
	公的障害者制度利用なし	5,229	1,051	486	291	372	43	16	7,488	
割合		合計	69.1%	14.2%	6.6%	3.8%	5.3%	0.6%	0.4%	100.0%
	WG障害のある者	69.9%	12.1%	6.4%	4.5%	5.9%	0.6%	0.6%	100.0%	
	WG障害のない者	69.0%	14.5%	6.7%	3.7%	5.2%	0.6%	0.3%	100.0%	
	ES障害のある者	61.5%	15.8%	8.2%	5.1%	7.8%	0.7%	0.9%	100.0%	
	ES障害のない者	70.3%	14.0%	6.4%	3.6%	4.9%	0.6%	0.3%	100.0%	
	公的障害者制度利用あり	58.1%	16.9%	8.9%	2.9%	9.7%	1.0%	2.5%	100.0%	
	公的障害者制度利用なし	69.8%	14.0%	6.5%	3.9%	5.0%	0.6%	0.2%	100.0%	

キ) 就業希望の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で就職希望が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」のほうが「障害のない者」よりも相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」は 33.1%であり、「障害のない者」は 26.7%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者の方が、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者よりも、相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 30.1%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 25.8%である。

図表 109 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	WG障害のある者	377	761	1,138
	WG障害のない者	2,249	6,161	8,410
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.1%	66.9%	100.0%
	WG障害のない者	26.7%	73.3%	100.0%

		Q22			
		就業希望の有無について、お答えください。			
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計	
合計		2,626	6,922	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	138	207	345
		公的障害者制度利用なし	239	554	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	230	365	595
		公的障害者制度利用なし	2,019	5,796	7,815
合計		27.5%	72.5%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	40.0%	60.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.1%	69.9%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	38.7%	61.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	25.8%	74.2%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」のほうが「障害のない者」よりも相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」は34.5%であり、「障害のない者」は25.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者の方が、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者よりも、相対的に「したいと思っている」者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は30.3%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は25.5%である。

図表 110 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいとっていない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	ES障害のある者	683	1,297	1,980
	ES障害のない者	1,943	5,625	7,568
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	34.5%	65.5%	100.0%
	ES障害のない者	25.7%	74.3%	100.0%

			Q22		
			就業希望の有無について、お答えください。		
			1.したいと思っている	2.したいとっていない	合計
合計			2,626	6,922	9,548
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	279	369	648
		公的障害者制度利用なし	404	928	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	89	203	292
		公的障害者制度利用なし	1,854	5,422	7,276
合計			27.5%	72.5%	100.0%
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	43.1%	56.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.3%	69.7%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	30.5%	69.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	25.5%	74.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「就業希望」に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、いずれの属性でも3～4割程度の者が「したいと思っている」を選んでいる。

・「したいと思っている」を選んでいるのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」は33.1%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は34.5%、「公的障害者制度利用あり」は39.1%である。

図表 111 「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したい と思っ ている	2.したい と思っ て いない	合計
合計		2,626	6,922	9,548
実数	WG障害のある者	377	761	1,138
	WG障害のない者	2,249	6,161	8,410
	ES障害のある者	683	1,297	1,980
	ES障害のない者	1,943	5,625	7,568
	公的障害者制度利用あり	368	572	940
	公的障害者制度利用なし	2,258	6,350	8,608
合計		27.5%	72.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.1%	66.9%	100.0%
	WG障害のない者	26.7%	73.3%	100.0%
	ES障害のある者	34.5%	65.5%	100.0%
	ES障害のない者	25.7%	74.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	39.1%	60.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	26.2%	73.8%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「就業希望」に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」と比較して、公的障害者制度の利用者及び欧州統計局で「障害のある者」については、「したいと思っている」を選ぶ割合が大きくなっている。

- ・「したいと思っている」を選んでいるのは、ワシントングループの設問で「障害のある者」は46.1%なのに対して、「公的障害者制度利用あり」では55.6%、欧州統計局の設問で「障害のある者」は56.1%である。

図表 112 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したい と思っ ている	2.したい と思っ てい ない	合計
合計		1,822	2,021	3,843
実数	WG障害のある者	246	288	534
	WG障害のない者	1,576	1,733	3,309
	ES障害のある者	469	367	836
	ES障害のない者	1,353	1,654	3,007
	公的障害者制度利用あり	276	220	496
	公的障害者制度利用なし	1,546	1,801	3,347
合計		47.4%	52.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	46.1%	53.9%	100.0%
	WG障害のない者	47.6%	52.4%	100.0%
	ES障害のある者	56.1%	43.9%	100.0%
	ES障害のない者	45.0%	55.0%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	55.6%	44.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	46.2%	53.8%	100.0%

ク) 就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で希望する勤め先での契約形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は12.2%であり、「障害のない者」は9.5%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」のでかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較しても、大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は10.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は9.2%である。

図表 113 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	WG障害のある者	139	344	12	40	71	532	1,138
	WG障害のない者	801	3,357	87	241	431	3,493	8,410
割合		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	12.2%	30.2%	1.1%	3.5%	6.2%	46.7%	100.0%
	WG障害のない者	9.5%	39.9%	1.0%	2.9%	5.1%	41.5%	100.0%

		Q23							
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計	
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	53	85	2	16	22	167	345
		公的障害者制度利用なし	86	259	10	24	49	365	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	84	199	5	11	39	257	595
		公的障害者制度利用なし	717	3,158	82	230	392	3,236	7,815
割合		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.4%	24.6%	0.6%	4.6%	6.4%	48.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	10.8%	32.7%	1.3%	3.0%	6.2%	46.0%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	14.1%	33.4%	0.8%	1.8%	6.6%	43.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	9.2%	40.4%	1.0%	2.9%	5.0%	41.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で傾向には大きな差異は見られない。

・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は11.0%であり、「障害のない者」は9.6%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「正規の職員・従業員」が相対的に少なく、「自営」がやや多いという特徴が見られる。

・「正規の職員・従業員」は、欧州統計局の設問では「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は8.9%だが、欧州統計局の設問では「障害のない者」とされた者でかつ公的障害者制度の非利用者は9.4%である。

図表 114 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	ES障害のある者	217	676	28	59	125	875	1,980
	ES障害のない者	723	3,025	71	222	377	3,150	7,568
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	11.0%	34.1%	1.4%	3.0%	6.3%	44.2%	100.0%
	ES障害のない者	9.6%	40.0%	0.9%	2.9%	5.0%	41.6%	100.0%

		Q23							
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計	
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	99	191	3	21	42	292	648
		公的障害者制度利用なし	118	485	25	38	83	583	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	38	93	4	6	19	132	292
		公的障害者制度利用なし	685	2,932	67	216	358	3,018	7,276
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	15.3%	29.5%	0.5%	3.2%	6.5%	45.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	8.9%	36.4%	1.9%	2.9%	6.2%	43.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	13.0%	31.8%	1.4%	2.1%	6.5%	45.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	9.4%	40.3%	0.9%	3.0%	4.9%	41.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、「その他」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」である。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「その他」が46.7%、「パート・アルバイト」が30.2%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「その他」が44.2%、「パート・アルバイト」が34.1%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「その他」が45.1%、「パート・アルバイト」が30.2%である。

図表 115 「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）

（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の 職員・従 業員	2.パート・ アルバイト	3.労働者 派遣事業 所の派遣 社員	4.契約社 員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		940	3,701	99	281	502	4,025	9,548
実数	WG障害のある者	139	344	12	40	71	532	1,138
	WG障害のない者	801	3,357	87	241	431	3,493	8,410
	ES障害のある者	217	676	28	59	125	875	1,980
	ES障害のない者	723	3,025	71	222	377	3,150	7,568
	公的障害者制度利用あり	137	284	7	27	61	424	940
	公的障害者制度利用なし	803	3,417	92	254	441	3,601	8,608
合計		9.8%	38.8%	1.0%	2.9%	5.3%	42.2%	100.0%
割合	WG障害のある者	12.2%	30.2%	1.1%	3.5%	6.2%	46.7%	100.0%
	WG障害のない者	9.5%	39.9%	1.0%	2.9%	5.1%	41.5%	100.0%
	ES障害のある者	11.0%	34.1%	1.4%	3.0%	6.3%	44.2%	100.0%
	ES障害のない者	9.6%	40.0%	0.9%	2.9%	5.0%	41.6%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	14.6%	30.2%	0.7%	2.9%	6.5%	45.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	9.3%	39.7%	1.1%	3.0%	5.1%	41.8%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「就業時に希望する契約形態」に関しては、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「パート・アルバイト」の割合が最も大きいのに対して、ワシントングループの設問で「障害のある者」と公的障害者制度の利用者では「その他」が最も多く、次いで「パート・アルバイト」の順である。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「その他」が36.0%、「パート・アルバイト」が33.0%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「その他」が34.1%、「パート・アルバイト」が32.9%である。
- ・一方、欧州統計局の設問で「障害のある者」は「その他」が30.0%なのに対して、「パート・アルバイト」が39.4%と割合が逆転している。

図表 116 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		725	1,748	59	55	197	1,059	3,843
実数	WG障害のある者	117	176	7	12	30	192	534
	WG障害のない者	608	1,572	52	43	167	867	3,309
	ES障害のある者	179	329	17	12	48	251	836
	ES障害のない者	546	1,419	42	43	149	808	3,007
	公的障害者制度利用あり	123	163	4	12	25	169	496
	公的障害者制度利用なし	602	1,585	55	43	172	890	3,347
合計		18.9%	45.5%	1.5%	1.4%	5.1%	27.6%	100.0%
割合	WG障害のある者	21.9%	33.0%	1.3%	2.2%	5.6%	36.0%	100.0%
	WG障害のない者	18.4%	47.5%	1.6%	1.3%	5.0%	26.2%	100.0%
	ES障害のある者	21.4%	39.4%	2.0%	1.4%	5.7%	30.0%	100.0%
	ES障害のない者	18.2%	47.2%	1.4%	1.4%	5.0%	26.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	24.8%	32.9%	0.8%	2.4%	5.0%	34.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	18.0%	47.4%	1.6%	1.3%	5.1%	26.6%	100.0%

ケ) 即時の就業の可否

ここでは「障害のある者/ない者」で、すぐに就業できるか否かの差異を分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 27.3%であり、「障害のない者」は 39.8%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、すぐに仕事に「つける」と回答する者の割合は少ない。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 30.4%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 40.7%である。

図表 117 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	WG障害のある者	311	827	1,138
	WG障害のない者	3,347	5,063	8,410
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.3%	72.7%	100.0%
	WG障害のない者	39.8%	60.2%	100.0%

		Q24			
		すぐにも仕事につけますか。			
		1.つける	2.つけない	合計	
合計		3,658	5,890	9,548	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	70	275	345
		公的障害者制度利用なし	241	552	793
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	166	429	595
		公的障害者制度利用なし	3,181	4,634	7,815
合計		38.3%	61.7%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	20.3%	79.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	30.4%	69.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	27.9%	72.1%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	40.7%	59.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は26.2%であり、「障害のない者」は41.5%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とは比較すると、すぐに仕事に「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は28.2%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は41.9%である。

図表 118 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	ES障害のある者	518	1,462	1,980
	ES障害のない者	3,140	4,428	7,568
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	26.2%	73.8%	100.0%
	ES障害のない者	41.5%	58.5%	100.0%

		Q24			
		すぐにでも仕事につけますか。			
		1.つける	2.つけない	合計	
合計		3,658	5,890	9,548	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	143	505	648
		公的障害者制度利用なし	375	957	1,332
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	93	199	292
		公的障害者制度利用なし	3,047	4,229	7,276
合計		38.3%	61.7%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	22.1%	77.9%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	28.2%	71.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	31.8%	68.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.9%	58.1%	100.0%

【全数まとめ】

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、2～3割程度の者が「つける」と回答している。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「つける」とする者が27.3%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「つける」とする者が26.2%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「つける」とする者が25.1%である。

図表 119 「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		3,658	5,890	9,548
実数	WG障害のある者	311	827	1,138
	WG障害のない者	3,347	5,063	8,410
	ES障害のある者	518	1,462	1,980
	ES障害のない者	3,140	4,428	7,568
	公的障害者制度利用あり	236	704	940
	公的障害者制度利用なし	3,422	5,186	8,608
合計		38.3%	61.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.3%	72.7%	100.0%
	WG障害のない者	39.8%	60.2%	100.0%
	ES障害のある者	26.2%	73.8%	100.0%
	ES障害のない者	41.5%	58.5%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	25.1%	74.9%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	39.8%	60.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、2～3割程度の者が「つける」と回答しているが、公的障害者制度の利用者の割合が、他の属性と比較して相対的にやや小さくなっている。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「つける」とする者が25.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「つける」とする者が24.5%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「つける」とする者が21.6%である。

図表 120 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業可否
(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		1,343	2,500	3,843
実数	WG障害のある者	134	400	534
	WG障害のない者	1,209	2,100	3,309
	ES障害のある者	205	631	836
	ES障害のない者	1,138	1,869	3,007
	公的障害者制度利用あり	107	389	496
	公的障害者制度利用なし	1,236	2,111	3,347
合計		34.9%	65.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	25.1%	74.9%	100.0%
	WG障害のない者	36.5%	63.5%	100.0%
	ES障害のある者	24.5%	75.5%	100.0%
	ES障害のない者	37.8%	62.2%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	21.6%	78.4%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	36.9%	63.1%	100.0%

コ) 求職の状況

ここでは「障害のある者/ない者」で求職の状況が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は 44.7%であり、「障害のない者」は 25.6%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、仕事を「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 41.5%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は 24.6%である。

図表 121 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	WG障害のある者	139	172	311
	WG障害のない者	857	2,490	3,347
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	44.7%	55.3%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	74.4%	100.0%

		Q24S1			
		仕事を探していますか。			
		1.探している	2.探していない	合計	
合計		996	2,662	3,658	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	39	31	70
		公的障害者制度利用なし	100	141	241
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	74	92	166
		公的障害者制度利用なし	783	2,398	3,181
合計		27.2%	72.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	55.7%	44.3%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	41.5%	58.5%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	44.6%	55.4%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	24.6%	75.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は42.5%であり、「障害のない者」は24.7%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、仕事を「探している」と回答する者の割合は差異がみられる。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は36.8%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は24.5%である。

図表 122 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	ES障害のある者	220	298	518
	ES障害のない者	776	2,364	3,140
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	42.5%	57.5%	100.0%
	ES障害のない者	24.7%	75.3%	100.0%

		Q24S1			
		仕事を探していますか。			
		1.探している	2.探していない	合計	
合計		996	2,662	3,658	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	82	61	143
		公的障害者制度利用なし	138	237	375
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	31	62	93
		公的障害者制度利用なし	745	2,302	3,047
合計		27.2%	72.8%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	57.3%	42.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	36.8%	63.2%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	33.3%	66.7%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	24.5%	75.5%	100.0%

【全数まとめ】

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、3つの属性で大きな傾向の差異は見られず、4～5割程度の者が「探している」と回答している。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「探している」とする者が44.7%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「探している」とする者が42.5%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「探している」とする者が47.9%である。

図表 123 「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		996	2,662	3,658
実数	WG障害のある者	139	172	311
	WG障害のない者	857	2,490	3,347
	ES障害のある者	220	298	518
	ES障害のない者	776	2,364	3,140
	公的障害者制度利用あり	113	123	236
	公的障害者制度利用なし	883	2,539	3,422
合計		27.2%	72.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	44.7%	55.3%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	74.4%	100.0%
	ES障害のある者	42.5%	57.5%	100.0%
	ES障害のない者	24.7%	75.3%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	47.9%	52.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	25.8%	74.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「仕事を探しているか」という設問に関しては、6～7割程度の者が「探している」と回答しているが、公的障害者制度の利用者の割合が、他の属性と比較して相対的にやや大きくなっている。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「探している」とする者が62.7%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「探している」とする者が64.4%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「探している」とする者が71.0%である。

図表 124 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		634	709	1,343
実数	WG障害のある者	84	50	134
	WG障害のない者	550	659	1,209
	ES障害のある者	132	73	205
	ES障害のない者	502	636	1,138
	公的障害者制度利用あり	76	31	107
	公的障害者制度利用なし	558	678	1,236
合計		47.2%	52.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	62.7%	37.3%	100.0%
	WG障害のない者	45.5%	54.5%	100.0%
	ES障害のある者	64.4%	35.6%	100.0%
	ES障害のない者	44.1%	55.9%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	71.0%	29.0%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	45.1%	54.9%	100.0%

サ) 仕事につけない理由

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事に就けない理由が異なる(健康上の理由が大きいのか否か)のかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は57.1%であり、「障害のない者」は28.4%である。

○ワシントングループの設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は47.6%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は24.2%である。

図表 125 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	WG障害のある者	47	39	472	356	827
	WG障害のない者	552	315	1,438	2,990	5,063
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	6.2%	28.4%	59.1%	100.0%

		Q24S2					
		仕事につけない理由について、お答えください。					
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計	
合計		599	354	1,910	3,346	5,890	
実数	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	5	15	209	88	275
		公的障害者制度利用なし	42	24	263	268	552
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	10	17	317	138	429
		公的障害者制度利用なし	542	298	1,121	2,852	4,634
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%	
割合	WG障害のある者	公的障害者制度利用あり	1.8%	5.5%	76.0%	32.0%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	7.6%	4.3%	47.6%	48.6%	100.0%
	WG障害のない者	公的障害者制度利用あり	2.3%	4.0%	73.9%	32.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	11.7%	6.4%	24.2%	61.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」は76.3%であり、「障害のない者」は18.0%である。

○欧州統計局の設問では、「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者と、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者とを比較すると、「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

・「障害のある者」でかつ公的障害者制度の非利用者は73.0%であるが、「障害のない者」でかつ公的障害者制度の非利用者は16.2%である。

図表 126 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	ES障害のある者	39	69	1,115	420	1,462
	ES障害のない者	560	285	795	2,926	4,428
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	2.7%	4.7%	76.3%	28.7%	100.0%
	ES障害のない者	12.6%	6.4%	18.0%	66.1%	100.0%

		Q24S2					
		仕事につけない理由について、お答えください。					
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計	
合計		599	354	1,910	3,346	5,890	
実数	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	3	20	416	144	505
		公的障害者制度利用なし	36	49	699	276	957
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	12	12	110	82	199
		公的障害者制度利用なし	548	273	685	2,844	4,229
合計		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%	
割合	ES障害のある者	公的障害者制度利用あり	0.6%	4.0%	82.4%	28.5%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	3.8%	5.1%	73.0%	28.8%	100.0%
	ES障害のない者	公的障害者制度利用あり	6.0%	6.0%	55.3%	41.2%	100.0%
		公的障害者制度利用なし	13.0%	6.5%	16.2%	67.2%	100.0%

【全数まとめ】

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」、及び公的障害者制度の利用者のいずれも「健康に自信がない」を挙げる者が最も多い。その割合はワシントングループの設問で「障害のある者」がやや少ない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 57.1%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 76.3%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が 74.7%である。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」は、「その他」を選ぶ者が相対的に多い。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は 43.0%が「その他」を選んでいる。

図表 127 「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
合計		599	354	1,910	3,346	5,890
実数	WG障害のある者	47	39	472	356	827
	WG障害のない者	552	315	1,438	2,990	5,063
	ES障害のある者	39	69	1,115	420	1,462
	ES障害のない者	560	285	795	2,926	4,428
	公的障害者制度利用あり	15	32	526	226	704
	公的障害者制度利用なし	584	322	1,384	3,120	5,186
割合		10.2%	6.0%	32.4%	56.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	5.7%	4.7%	57.1%	43.0%	100.0%
	WG障害のない者	10.9%	6.2%	28.4%	59.1%	100.0%
	ES障害のある者	2.7%	4.7%	76.3%	28.7%	100.0%
	ES障害のない者	12.6%	6.4%	18.0%	66.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	2.1%	4.5%	74.7%	32.1%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	11.3%	6.2%	26.7%	60.2%	100.0%

【60歳未満】

○60歳未満の「仕事につけない理由」という設問に関しては、ワシントングループの設問で「障害のある者」、欧州統計局の設問で「障害のある者」、及び公的障害者制度の利用者のいずれも「健康に自信がない」を挙げる者が最も多い。その割合はワシントングループの設問で「障害のある者」がやや少ない。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が52.0%である。
- ・欧州統計局の設問で「障害のある者」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が81.8%である。
- ・「公的障害者制度利用あり」は「健康に自信がない」を理由に挙げる者が77.1%である。

○ワシントングループの設問で「障害のある者」は、「その他」を選ぶ者が相対的に多い。

- ・ワシントングループの設問で「障害のある者」は46.0%が「その他」を選んでいる。

図表 128 60歳未満で「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由
(仕事につけない理由は複数回答)
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	合計
実数	合計	582	113	847	1,156	2,500
	WG障害のある者	45	18	208	184	400
	WG障害のない者	537	95	639	972	2,100
	ES障害のある者	38	18	516	163	631
	ES障害のない者	544	95	331	993	1,869
	公的障害者制度利用あり	15	16	300	119	389
	公的障害者制度利用なし	567	97	547	1,037	2,111
割合	合計	23.3%	4.5%	33.9%	46.2%	100.0%
	WG障害のある者	11.3%	4.5%	52.0%	46.0%	100.0%
	WG障害のない者	25.6%	4.5%	30.4%	46.3%	100.0%
	ES障害のある者	6.0%	2.9%	81.8%	25.8%	100.0%
	ES障害のない者	29.1%	5.1%	17.7%	53.1%	100.0%
	公的障害者制度利用あり	3.9%	4.1%	77.1%	30.6%	100.0%
	公的障害者制度利用なし	26.9%	4.6%	25.9%	49.1%	100.0%

ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的制度利用者の比較（まとめ）

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、公的障害者制度の利用者について、いくつか、特に重要な設問（支援の必要性や就労関係）を中心に整理した。以下の図表では、ワシントングループの設問（図表中では「WG」と表記）、欧州統計局の設問（図表中では「ES」と表記）それぞれで「障害のある者」として捕捉された者、及び公的障害者制度の利用者（図表中では「公的」と表記）について、いくつかの設問の特定の選択肢における回答割合を記載している。

特に「全数（障害のある者）」においては、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問における特定の選択肢への回答に係る「障害のある者」の割合の差を見ており、特に差が大きいもの（10ポイント以上の差がある場合）については赤（**）で表示しており、やや差が大きいもの（5ポイント以上10ポイント未満の差がある場合）については黄（*）で表示している。「健康上の問題の日常生活への影響」や「仕事につけない理由（複数回答）：「健康に自信がない」者」については、欧州統計局の設問が特に高くなっている。

また、「障害のある者」から「障害のない者」を引いた差分については図表の「全数（障害有無による差異）」で表示しているが、ここを見ることで、どの程度の有意性を把握できるのか、ということがわかる。

特に就労関係については、「前月中の仕事の有無」や「就業日数」、「勤務形態」などはワシントングループの設問では大きな差がない（差分が小さい）ため有意性はそれほど認められないが、同じ項目について欧州統計局の設問では相対的に一定の差があり、有意性の把握ができる。ただし、「就職希望の有無」や「就職時に希望する勤め先での呼称」については、ワシントングループの設問も欧州統計局の設問も同程度の差異であり、どちらかの設問について相対的に特に強い有意性が認められるわけではない。

図表 129 ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と
公的障害者制度利用者の比較（まとめ）

値は全て割合であり、単位はパーセンテージ(%)。 WG及びESの設問で「障害のある者」となった者の、該当する設問の割合である。	全数(障害のある者)			全数(障害のない者)			全数(障害有無による差異)		
	WG	ES	公的	WG	ES	公的	WG	ES	公的
1 手助け・見守りの必要性:必要としている者	16.0	15.4	29.7	1.7	0.8	1.1	14.3	14.6	28.6
2 健康上の問題の日常生活への影響	35.0**	63.2**	57.1	11.0	3.4	10.1	24.0	59.8	47.0
3 健康上の問題の発生時期:「生まれつき」+「10年以上」の者	45.9	44.1	56.8	39.0	29.0	33.3	6.9	15.1	23.5
4 気分障害(心配・不安を感じる頻度):「毎日」の者	19.2*	25.5*	27.5	7.6	5.5	7.4	11.6	20.0	20.1
5 気分障害(憂鬱を感じる頻度):「毎日」の者	18.4*	24.6*	26.1	7.5	5.5	7.3	10.9	19.1	18.8
6 通院・買い物等の困難性	23.7*	29.7*	40.6	4.8	2.3	4.2	18.9	27.4	36.4
7 前月中の仕事の有無:「(仕事あり)主に仕事をしている」者	46.7*	38.4*	35.5	48.7	50.6	49.6	-2.0	-12.2	-14.1
8 就業日数:前週中の仕事をした日数が「5日」の者	62.2*	54.8*	53.1	62.7	64.1	63.3	-0.5	-9.2	-10.2
9 就業時間:前集中の残業も含めた総時間が「31-40時間」の者	30.7	29.2	31.2	32.0	32.3	32.2	-1.3	-3.1	-1.0
10 1年間の収入又は収益:「400～499万円」の者	10.1	9.6	7.2	10.6	10.7	10.8	-0.5	-1.2	-3.6
11 勤務形態:「一般常雇用者(契約期間の定めのない雇用者)」の者	54.3*	47.4*	47.3	55.5	56.7	55.9	-1.2	-9.3	-8.6
12 勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	64.2*	55.4*	54.5	60.0	61.3	60.9	4.2	-5.9	-6.4
13 就職希望の有無:「したいと思っている」者	33.1	34.5	39.1	26.7	25.7	26.2	6.4	8.8	12.9
14 就業時に希望する勤め先での呼称:「正規の職員・従業員」とする者	12.2	11.0	14.6	9.5	9.6	9.3	2.7	1.4	5.3
15 即時の就業の可否:「つける」とする者	27.3	26.2	25.1	39.8	41.5	39.8	-12.5	-15.3	-14.7
16 求職の状況:「探している」者	44.7	42.5	47.9	25.6	24.7	25.8	19.1	17.8	22.1
17 仕事につけない理由(複数回答):「健康に自信がない」者	57.1**	76.3**	74.7	28.4	18.0	26.7	28.7	58.3	48.0

注)「障害のある者」の「公的」とは、「公的障害者制度の利用者」の意味である。

同様に、「障害のない者」の「公的」とは、「公的障害者制度の非利用者」の意味である。

注)本文中にも記載しているが、「全数(障害のある者)」について、ワシントングループ(WG)の設問と欧州統計局(ES)の設問差異が10ポイント以上の場合は赤(**)、5ポイント以上10ポイント未満の場合は黄(*)に色付けしている。

注)「全数(障害有無による差異)」については、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問における「障害のある者」の割合から「障害のない者」の割合を引いたものであり、「公的障害者制度の利用者」の割合から「公的障害者制度の非利用者」の割合を引いたものである。

(4) 設問のわかりやすさの評価

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が38.9%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が41.8%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が38.8%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が37.4%であった。
- ・欧州統計局の設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が45.8%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が47.1%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が45.3%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が44.8%であった。
- ・WHODAS2.0においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が15.3%であった。また、評価の要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が11.1%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が15.9%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が17.8%であった。

(設問間の比較)

- ・総合的な回答しやすさについては、相対的に欧州統計局の設問が最も評価されている(45.8%)。
- ・「短時間で回答可能」、「質問文がわかりやすい」、「選択肢を選びやすい」のいずれの観点でも、欧州統計局の設問が最も回答しやすいと評価されている。ただし、ワシントングループの設問と大きな差異があるわけではない。

図表 130 各設問の回答のしやすさ(最も評価するものの割合)

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
総合して最も回答しやすい	38.9%	45.8%	15.3%
最も短時間で回答	41.8%	47.1%	11.1%
質問文が最も分かりやすい	38.8%	45.3%	15.9%
選択肢が最も選びやすい	37.4%	44.8%	17.8%

(わかりやすさの評価にかかる自由回答)

ここでは、同一・類似の趣旨の自由回答が数件以上あったものを取り上げている。

一部、表現の明らかな誤記等については加筆・修正を行っている。また、どの設問を指しての指摘かが明記されている場合には設問名を記載した(調査では設問名については“パターン A、B”等の表記となっており、自由回答もそのような表記で記載されていたため)。

○障害と疾患の区別が容易ではなく、障害があるだけで健康問題になるのか、障害が理由となる健康問題だけを想起すればよいのか迷う、という意見があった。

- ・気分によって健康状態が変わる。
- ・「健康上の理由で」というのは、精神の障害のことを含むのか、それとも外科的・内科的な意味だけなのか、わかりにくいです。
- ・風邪など一過性の体調不良を含めていいのかといったことなど、回答に考え込まれる設問がままあった。
- ・精神疾患なので健康面では何ら問題ないので、健康問題を問われても一瞬窮する。
- ・精神的な疾患があるため、健康状態がよいか悪いかという設問には身体と精神のどちらを中心において考えれば良いのか迷ってしまった。

○「苦勞」や「支障」、「困難」は介助者の存在や支援器具の存在を前提とするのか、しないのかが判然としないため回答がしにくい、という声があった。

- ・できないというのは、介助があってもできないという意味なのか迷う。
- ・慢性疾患(糖尿病)があるが、投薬治療が効いていて日常の活動には全く支障がない。睡眠も十分とれている。
- ・メガネをかけたり、補聴器をつけていたりという前提の質問になっているので、していない人には苦勞はないという回答としてはおかしいのではないのかと思う。

○複数の障害がある重複障害者は影響が様々であるという声が聞かれた。また、障害の種類によって回答しやすい設問とそうでない設問があるとの声が聞かれた。

- ・精神的な疾患と、身体的な疾患が複合して、日常生活に影響を及ぼしている。
- ・障害の種類によって、設問に答えやすかったり、答えにくかったりしそうだと思った。
- ・障害の種類を先に特定したほうが良いと思う。

○回答の選択肢について、自分が困っていることは聞かれなかったのもっと広い範囲について選択肢にしてほしいという声も聞かれた。シンプルであることも逆にデメリットもあるという声が聞かれた。

○また、設問の尋ね方として、「○分立ってられるか」のような具体的な設問の方が回答がしやすいという声も聞かれた。

- ・もう少し広い範囲の質問をしてほしかったです。自分が困っていることはあまり聞かれませんでした。
- ・「分立ってられるか」などのように、具体的な設問のほうが回答しやすい。
- ・設問がシンプルなのは答えやすい反面正確な答えとは言えない場合もある。

2) 紙面調査

○サンプル：209名

○サンプルの属性

<性別> 当該設問における無回答1

男性：135名(64.9%)、女性：73名(35.1%)

<年齢階層別> 当該設問における無回答1

紙面調査については、12団体に協力を依頼して実施したが、期間が短かったこともあり、調査対象者の抽出に必要な以上の負荷をかけていただかないよう、性別や年齢階層別については具体的な割付依頼は実施しなかった。実際の回収数・割合は我が国の国民の人口構成比とは必ずしも近い割合となっていない。

【実数】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	209	81	38	40	27	17	6	0
男性	135	54	22	22	16	15	6	0
女性	73	27	15	18	11	2	0	0

【割合】

	合計	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
合計	100.0%	38.8%	18.2%	19.1%	12.9%	8.1%	2.9%	0.0%
男性	64.6%	25.8%	10.5%	10.5%	7.7%	7.2%	2.9%	0.0%
女性	34.9%	12.9%	7.2%	8.6%	5.3%	1.0%	0.0%	0.0%

< 公的障害者制度の利用状況との関係 >

紙面調査は、障害当事者についての回答が得られるような対象者の抽出を12団体に依頼し実施した。具体的には、「それぞれの団体に所属し、又は関係する障害当事者の方をご紹介いただいた上で、弊社より当該当事者の方に調査票を送付し、アンケート調査をお願いしたい」との依頼を行った。なお、「ご回答につきましては、障害当事者の方がご自分でご回答いただくことや、ご自分の意思を伝えることで同居のご家族や介助者等の周囲の方に代理で記入していただくことを原則としておりますが、これによりがたい場合は、同居のご家族の方が日常生活状況等から判断してご記入(回答)いただくことも可能」とし、障害当事者本人の回答が難しい場合には、ご家族等による代理回答を依頼した。

その結果、公的障害者制度の利用状況については、209名中201名が何らかの公的障害者制度を利用していると回答した。7名については公的障害者制度の利用状況に

については無回答であり、どのような公的障害者制度を利用しているのかが把握できていない。また、1名については「公的な障害者関連制度は利用していない」と回答した。

< 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況 >

以下は、公的障害者制度の利用状況について、複数回答（MA）で回答した結果を示す集計表である。例えば、「身体障害者手帳を所持している者」が他にどのような公的障害者制度を利用しているのかを横軸で見ることができる。

図表 131 公的障害者制度利用状況と他の制度の利用状況

【実数】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		22	0	1	89	42	5	6	11	26	
2.療育手帳を所持している	83	22		10	4	45	28	12	3	5	11	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0	10		1	8	2	4	0	1	1	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	1	4	1		6	7	2	0	1	1	
5.障害年金を受給している	121	89	45	8	6		47	13	5	11	23	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	42	28	2	7	47		8	1	8	16	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	5	12	4	2	13	8		1	0	3	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	3	0	0	5	1	1		1	1	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	11	5	1	1	11	8	0	1		4	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	26	11	1	1	23	16	3	1	4		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

【割合】

	該当者数	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。										
		1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない
1.身体障害者手帳を所持している	118		18.6%	0.0%	0.8%	75.4%	35.6%	4.2%	5.1%	9.3%	22.0%	
2.療育手帳を所持している	83	26.5%		12.0%	4.8%	54.2%	33.7%	14.5%	3.6%	6.0%	13.3%	
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書所持している	12	0.0%	83.3%		8.3%	66.7%	16.7%	33.3%	0.0%	8.3%	8.3%	
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	5.6%	22.2%	5.6%		33.3%	38.9%	11.1%	0.0%	5.6%	5.6%	
5.障害年金を受給している	121	73.6%	37.2%	6.6%	5.0%		38.8%	10.7%	4.1%	9.1%	19.0%	
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	63	66.7%	44.4%	3.2%	11.1%	74.6%		12.7%	1.6%	12.7%	25.4%	
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	18	27.8%	66.7%	22.2%	11.1%	72.2%	44.4%		5.6%	0.0%	16.7%	
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	16.7%		16.7%	16.7%	
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	22	50.0%	22.7%	4.5%	4.5%	50.0%	36.4%	0.0%	4.5%		18.2%	
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	33	78.8%	33.3%	3.0%	3.0%	69.7%	48.5%	9.1%	3.0%	12.1%		
11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない												

公的障害者制度の利用状況について無回答の者はここでは集計に含んでいない。

(1) 集計結果の妥当性の評価 (捕捉率)

3 つの設問により障害者と捕捉された者の割合

まず、回答結果の妥当性のための判断として、今回調査対象とした 3 つの設問 (ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0) によると、どの程度の割合の者が、それぞれの設問において障害者として捕捉されたのかを分析した。

なお、3 つの設問 (ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0) における障害者の定義は、インターネット調査と同様としている。詳細は 38 ページ参照。

本節における捕捉率とは、主要な公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

(代替性の観点)

○すでに公的障害者制度の利用者 (紙面調査の回答者) については、今回の 3 つの設問における捕捉率はいずれの設問も 40 ~ 60 % 程度の間にとどまっており、新たな設問で「障害のある者」を捕捉する場合には、一定数の者が、公的障害者制度を利用しているにもかかわらず、「障害のある者」として捕捉されないことになる。

○公的障害者制度の利用者については、新たな設問では機能面に着目していることから機能的な意味での障害が少ない可能性や、新たな設問の内容 (例 : 健康問題の存在とその一定期間の継続) により捕捉されなかった可能性、さらには、公的障害者制度によって適切な支援が行われているために支障等が緩和されているため「障害のある者」と捉えられなかったこと等が可能性として考えられる。

・ワシントングループの設問においては、「障害のある者」として捕捉された者は 59.2 % となった。

・欧州統計局の設問においては、「障害のある者」として捕捉された者の割合は 43.3 % となった。「健康問題」があることと、日常生活への支障、その継続が定義とされているので、「健康問題がない」と考える回答者が多いことが影響していると考えられる。

以下の図表における有効回答数の考え方は以下である。

ワシントングループの設問：

6つの設問にすべて回答した者、6つの設問にすべて回答したわけではないものの回答した設問において「障害がある」と捕捉された者。

欧州統計局の設問：

「障害がある」と捕捉するための2つの設問に全て回答している者。

WHODAS2.0：

12の質問に対して一部でも回答した結果、スコアが基準値（14.5）を超えた者。

図表 132 各設問により「障害のある者」として捕捉された割合

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
障害のある者の数	119	88	102
障害のある者	59.2%	43.3%	50.2%
障害のない者	40.8%	56.7%	49.8%

公的障害者制度の利用内容ごとの捕捉率

個別の公的障害者制度の利用者ごとに、3つの設問で把握された「障害のある者」の捕捉率について集計を行った。

なお、本節における捕捉率とは、個別の公的障害者制度の利用者に占める各設問に基づく「障害のある者」の割合とする。

なお、WHODAS2.0では、そもそも「障害のある者」の定義は存在しないので、ここでは詳細には言及していない。

- 公的障害者制度により、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問の「障害のある者」の捕捉率には差が見られる。これは、既述のように、新たな設問では捉えにくい公的障害者制度の利用者がいることや、既存の公的障害者制度を利用することで日常的・機能的な支障を認識せずに済んでいること、さらには、障害や支障が継続することで慣れてしまい、客観的には支障があるのに本人が支障を認識していない等の理由で「障害のある者」として捕捉されにくくなっていることも理由と考えられる。
- したがって、新たな設問では捕捉率が低い公的障害者制度があることは問題ではなく、制度が機能しているからこそ低い捕捉率になっているとも考えられるし、新たな設問の設問内容の見直しを通じて捕捉率を高めることも検討可能である(例：ワシントン

ループの設問に精神障害に係る設問の導入を検討する等)。

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 83.9%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 39.8%、障害年金を受給している者の捕捉率が 75.2%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 71.4%となった。
- ・欧州統計局の設問では、身体障害者手帳を所持している者の捕捉率が 54.2%、療育手帳を所持している者の捕捉率が 28.9%、障害年金を受給している者の捕捉率が 52.9%、自立支援給付を受給している者の捕捉率が 66.7%となった。

(設問間の比較)

- ・身体障害者手帳を所持している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 83.9%である。ワシントングループの設問では具体的な身体障害と結びつきやすい設問(見えにくい、聴き取りにくい等)が含まれていることが理由と考えられる。逆に、欧州統計局の設問の捕捉率は 54.2%と低く、これは、慢性疾患や健康問題についての設問であることから身体障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・療育手帳を所持している者については、欧州統計局の設問の捕捉率は 28.9%と低く、やはり、慢性疾患や健康問題についての設問であることから知的障害があっても健康上の問題を感じていない者は捕捉されないことが理由と考えられる。
- ・障害年金を受給している者については、ワシントングループの設問の捕捉率が最も高く 75.2%である。欧州統計局の設問が 52.9%と相対的に低くなっている。
- ・自立支援給付を受給している者についてはワシントングループの設問も捕捉率が相対的に高く 71.4%となった。

以下の図表における有効回答数は、それぞれの設問において「障害がある者」と捕捉された者の数である。

図表 133 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（実数）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した 当該公的障害者 制度の利用者数	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	118	99	64	74
2.療育手帳を所持している	83	33	24	34
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の 知的障害者判定機関による判定書を所持 している	12	2	2	2
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	18	4	10	7
5.障害年金を受給している	121	91	64	76
6.障害者総合支援法に基づく自立支援 給付を受給している	63	45	42	42
7.障害者職業センター又は障害者就業・ 生活支援センターによる支援を受けている	18	5	7	7
8.介護保険法によるサービスを利用している	6	6	5	5
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を 利用している	22	11	17	14
10.その他の公的な障害者関連制度・ 機関を利用している	33	28	24	25

図表 134 公的障害者制度の利用状況と各設問により「障害のある者」として捕捉された者（割合）

（公的障害者制度の利用状況は複数回答）

	本調査で出現した当該公的障害者制度の利用者数	ワシントングループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	201	201	203	203
『障害のある者』		119	88	102
1.身体障害者手帳を所持している	100.0%	83.9%**	54.2%	62.7%*
2.療育手帳を所持している	100.0%	39.8%	28.9%	41.0%
3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	100.0%	16.7%	16.7%	16.7%
4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	100.0%	22.2%	55.6%	38.9%
5.障害年金を受給している	100.0%	75.2%**	52.9%	62.8%*
6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	100.0%	71.4%**	66.7%*	66.7%*
7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	100.0%	27.8%	38.9%	38.9%
8.介護保険法によるサービスを利用している	100.0%	100.0%**	83.3%**	83.3%**
9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	100.0%	50.0%	77.3%**	63.6%*
10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	100.0%	84.8%**	72.7%**	75.8%**

検討の一つの手がかりとして、60%以上の捕捉率がある場合にセルを淡い強調（*）及び70%以上の捕捉率がある場合にセルを強調（**）と、段階的に示している。ただし、捕捉率が高いことは代替性の観点からは評価できるが、補完性等の観点からは多様な評価ができることに留意が必要である。

(2) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合い
 公的障害者制度も含めた上での重なり合い

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、今回の調査対象とした3つの設問全てで「障害のある者」として捕捉された者(64名)は「身体障害者手帳を所有」している割合が非常に多い(89.1%)。また、「障害年金を受給」している者も84.4%、「自立支援給付を受給」している者も50.0%で相対的に多い。

図表 135 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合いと公的障害者制度の利用状況の関係

(公的障害者制度の利用状況は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数	201	117	83	12	18	120	62	18	6	21	33	1
合計	201	117	83	12	18	120	62	18	6	21	33	1
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	57	20	1	2	54	32	4	4	10	21	0
WG及びESにおいて「障害のある者」 (但し、WHODASは「障害のない者」)	6	4	1	0	1	4	3	0	1	0	2	0
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、WGでは「障害のない者」)	7	2	0	0	3	2	4	1	0	2	1	1
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、ESでは「障害のない者」)	19	13	7	0	0	15	5	0	0	1	3	0

	Q15 あなたの公的な障害者関連制度・機関の利用状況について、お答えください。											
	1.身体障害者手帳を所持している	2.療育手帳を所持している	3.児童相談所、知的障害者更生相談所等の知的障害者判定機関による判定書を所持している	4.精神障害者保健福祉手帳を所持している	5.障害年金を受給している	6.障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受給している	7.障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターによる支援を受けている	8.介護保険法によるサービスを利用している	9.難病法に基づく指定難病の医療費助成を利用している	10.その他の公的な障害者関連制度・機関を利用している	11.上記の公的な障害者関連制度は利用していない	
該当者数	201	117	83	12	18	120	62	18	6	21	33	1
合計	201	58.2%	41.3%	6.0%	9.0%	59.7%	30.8%	9.0%	3.0%	10.4%	16.4%	0.5%
WG,ES,WHODASの全てにおいて「障害のある者」	64	89.1%	31.3%	1.6%	3.1%	84.4%	50.0%	6.3%	6.3%	15.6%	32.8%	0.0%
WG及びESにおいて「障害のある者」 (但し、WHODASは「障害のない者」)	6	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	66.7%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%
ES及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、WGでは「障害のない者」)	7	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%
WG及びWHODASにおいて「障害のある者」 (但し、ESでは「障害のない者」)	19	68.4%	36.8%	0.0%	0.0%	78.9%	26.3%	0.0%	0.0%	5.3%	15.8%	0.0%

(ワシントングループの設問及び欧州統計局の設問における「障害のある者」と公的障害者制度の利用者の重なり合い)

紙面調査は、ほとんどの者が公的障害者制度を利用しているため、重なり合いにかかる分析は行わない(ほぼ全員が公的障害者制度の利用者となるため)。

全体的な重なり合い

(ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の重なり合い)

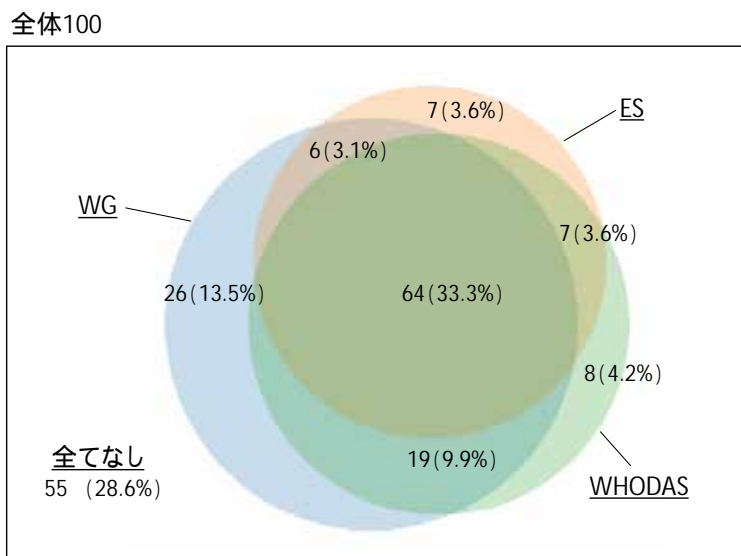
本調査研究の結果、3つの設問によって「障害のある者」として捕捉された者の相互関係・重なり合いは以下ようになった。なお、重なり合いの分析においては、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれでも「障害のある者」か「障害のない者」かの判定を行う必要があり、ここでは3つのいずれの設問でも「障害のある者」かどうかの判定が可能な回答をした者(192名)を全体として実施している。

WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、本調査研究において仮に置いたスコアに基づく分析である点には留意が必要であるが、3つの設問のいずれかにおいて「障害のある者」に該当するのは137名であり、全体の約71.4%である。

また、3つの設問のいずれにおいても「障害のある者」に該当するのは、64名であり、全体の約33.3%である。

それぞれ、「障害のある者」の定義のある、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問について、2つの設問でいずれも「障害のある者」として捕捉された者は70名であり(6+64)、全体の36.5%である。これは、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問のそれぞれの設問における「障害のある者」の全体から見ても多く(ワシントングループの設問の対象115名中70名で約60.9%、欧州統計局の設問の対象84名中70名で約83.3%)、ワシントングループの設問と欧州統計局の設問で捕捉された「障害のある者」は重複の割合は多い(特に欧州統計局の設問の「障害のある者」は8割以上がワシントングループの設問でも「障害のある者」として捕捉された)。

図表 136 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（全サンプル 192 名における割合）



（上段：実数、下段：割合）

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	201	合計	195	合計	192
あり	119	あり	71	あり	64
		なし	45	なし	6
なし	82	あり	14	あり	19
				なし	26
		なし	65	あり	7
				なし	7
				あり	8
				なし	55

WG判定		ES判定		WHO判定	
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
あり	59.2%	あり	36.4%	あり	33.3%
		なし	23.1%	なし	3.1%
なし	40.8%	あり	7.2%	あり	9.9%
				なし	13.5%
				なし	33.3%
				なし	3.6%
				あり	4.2%
				なし	28.6%

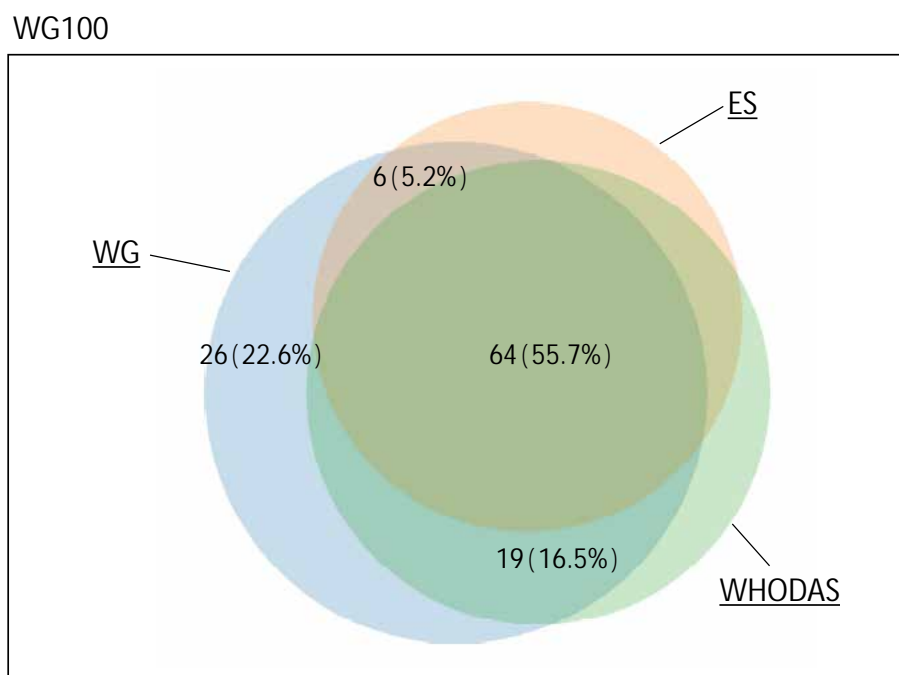
(3つの設問をそれぞれ全サンプル(100)と見た場合の重なり合い)

ワシントングループの設問で「障害のある者」を全サンプル(100%)として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。ワシントングループの設問で「障害のある者」として捕捉され、かつ欧州統計局の設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは55.7%である。

また、欧州統計局の設問との重複は70名(60.9%)、WHODAS2.0との重複は83名(72.2%)とWHODAS2.0の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者も26名(22.6%)となった。

図表 137 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い(ワシントングループの設問で「障害のある者」115名における割合)

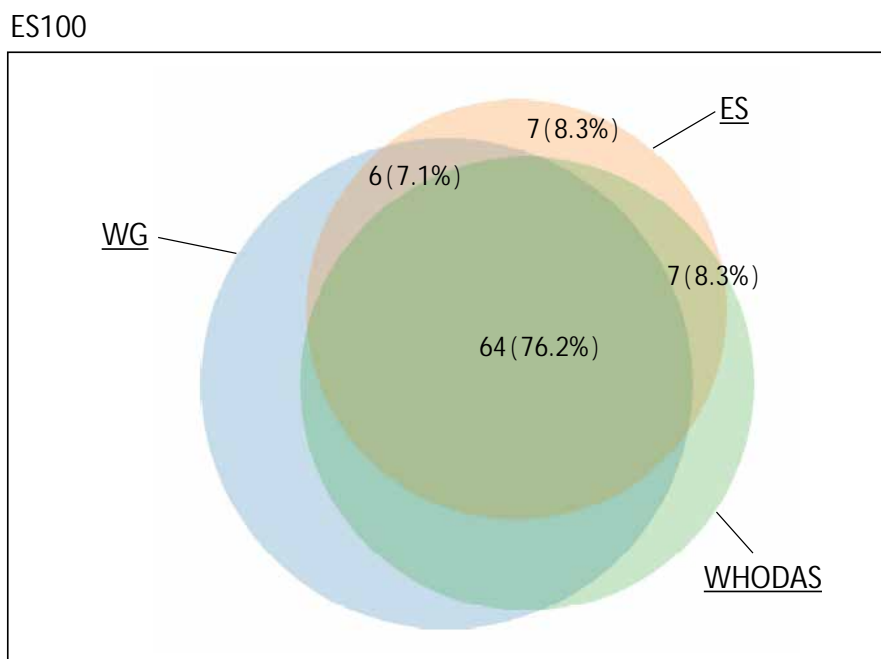


欧州統計局の設問における「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。欧州統計局の設問における「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・WHODAS2.0でも「障害のある者」として捕捉されたのは76.2%である。

また、ワシントングループの設問との重複は70名（84.3%）、WHODAS2.0との重複は70名（83.3%）と、いずれの設問における「障害のある者」との重複も8割を超える。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は7名（8.3%）とわずかである。

図表 138 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（欧州統計局の設問における「障害のある者」84名における割合）

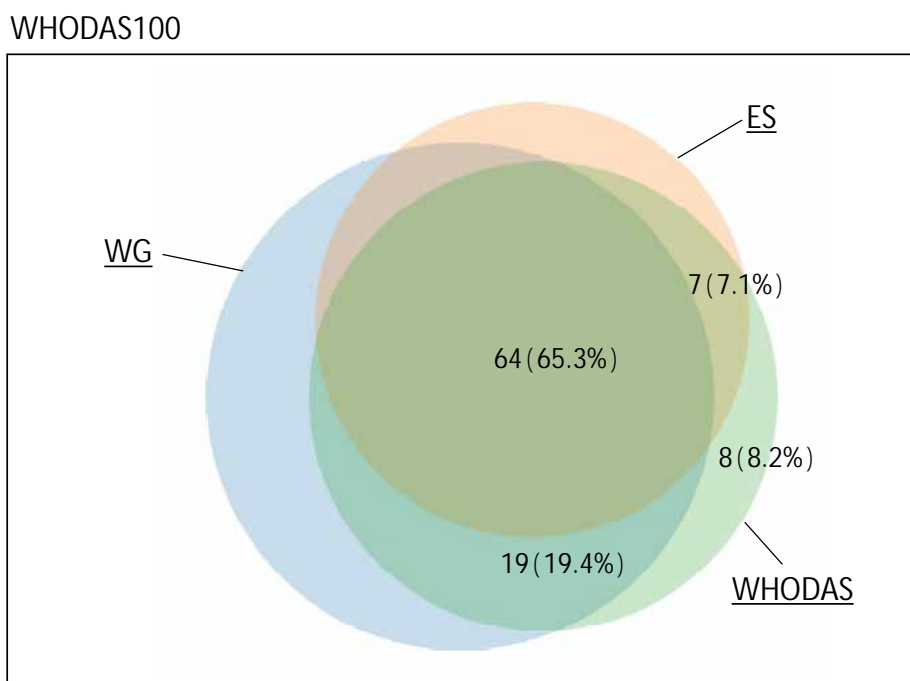


WHODAS2.0で「障害のある者」を全体（100%）として他の2設問における「障害のある者」との重なり具合を見た。WHODAS2.0で「障害のある者」として捕捉され、かつワシントングループの設問・欧州統計局の設問でも「障害のある者」として捕捉されたのは65.3%である。

また、ワシントングループの設問との重複は83名(84.7%)、欧州統計局の設問との重複は71名(72.4%)とワシントングループの設問の方が重複割合は多い。

なお、他の2つの設問における「障害のある者」には重複しない者は8名(8.2%)であり、わずかである。

図表 139 ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0の「障害のある者」の重なり合い（WHODAS2.0で「障害のある者」98名における割合）



(3) ワシントングループの設問に係る追加分析(気分障害)

ワシントングループの設問における「障害のある者」について、短い設問セットには含まれない気分障害や精神障害に係る設問を加えた場合どの程度の者が「障害のある者」と捕捉されるかということについて分析を行った。

本調査研究では、気分障害に関する設問は以下の2つを尋ねている。

気分障害について、どこまでを「障害のある者」と捉えるかについては、検討チーム構成員によると国際的に合意された明確な定義やルールはないとのことである。

試案的に「毎日」という者を「障害のある者」と捉える場合、「1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、14名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が113名であるので、合算して127(14+113)名となり、本設問のサンプル(194名)に占める割合は65.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.3ポイント上回っている。

同様に、「2. 憂鬱を感じる」者については、ワシントングループの設問で「障害のない者」のうち、15名が該当する。すると、本設問に回答しており、ワシントングループの設問で「障害のある者」が110名であるので、合算して125(15+110)名となり、本設問のサンプル(190名)に占める割合は65.8%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約6.6ポイント上回っている。

なお、「障害のない者」のうち「Q13-1. 心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2. 憂鬱を感じる」のいずれかに「1. 毎日」と回答した者は20名となった。これに「障害のある者」(119名)を加えると、139名となっており、全サンプルに占める割合は66.5%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約7.3ポイント上回っている。複数の設問を合わせて検討する場合、全サンプル(209名)を100%として割合を算出している。そのため無回答を除いたサンプルを100%としている上記個別設問部分に記載した割合とは単純比較できないことに留意が必要である。

図表 140 ワシントングループの設問における「障害のある者」と気分障害の設問のクロス集計結果
(上段：実数、下段：割合)

	Q13						Q13					
	1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。						2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数	1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2,3回程度	5.全くない	回答者数
合計	45	33	36	39	41	194	39	31	31	33	56	190
WG障害のある者	31	19	19	24	20	113*	24	14	18	24	30	110*
WG障害のない者	14*	14	17	15	21	81	15*	17	13	9	26	80
合計	23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%	20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

なお、最も厳格な考え方である、「Q13-1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じる」・「Q13-2.憂鬱を感じる」のいずれについても「1.毎日」と回答した者は9となった。これにワシントングループの設問の「障害のある者」(119名)を加えると、128名となっており、全サンプルに占める割合は61.2%となった。この割合は紙面調査におけるワシントングループの設問の「障害のある者」に占める割合59.2%(p148参照)を約2.0ポイント上回っている。

(4) 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の分析

ここでは、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの新たな設問でも「障害のある者」に該当しない者が、どのような者なのかということ进行分析した。

支援の必要性

ア) 支援の必要性

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は 54 名おり、日常生活における手助け・見守りの必要性については、「必要としている」とする者は 16.7%である。

図表 141 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の支援の必要性
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14_日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。	
		1. 必要としている	2. 必要としていない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	54	9	45
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	16.7%	83.3%

イ) 支援が必要な者の自立の状況

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者であって、「日常生活における手助け見守り」を「必要としている」者の自立の状況については、「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる」が約 9 割である。

図表 142 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者で、支援を必要とする者が必要とする支援の内容
(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q14.1日常生活の自立の状況について、最も当てはまる状況をお答えください。			
		1.何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	2.屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	3.屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	4.1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	9	8	1	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%

日常生活への影響

ア) 健康上の問題の日常生活への影響の有無

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者は55名おり、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者は7.3%である。

図表 143 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の有無

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15 現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。	
		1.ある	2.ない
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	55	4	51
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	7.3%	92.7%

イ) 健康上の問題の影響の内容

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」者について、具体的に表れている影響は以下のようなものである。

「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」が75.0%、「日常生活活動(起床、衣服、着脱、食事、入浴など)」、「外出(時間や作業量などが制限される)」、及び「運動(スポーツを含む)」がいずれも50.0%となった。

図表 144 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の健康上の問題による日常生活への影響の内容

(内容は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15_1それはどのようなことに影響がありますか。				
		1.日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)	2.外出(時間や作業量などが制限される)	3.仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)	4.運動(スポーツを含む)	5.その他
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	4	2	2	3	2	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	50.0%	50.0%	75.0%	50.0%	0.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ワシントングループの設問、欧州統計局の設問、WHODAS2.0 のいずれの設問でも「障害のある者」に該当しない者のうち、「現在、健康上の問題で日常生活に影響がある」とする者について、影響の要因となる健康上の問題が発生してから経過期間について把握した。その結果は、3つの選択肢である「生まれつき発生している」、「10年以上」、「1年以上5年未満」がそれぞれ同じ割合であった。

図表 145 公的障害者制度の利用者であり、かつ新しい設問で「障害のある者」に該当しない者の日常生活に影響を与える健康問題の発生時期

(上段：実数、下段：割合)

	合計	Q15.2日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。						
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOLいずれでも「障害のある者」に該当しない者(実数)	3	1	1	0	1	0	0	0
公的障害者制度利用者であり、かつ、WG・ES・WHOLいずれでも「障害のある者」に該当しない者(割合)	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

(5) 3つの設問により「障害のある者」として捕捉された者の特徴

以下では、本調査研究で尋ねている、「日常生活の状況」や「仕事の状況」について、本調査研究で捕捉された「障害のある者」が「障害のない者」と比較して、どのような状況であるのかを分析した。

ただし、WHODAS2.0は「障害のある者」の定義がないため、ここでは、「障害のある者」の定義があるワシントングループの設問と欧州統計局の設問の2つの設問を中心に分析を行っている。

分析の視点としては、2つの設問(ワシントングループの設問と欧州統計局の設問)で捕捉された「障害のある者」について、以下の2つの視点を中心に分析を行った。

< 視点 >

「障害のある者」と「障害のない者」で日常生活の状況や仕事の状況に差異があるか

新たな設問・定義で「障害のある者」を捕捉することで、意味のある違いを捉えることができるか、また、「障害のある者」の方が支援を求めている、社会経済的に不利な立場にあることがわかるか。

日常生活の状況における特徴・相互比較

ア) 日常生活の手助け・見守りの必要性

ここでは「障害のある者／ない者」で手助け・見守りの必要性が異なるかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は75.4%必要としており、「障害のない者」は23.5%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、24.6%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 146 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		108	91	199
実数	WG障害のある者	89	29	118
	WG障害のない者	19	62	81
合計		54.3%	45.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	75.4%	24.6%	100.0%
	WG障害のない者	23.5%	76.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「日常生活における手助けや見守りの必要性」に関しては、「必要としている」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は77.3%必要としており、「障害のない者」は32.7%が必要としている。

○ただし、「障害のある者」でも、22.7%は日常生活の手助け・見守りを必要としていない。

図表 147 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の日常生活における手助け・見守りの必要性
(上段：実数、下段：割合)

		Q11		
		日常生活における手助けや見守りの必要性について、お答えください。		
		1.必要としている	2.必要としていない	合計
合計		105	96	201
実数	ES障害のある者	68	20	88
	ES障害のない者	37	76	113
合計		52.2%	47.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	77.3%	22.7%	100.0%
	ES障害のない者	32.7%	67.3%	100.0%

イ) 健康上の問題の日常生活への影響

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の日常生活への影響が異なるかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は68.6%が影響があるとしており、「障害のない者」は25.0%が影響があるとしている。

○ただし、「障害のある者」でも、31.4%は健康上の問題による日常生活への影響がない。

図表 148 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響

(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	97	198
実数	WG障害のある者	81	37	118
	WG障害のない者	20	60	80
合計		51.0%	49.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	68.6%	31.4%	100.0%
	WG障害のない者	25.0%	75.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者の割合は「障害のある者」の方が相対的に多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は93.2%が影響があるとしており、「障害のない者」は16.8%が影響があるとしている。

○「障害のある者」で健康上の問題による日常生活への影響がない者は6.8%にとどまる。

図表 149 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響
(上段：実数、下段：割合)

		Q12		
		現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。		
		1.ある	2.ない	合計
合計		101	100	201
実数	ES障害のある者	82	6	88
	ES障害のない者	19	94	113
合計		50.2%	49.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	93.2%	6.8%	100.0%
	ES障害のない者	16.8%	83.2%	100.0%

なお、参考的に、欧州統計局の設問における「障害のある者」と定義される要件の1つである、「健康問題による日常の一般的な活動における支障」の有無・程度と、「健康上の問題による日常生活への影響」のクロス集計・分析を実施した。

以下の集計によると、「健康上の問題による日常生活への影響」はあるものの、「全く支障がない」と回答している者が14.6%（15名）存在し、影響までは感じるものの具体的な支障までは感じていない者は、必ずしも多くはないものの一定数存在することが確認された。

多くの者（以下では35.0% + 50.5% = 85.5%）にとっては、「影響がある」とことと「支障がある」とことはほぼ同義と捉えて回答されていると考えられるが、一部の者（14.6%の者）にとっては、同じ健康問題を理由・背景としていても、「影響がある」ということと、「支障がある」ということは別のこと（「影響がある」場合でも「支障」までは認識されていないケースがある）として認識・回答されていることがわかる。

図表 150 健康問題による「日常生活の影響」と「一般的な活動における支障」の関係
（上段：実数、下段：割合）

Q7.健康問題による日常の一般的な活動における支障		1.非常に支障がある	2.ある程度支障がある	3.全く支障がない	合計
Q12.(実数) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	37	62	105	204
	1.ある	36	52	15	103
	2.ない	1	10	90	101
Q12.(割合) 健康上の問題による日常生活への影響	合計	18.1%	30.4%	51.5%	100.0%
	1.ある	35.0%	50.5%	14.6%	100.0%
	2.ない	1.0%	9.9%	89.1%	100.0%

ウ) 健康上の問題の発生時期

ここでは「障害のある者/ない者」で健康問題の発生時期が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生している」者の割合がやや多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は43.9%が「生まれつき発生」しており、「障害のない者」は38.5%が「生まれつき発生」している。

図表 151 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	34	2	5	2	0	2	79
実数	WG障害のある者	29	28	2	4	2	0	1	66
	WG障害のない者	5	6	0	1	0	0	1	13
合計		43.0%	43.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	2.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	43.9%	42.4%	3.0%	6.1%	3.0%	0.0%	1.5%	100.0%
	WG障害のない者	38.5%	46.2%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「健康上の問題による日常生活への影響」に関しては、「影響がある」者のうち、健康上の問題が発生してからの期間を把握すると、「生まれつき発生」及び「10年以上」とする者の割合がやや多い。

- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は40.0%が「生まれつき発生」としており、「障害のない者」は53.3%が「生まれつき発生」としている。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」は47.7%が「10年以上」としており、「障害のない者」は33.3%が「10年以上」としている。

図表 152 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の健康上の問題による日常生活への影響の発生からの経過時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q12S2							
		日常生活への影響の要因となった健康上の問題が発生してからどれくらい経過しましたか。							
		1.生まれつき発生している	2.10年以上	3.5年以上10年未満	4.1年以上5年未満	5.6ヶ月以上1年未満	6.1ヶ月以上6ヶ月未満	7.1ヶ月未満	合計
合計		34	36	2	5	2	0	1	80
実数	ES障害のある者	26	31	2	4	1	0	1	65
	ES障害のない者	8	5	0	1	1	0	0	15
合計		42.5%	45.0%	2.5%	6.3%	2.5%	0.0%	1.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	40.0%	47.7%	3.1%	6.2%	1.5%	0.0%	1.5%	100.0%
	ES障害のない者	53.3%	33.3%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 心の状況(気分障害)との関係(1:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(心配・不安等)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が17.3%であり、「週に1回程度」が17.3%、あわせて約34.6%である。気分障害についてはそもそもワシントングループの設問では尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 153 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(心配・不安等を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		45	33	36	39	41	194
実数	WG障害のある者	31	19	19	24	20	113
	WG障害のない者	14	14	17	15	21	81
合計		23.2%	17.0%	18.6%	20.1%	21.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	27.4%	16.8%	16.8%	21.2%	17.7%	100.0%
	WG障害のない者	17.3%	17.3%	21.0%	18.5%	25.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が14.9%であり、「週に1回程度」が15.8%、あわせて約30.7%である。気分障害については欧州統計局の設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 154 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（心配・不安等を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		1.心配や落ち着かない気持ちや不安を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		47	31	36	40	43	197
実数	ES障害のある者	30	13	13	18	9	83
	ES障害のない者	17	18	23	22	34	114
合計		23.9%	15.7%	18.3%	20.3%	21.8%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.1%	15.7%	15.7%	21.7%	10.8%	100.0%
	ES障害のない者	14.9%	15.8%	20.2%	19.3%	29.8%	100.0%

オ) 心の状況(気分障害)との関係(2:心配・不安等を感じる頻度)

ここでは「障害のない者」でも気分障害(憂鬱)を感じるのか、どの程度かを分析した。(本ページの図表は比較しやすさ、見やすさのために再掲している。)

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、ワシントングループの設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が18.8%であり、「週に1回程度」が21.3%、あわせて約40.1%である。気分障害についてはワシントングループの設問では明確には尋ねていないため、気分障害の者であっても、一定数が「障害のある者」とみなされなくなっている可能性がある。

図表 155 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無(憂鬱を感じる頻度)

(上段:実数、下段:割合) 本表については再掲である。

		Q13					
		2.憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1.毎日	2.週に1回程度	3.月に1回程度	4.年に2、3回程度	5.全くない	合計
合計		39	31	31	33	56	190
実数	WG障害のある者	24	14	18	24	30	110
	WG障害のない者	15	17	13	9	26	80
合計		20.5%	16.3%	16.3%	17.4%	29.5%	100.0%
割合	WG障害のある者	21.8%	12.7%	16.4%	21.8%	27.3%	100.0%
	WG障害のない者	18.8%	21.3%	16.3%	11.3%	32.5%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「憂鬱を感じることの頻度」に関して、「毎日」もしくは「週に1回程度」と回答する、相対的に頻度が高い者についてみると、欧州統計局の設問では「障害のない者」であっても、「毎日」が16.7%であり、「週に1回程度」が12.3%、あわせて約28.9%である。

図表 156 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の気分障害有無（憂鬱を感じる頻度）
（上段：実数、下段：割合）

		Q13					
		2. 憂鬱を感じることはどのくらい頻繁にありますか。					
		1. 毎日	2. 週に1回程度	3. 月に1回程度	4. 年に2、3回程度	5. 全くない	合計
合計		40	30	32	33	58	193
実数	ES障害のある者	21	16	14	14	14	79
	ES障害のない者	19	14	18	19	44	114
合計		20.7%	15.5%	16.6%	17.1%	30.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	26.6%	20.3%	17.7%	17.7%	17.7%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	12.3%	15.8%	16.7%	38.6%	100.0%

カ) 通院・買い物の困難性

ここでは「障害のある者/ない者」で通院・買い物の困難性が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物の困難性」に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・ワシントングループの設問における「障害のある者」は55.1%が「困難なことがある」としており、「障害のない者」は16.0%しか「困難なことがある」としていない。

図表 157 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買い物の困難性
 (上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な問題から、一人で病院に行ったり買い物に行ったりすることが困難なことがありますか。		
		1.困難なことがある	2.困難なことはない	合計
合計		78	121	199
実数	WG障害のある者	65	53	118
	WG障害のない者	13	68	81
合計		39.2%	60.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	55.1%	44.9%	100.0%
	WG障害のない者	16.0%	84.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「通院・買い物」の困難性に関しては、「困難なことがある」者の割合は「障害のある者」の方が多い。

・欧州統計局の設問における「障害のある者」は72.7%が困難としており、「障害のない者」は12.3%しか「困難なことがある」としていない。

図表 158 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の通院・買物の困難性

(上段：実数、下段：割合)

		Q14 あなたは、肉体的、精神的、情緒的な 問題から、一人で病院に行ったり 買い物に行ったりすることが困難なことが		
		1.困難なこ とがある	2.困難なこ とはない	合計
合計		78	124	202
実数	ES障害のある者	64	24	88
	ES障害のない者	14	100	114
合計		38.6%	61.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	72.7%	27.3%	100.0%
	ES障害のない者	12.3%	87.7%	100.0%

就労状況における特徴・相互比較

以下の就労状況に係る設問においては、冒頭、「仕事あり」か、「仕事なし」か、を選択していただき、その回答結果に応じて回答いただく設問が分岐する構成になっている。

「仕事あり」は、さらに「主に仕事をしている」、「主に家事で仕事あり」、「主に通学で仕事あり」、「その他」の選択肢に分かれているが、「仕事あり」については、以下の注意書きを記載の上で回答していただいている。

したがって、本調査研究においては、福祉的就労も「仕事あり」と回答していただく形式になっており、本節「就労状況における特徴・相互比較」においては、「仕事あり」は全て福祉的就労も含んでいることに留意が必要（就業日数や就業時間、勤務形態や勤め先における呼称についても、福祉的就労の者も含んで回答していただいている）。

「仕事の有無」に係る冒頭の設問の注記

「無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合、福祉的就労で工賃を得ている場合も『仕事あり』とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は『仕事なし』とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。」

ア) 前月中の仕事の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事の有無や内容が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・ワシントングループの設問における「障害のある者」では67.2%であり、「障害のない者」は87.8%である。
 - ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で22.4%、「障害のない者」で2.4%と、「障害のある者」が多い。

図表 159 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
 (上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		150	3	0	9	1	7	28	198
実数	WG障害のある者	78	1	0	6	1	4	26	116
	WG障害のない者	72	2	0	3	0	3	2	82
割合		75.8%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	14.1%	100.0%
割合	WG障害のある者	67.2%	0.9%	0.0%	5.2%	0.9%	3.4%	22.4%	100.0%
	WG障害のない者	87.8%	2.4%	0.0%	3.7%	0.0%	3.7%	2.4%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

- 「前月中の仕事の有無」に関しては、「仕事あり(主に仕事をしている)」の者の割合は「障害のある者」と「障害のない者」とを比較すると、「障害のない者」の方が多い。
- ・欧州統計局の設問における「障害のある者」では 61.6%であり、「障害のない者」は 87.6%である。
- ・なお、「仕事なし(その他)」とする者は、「障害のある者」で 23.3%、「障害のない者」で 6.2%と、「障害のある者」が多い。

図表 160 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月の仕事状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q16							
		あなたの前月中の仕事の状況について、お答えください。							
		1.(仕事あり)主に仕事をしている	2.(仕事あり)主に家事で仕事あり	3.(仕事あり)主に通学で仕事あり	4.(仕事あり)その他	5.(仕事なし)通学	6.(仕事なし)家事	7.(仕事なし)その他	合計
合計		152	3	0	9	1	7	27	199
実数	ES障害のある者	53	2	0	3	1	7	20	86
	ES障害のない者	99	1	0	6	0	0	7	113
合計		76.4%	1.5%	0.0%	4.5%	0.5%	3.5%	13.6%	100.0%
割合	ES障害のある者	61.6%	2.3%	0.0%	3.5%	1.2%	8.1%	23.3%	100.0%
	ES障害のない者	87.6%	0.9%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	6.2%	100.0%

イ) 就業日数、就業時間 (1 : 就業日数)

ここでは「障害のある者/ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は64.7%であり、「障害のない者」は76.4%である。
- ・逆に、「3日」を例に取ると、「障害のある者」で9.4%、「障害のない者」で2.8%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 161 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数
(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	16	110	13	2	157
実数	WG障害のある者	2	1	8	10	55	7	2	85
	WG障害のない者	2	1	2	6	55	6	0	72
合計		2.5%	1.3%	6.4%	10.2%	70.1%	8.3%	1.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	2.4%	1.2%	9.4%	11.8%	64.7%	8.2%	2.4%	100.0%
	WG障害のない者	2.8%	1.4%	2.8%	8.3%	76.4%	8.3%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1週間の仕事をした日数」に関しては、「障害のない者」の方が「障害のある者」よりも日数が多い者の割合が多い。

- ・例えば、一般的な1週間の営業日である「5日」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.2%であり、「障害のない者」は77.7%である。
- ・逆に、「3日」を例にとると、「障害のある者」で8.6%、「障害のない者」で4.9%と「障害のある者」の方が相対的に多い。

図表 162 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業日数

(上段：実数、下段：割合)

		Q17							
		1週間の仕事をした日数							
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計
合計		4	2	10	18	112	13	2	161
実数	ES障害のある者	2	1	5	8	32	8	2	58
	ES障害のない者	2	1	5	10	80	5	0	103
合計		2.5%	1.2%	6.2%	11.2%	69.6%	8.1%	1.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.4%	1.7%	8.6%	13.8%	55.2%	13.8%	3.4%	100.0%
	ES障害のない者	1.9%	1.0%	4.9%	9.7%	77.7%	4.9%	0.0%	100.0%

ウ) 就業日数、就業時間 (2 : 就業時間)

ここでは「障害のある者 / ない者」で就業日数・就業時間が異なるのかを分析した。
 (ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間 (週間 40 時間) に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は 14.5% であり、「障害のない者」は 6.9% である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 39.8% であり、「障害のない者」は 44.4% である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 22.9%、「障害のない者」は 20.8% となった。

図表 163 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間
 (上段 : 実数、下段 : 割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		34	10	25	65	17	3	1	0	155
実数	WG障害のある者	19	7	9	33	12	2	1	0	83
	WG障害のない者	15	3	16	32	5	1	0	0	72
合計		21.9%	6.5%	16.1%	41.9%	11.0%	1.9%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	22.9%	8.4%	10.8%	39.8%	14.5%	2.4%	1.2%	0.0%	100.0%
	WG障害のない者	20.8%	4.2%	22.2%	44.4%	6.9%	1.4%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「前月中の就業時間」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」で明確な差は見られない。

- ・例えば、労働基本法上の勤務時間（週間 40 時間）に加えて一定の残業をしたと考え、「41～50 時間」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は 12.3%であり、「障害のない者」は 8.8%である。
- ・しかし、「31～40 時間」についてみると、「障害のある者」は 36.8%であり、「障害のない者」は 42.2%である。
- ・また、「1～10 時間」と最も少ない分類では、「障害のある者」は 17.5%、「障害のない者」は 26.5%となった。

図表 164 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の前月中の就業時間

(上段：実数、下段：割合)

		Q17								
		1週間の残業も含めた総時間								
		1-10時間	11-20時間	21-30時間	31-40時間	41-50時間	51-60時間	61-70時間	71時間-	合計
合計		37	11	26	64	16	4	1	0	159
実数	ES障害のある者	10	6	10	21	7	2	1	0	57
	ES障害のない者	27	5	16	43	9	2	0	0	102
合計		23.3%	6.9%	16.4%	40.3%	10.1%	2.5%	0.6%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	17.5%	10.5%	17.5%	36.8%	12.3%	3.5%	1.8%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	26.5%	4.9%	15.7%	42.2%	8.8%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%

エ) 1年間の収入又は収益

ここでは「障害のある者/ない者」で収入や収益が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性がある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は2.7%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は11.9%であり、「障害のない者」は8.2%である。

図表 165 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																		
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																		
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計	
	合計	16	14	32	38	14	7	13	10	7	1	0	2	1	2	0	0	0	157	
実数	WG障害のある者	10	10	14	10	7	4	11	8	7	0	0	2	0	1	0	0	0	84	
	WG障害のない者	6	4	18	28	7	3	2	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	73	
	割合	10.2%	8.9%	20.4%	24.2%	8.9%	4.5%	8.3%	6.4%	4.5%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
割合	WG障害のある者	11.9%	11.9%	16.7%	11.9%	8.3%	4.8%	13.1%	9.5%	8.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	WG障害のない者	8.2%	5.5%	24.7%	38.4%	9.6%	4.1%	2.7%	2.7%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「1年間の収入又は収益」に関しては、「障害のある者」と「障害のない者」の大きな差異は見られないが、「障害のある者」は、最も年収が低い層の者が相対的に多い可能性はある。

- ・例えば、日本人の平均年収水準である「400～499万円」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.0%であり、「障害のない者」は5.8%である。
- ・ただし、最も低い年収水準である「収入なし/50万円未満」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は12.3%であり、「障害のない者」は8.7%である。

図表 166 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の1年間の収入又は収益
(上段：実数、下段：割合)

		Q19																	
		主な仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)について、お答えください。																	
		1.収入なし /50万円 未満	2.50 ～ 99 万円	3.100 ～ 149 万円	4.150 ～ 199 万円	5.200 ～ 249 万円	6.250 ～ 299 万円	7.300 ～ 399 万円	8.400 ～ 499 万円	9.500 ～ 599 万円	10.600 ～ 699 万円	11.700 ～ 799 万円	12.800 ～ 899 万円	13.900 ～ 999 万円	14.1000 ～ 1249 万円	15.1250 ～ 1499 万円	16.1500 万円以上	17.わか らない	合計
	合計	16	14	35	38	12	7	14	10	8	1	0	2	1	2	0	0	0	160
実数	ES障害のある者	7	8	11	10	4	4	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	ES障害のない者	9	6	24	28	8	3	7	6	6	1	0	2	1	2	0	0	0	103
	合計	10.0%	8.8%	21.9%	23.8%	7.5%	4.4%	8.8%	6.3%	5.0%	0.6%	0.0%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	12.3%	14.0%	19.3%	17.5%	7.0%	7.0%	12.3%	7.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ES障害のない者	8.7%	5.8%	23.3%	27.2%	7.8%	2.9%	6.8%	5.8%	5.8%	1.0%	0.0%	1.9%	1.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

オ) 勤務形態

ここでは「障害のある者/ない者」で勤務形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は42.7%であり、「障害のない者」は35.1%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は20.7%であり、「障害のない者」は31.1%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は12.2%であり、「障害のない者」は18.9%である。

図表 167 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態

(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業員(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		61	40	24	0	14	1	3	2	2	9	156
実数	WG障害のある者	35	17	10	0	11	0	2	0	1	6	82
	WG障害のない者	26	23	14	0	3	1	1	2	1	3	74
割合		39.1%	25.6%	15.4%	0.0%	9.0%	0.6%	1.9%	1.3%	1.3%	5.8%	100.0%
割合	WG障害のある者	42.7%	20.7%	12.2%	0.0%	13.4%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	7.3%	100.0%
	WG障害のない者	35.1%	31.1%	18.9%	0.0%	4.1%	1.4%	1.4%	2.7%	1.4%	4.1%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」については「障害のある者」の方が多いものの、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」や「1月以上1年未満の契約の雇用者」については「障害のない者」が多く、「障害のある者」の方がむしろ有利な勤務形態となっている。

- ・例えば、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は50.9%であり、「障害のない者」は34.6%である。
- ・また、「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は20.0%であり、「障害のない者」は26.9%である。
- ・一方、「1月以上1年未満の契約の雇用者」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は7.3%であり、「障害のない者」は18.3%である。

図表 168 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤務形態
(上段：実数、下段：割合)

		Q20										
		主な仕事について、お勤めの形態、自営の形態等についてお答えください。										
		1.一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)	2.一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)	3.1月以上1年未満の契約の雇用者	4.日々又は1月未満の契約の雇用者	5.会社・団体等の役員	6.自営業主(雇人あり)	7.自営業主(雇人なし)	8.家族従業者(自家営業の手伝い)	9.内職	10.その他	合計
合計		64	39	23	0	15	1	4	2	2	9	159
実数	ES障害のある者	28	11	4	0	4	1	3	0	1	3	55
	ES障害のない者	36	28	19	0	11	0	1	2	1	6	104
合計		40.3%	24.5%	14.5%	0.0%	9.4%	0.6%	2.5%	1.3%	1.3%	5.7%	100.0%
割合	ES障害のある者	50.9%	20.0%	7.3%	0.0%	7.3%	1.8%	5.5%	0.0%	1.8%	5.5%	100.0%
	ES障害のない者	34.6%	26.9%	18.3%	0.0%	10.6%	0.0%	1.0%	1.9%	1.0%	5.8%	100.0%

カ) 勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で勤め先での呼称が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は52.2%であり、「障害のない者」は33.8%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は13.4%であり、「障害のない者」は33.8%である。

図表 169 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称 (契約形態)
(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		58	21	10	1	32	7	6	135
実数	WG障害のある者	35	10	5	0	9	4	4	67
	WG障害のない者	23	11	5	1	23	3	2	68
合計		43.0%	15.6%	7.4%	0.7%	23.7%	5.2%	4.4%	100.0%
割合	WG障害のある者	52.2%	14.9%	7.5%	0.0%	13.4%	6.0%	6.0%	100.0%
	WG障害のない者	33.8%	16.2%	7.4%	1.5%	33.8%	4.4%	2.9%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

○「勤務形態」に関しては、「正規の職員・従業員」は「障害のある者」が多く、「契約社員」は「障害のない者」が多い。「パート」や「アルバイト」については大きな差は見られない。

- ・特に差がみられるのは以下の契約形態である。
- ・「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は55.6%であり、「障害のない者」は39.1%である。
- ・また、「契約社員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は8.9%であり、「障害のない者」は30.4%である。

図表 170 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の勤め先での呼称（契約形態）

(上段：実数、下段：割合)

		Q21							
		主な仕事について、勤め先での呼称をお答えください。							
		1.正規の職員・従業員	2.パート	3.アルバイト	4.労働者派遣事業所の派遣社員	5.契約社員	6.嘱託	7.その他	合計
合計		61	21	9	1	32	7	6	137
実数	ES障害のある者	25	6	4	0	4	3	3	45
	ES障害のない者	36	15	5	1	28	4	3	92
合計		44.5%	15.3%	6.6%	0.7%	23.4%	5.1%	4.4%	100.0%
割合	ES障害のある者	55.6%	13.3%	8.9%	0.0%	8.9%	6.7%	6.7%	100.0%
	ES障害のない者	39.1%	16.3%	5.4%	1.1%	30.4%	4.3%	3.3%	100.0%

キ) 就業希望の有無

ここでは「障害のある者/ない者」で就職希望が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。

・「障害のある者」は 32.0%であり、「障害のない者」は 80.0%である。

図表 171 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望

(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと思っている	2.したいと思っていない	合計
合計		12	18	30
実数	WG障害のある者	8	17	25
	WG障害のない者	4	1	5
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	32.0%	68.0%	100.0%
	WG障害のない者	80.0%	20.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業希望」に関しては、「障害のある者」の方が「障害のない者」よりも少ない。

・「障害のある者」は 36.4%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 172 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業希望
(上段：実数、下段：割合)

		Q22		
		就業希望の有無について、お答えください。		
		1.したいと 思っている	2.したいと 思っていない	合計
合計		11	18	29
実数	ES障害のある者	8	14	22
	ES障害のない者	3	4	7
合計		37.9%	62.1%	100.0%
割合	ES障害のある者	36.4%	63.6%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

ク) 就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

ここでは「障害のある者/ない者」で希望する勤め先での契約形態が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」だけでなく、「パート・アルバイト」を希望する者も多い。

- ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は9.5%であり、「障害のない者」は20.0%である。
- ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、ワシントングループの設問における「障害のある者」は14.3%であり、「障害のない者」は80.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」を希望する者が61.9%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 173 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称 (契約形態)

(上段：実数、下段：割合)

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		3	7	0	2	1	13	26
実数	WG障害のある者	2	3	0	2	1	13	21
	WG障害のない者	1	4	0	0	0	0	5
合計		11.5%	26.9%	0.0%	7.7%	3.8%	50.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	9.5%	14.3%	0.0%	9.5%	4.8%	61.9%	100.0%
	WG障害のない者	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

- 「就業時に希望する契約形態」に関しては、「障害のない者」は「正規の職員・従業員」を希望する者が多く、「障害のある者」は「パート・アルバイト」を希望する者が多い。
 - ・例えば、「正規の職員・従業員」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は5.3%であり、「障害のない者」は16.7%である。
 - ・一方で、「パート・アルバイト」についてみると、欧州統計局の設問における「障害のある者」は36.8%であり、「障害のない者」は0.0%である。
 - ・「障害のある者」も「障害のない者」もいずれも、「その他」を希望する者がそれぞれ42.1%、83.3%と多い。(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 174 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の就業時に希望する勤め先での呼称（契約形態）
（上段：実数、下段：割合）

		Q23						
		どのような形で仕事をしたいと思いますか。						
		1.正規の職員・従業員	2.パート・アルバイト	3.労働者派遣事業所の派遣社員	4.契約社員・嘱託	5.自営	6.その他	合計
合計		2	7	0	2	1	13	25
実数	ES障害のある者	1	7	0	2	1	8	19
	ES障害のない者	1	0	0	0	0	5	6
合計		8.0%	28.0%	0.0%	8.0%	4.0%	52.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	5.3%	36.8%	0.0%	10.5%	5.3%	42.1%	100.0%
	ES障害のない者	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	100.0%

ケ) 即時の就業の可否

ここでは「障害のある者/ない者」ですぐに就業できるか否かが異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 10.0%であり、「障害のない者」は 40.0%である。

図表 175 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		5	30	35
実数	WG障害のある者	3	27	30
	WG障害のない者	2	3	5
合計		14.3%	85.7%	100.0%
割合	WG障害のある者	10.0%	90.0%	100.0%
	WG障害のない者	40.0%	60.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「すぐに仕事につけるか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「つける」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 3.7%であり、「障害のない者」は 42.9%である。

図表 176 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の即時の就業希望有無

(上段：実数、下段：割合)

		Q24		
		すぐにでも仕事につけますか。		
		1.つける	2.つけない	合計
合計		4	30	34
実数	ES障害のある者	1	26	27
	ES障害のない者	3	4	7
合計		11.8%	88.2%	100.0%
割合	ES障害のある者	3.7%	96.3%	100.0%
	ES障害のない者	42.9%	57.1%	100.0%

コ) 求職の状況

ここでは「障害のある者/ない者」で求職の状況が異なるのかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は 33.3%であり、「障害のない者」は 50.0%である。

図表 177 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		2	3	5
実数	WG障害のある者	1	2	3
	WG障害のない者	1	1	2
合計		40.0%	60.0%	100.0%
割合	WG障害のある者	33.3%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	50.0%	50.0%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事を探しているか」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「探している」と回答する者の割合が少ない。

・「障害のある者」は0.0%であり、「障害のない者」は33.3%である。

図表 178 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の求職の状況
(上段：実数、下段：割合)

		Q24S1		
		仕事を探していますか。		
		1.探している	2.探していない	合計
合計		1	3	4
実数	ES障害のある者	0	1	1
	ES障害のない者	1	2	3
合計		25.0%	75.0%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	100.0%	100.0%
	ES障害のない者	33.3%	66.7%	100.0%

サ) 仕事につけない理由

ここでは「障害のある者/ない者」で仕事に就けない理由が異なる(健康上の理由が大きいのか否か)のかを分析した。

(ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」も「障害のない者」も「健康に自信がない」と回答する者の割合が一定数いる。

- ・「障害のある者」は37.0%であり、「障害のない者」は100.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が66.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 179 ワシントングループの設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段:実数、下段:割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	WG障害のある者	0	2	10	18	27
	WG障害のない者	0	0	3	1	3
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	WG障害のある者	0.0%	7.4%	37.0%	66.7%	100.0%
	WG障害のない者	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%

(欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」)

回答者数が少ないため、参考的分析にとどまることに留意。

○「仕事につけない理由」という設問に関しては、「障害のある者」の方が、「障害のない者」よりも「健康に自信がない」と回答する者の割合が多い。

- ・「障害のある者」は50.0%であり、「障害のない者」は0.0%である。
- ・「障害のある者」は「その他」が57.7%である(「その他」の詳細については自由記述では把握していない)

図表 180 欧州統計局の設問における「障害のある者」と「障害のない者」の仕事につけない理由

(仕事につけない理由は複数回答)

(上段：実数、下段：割合)

		Q24S2				
		仕事につけない理由について、お答えください。				
		1.出産・育児のため	2.介護・看護のため	3.健康に自信がない	4.その他	回答者数
合計		0	2	13	19	30
実数	ES障害のある者	0	2	13	15	26
	ES障害のない者	0	0	0	4	4
合計		0.0%	6.7%	43.3%	63.3%	100.0%
割合	ES障害のある者	0.0%	7.7%	50.0%	57.7%	100.0%
	ES障害のない者	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

(4) 設問のわかりやすさの評価

(設問ごとの結果)

- ・ワシントングループの設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が40.5%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.9%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が41.5%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が41.0%であった。
- ・欧州統計局の設問においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が34.1%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が37.4%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が31.7%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が33.2%であった。
- ・WHODAS2.0においては、最も「総合的に回答しやすい」と回答した者が25.4%であった。一方、評価要素としての最も「短時間で回答可能」とする者が24.6%、最も「質問文がわかりやすい」と回答する者が26.8%、最も「選択肢を選びやすい」とする者が25.9%であった。

(設問間の比較)

- ・総合的な回答しやすさについては、紙面調査においては、相対的にワシントングループの設問が40.5%で最も評価されている。一方で欧州統計局も34.1%で相対的な差は大きくない。
- ・「短時間で回答可能」、「質問文がわかりやすい」、「選択肢が選びやすい」という要素別に見ても、いずれもワシントングループの設問が他の2設問より相対的に評価されている。

図表 181 各設問の回答のしやすさ(最も評価するものの割合)

	ワシントン グループ	欧州統計局	WHODAS2.0
N数	209	209	209
有効回答数	201	203	203
総合して最も回答しやすかった	40.5%	34.1%	25.4%
最も短時間で回答できた	37.9%	37.4%	24.6%
質問文が最も分かりやすかった	41.5%	31.7%	26.8%
選択肢が最も選びやすかった	41.0%	33.2%	25.9%

(わかりやすさの評価にかかる自由回答)

ここでは、同一・類似の趣旨の自由回答が数件以上あったものを取り上げている。

一部、表現の明らかな誤記等については加筆・修正を行っている。また、どの設問を指しての指摘かが明記されている場合には設問名を記載した(調査では設問が“パターン A、B”等の表記となっており、自由回答もそのような表記で記載されていたため)。

○障害と疾患の区別が容易ではなく、障害があるだけで健康問題になるのか、障害が理由となる健康問題だけを想起すればよいのか迷う、という意見があった。紙面調査では、障害があることで状態が良くも悪くもないことについての回答を迷うという声も聞かれた。

- ・「健康上の問題」と「障害による問題」とを区別しての設問なのか、「障害」＝「健康上の問題」と捉えての設問なのか迷いました。私は前者と解釈して回答しました。
- ・障害を持っていると、状態はよくもないし、かといって悪いとも思っていないので解答に困りました。
- ・健康状態に、視覚障害によりできないことが含まれるのか迷った。
- ・「健康上の問題」という定義に少し戸惑った。恒常的な障害のことか、例えば自分の関節の障害以外の健康面のことか回答に迷った。
- ・欧州統計局は健康の定義が解りづらい。障害が有る時点で健康ではないのか？障害が有る人の中で健康なのか？

○「苦勞」や「支障」、「困難」は介助者の存在や支援器具の存在を前提とするのか、しないのか判然としないため回答がしにくい、という声があった。紙面調査では、「手話」についても言及があり、「手話」ができれば困難はない者から回答時に困惑するという声もあった。

- ・障害を補完する資源として、介助サービスを利用しているが、介助者確保と介助の質の維持が安定できない為(人手不足、十分な給与保障に繋がらないこともあって)、生活行為に支障がある旨書きました。
- ・WHODAS2.0 について、耳が聞こえない為、情報保障(手話通訳、筆談など)がなかった場合、“ひどく問題あり”となります。「通常の言語」を「音声語」と受け止めての回答になります。「手話」であれば「1. 苦勞はありません」となります。
- ・WHODAS2.0 は日常的に介助を必要とする障害者にとっては、介助を前提とするならば可能であるが、自力では難しいところが多いため、何を選んで良いのか迷った。

○複数の障害がある重複障害者から、どの障害に基づいて回答すればよいかの判断が困難である、単純に設問に回答してよいのかどうか迷う、という声が聞かれた。

○設問によっては、障害別に聞いてもらったほうが回答しやすい、という声も聞かれた。

- ・知的障害、聴覚障害、難病（偽性副甲状腺機能低下症）、てんかん等複数の症状が重なり合うことで、欧州統計局の設問は回答しにくい。
- ・私達、目と耳の両方に障害がある盲ろう者の困難・苦痛は単一障害のその単なる足し算ではない、固有の苦しみがあると思います。また、精神的疾患にもつながりやすいと感じています。
- ・設問が全般にわかりにくい。障害別に分けてほしい。
- ・設問に対して答えづらい点が多かった。最初の設問は障害全般で良いと思うが、その後、障害別に設問をわけてほしいと思った。

○回答の選択肢について、「問題があるかどうか」ということや、「困難さ」を把握すべきではないかとの声が聞かれた。

○また、設問の尋ね方として、「ある程度」や、「友人関係を保つ」のような表現について、程度がわかりづらいという声も聞かれた。紙面調査では、生まれつきの障害なのである程度対応できる場合に回答が難しいという声もあった。

- ・（ワシントングループの設問、WHODAS2.0 への回答を受けて）設問文として、問題があるか？という形より、苦勞するかどうか？の方が答えやすいと思う。問題があるかどうかは周囲の人の捉え方もあると思うので。
- ・身体の機能障害でなく、難病や慢性疾患、臓器等の内部障害の場合、出来る・出来ないでなく、日常生活や仕事をする上での困難さを把握できる調査にしていきたい。
- ・生まれつき障害がある場合、障害のためにできないことも、ある程度の我慢や自分の工夫によって、ある程度までできたりする。ある程度とはどの程度なのか。
- ・ワシントングループは難解な言葉が多く理解しづらい。欧州統計局の設問は答えやすいものの本当に障害者だとわかるのかと考えると特定することは非常に難しい。
- ・同じパターンの中でもわかりやすい設問とそうでないものがある。例えば WHODAS2.0 で「1 km 歩く」は極めて具体的でわかりやすいが、友人関係を保つとはどういうレベルのことを言っているのか不明確。
- ・ワシントングループでも当てはまらないこともあるのでその選択肢もほしかった。